

法案と政府を違いつめた40日

自由法曹団の秘密保護法反対闘争

発行にあたって

- I 展開と自由法曹団のたたかい
- II 支部の活動、各地でのたたかい
- III 団員の活動、各分野でのたたかい

日誌



12/4国会ヒューマンチェーン

自 由 法 曹 団

発行にあたって

2013年12月6日、政府・与党は、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）の採決を強行した。国会を包囲した市民の怒号のなかでの強行であった。

10月25日の国会提出から40日余、政府の答弁は二転三転して審議は迷走を続け、迷走のすえに生み出された「4党共同修正」は、いっそうの改悪であって修正の名に値しない。最終盤になって法文に登場しない「第三者機関的な機関」が安倍晋三首相の答弁で登場し、修正案を提出したみんなの党や維新の会の議員が棄権にまわるなど、迷走はとどまるどころを知らなかった。いっそうの破綻を恐れた政府・与党は、強行採決によって審議に終止符をうつしかなかったのである。

政府・与党と法案をそこまで追いつめたもの、それは本質と内容が明らかになるにつれてまきおこり、日を追うごとに強まった国民的な反対の声であった。さまざまな分野から批判と反対の声がからあがり、反対の声は海外にまで広がった。全国津々浦々で反対運動が急速に盛り上がり、連日の行動で国会を包囲するまでになった。秘密保護法は強行されたとはいえ、たたかいは決して消えるものではない。

自由法曹団や支部、団員は、全力をあげて秘密保護法を阻止するために奮闘した。そのたたかいは、国会に向けた活動から、地方・地域の運動や弁護士会の運動、地方公聴会での公述や日弁連での活動、NGOや「弁護士の会」での活動、各分野での弁護団での活動など、実に多彩に展開した。

この小冊子は、たぐいまれな展開を示した秘密保護法反対のたたかいを記録にとどめるために、急きよ編集・発行した報告集である。編集にあたっては、各地・各分野で活動された団員に、無理を承知で寄稿を依頼した。にもかかわらず、快く寄稿に応じていただいた団員各位に、こころから感謝したい。

「情報保全諮問会議」が始動して秘密保護法が施行に向けて動き出そうとする一方で、「国家安全保障戦略」が策定されて「集団的自衛権」行使の容認・国家安全保障基本法体系に向けた策動が強められようとしている。秘密保護法反対のたたかいは、秘密保護法の廃止を求め、改憲策動に反対するたたかひとしてさらに前進させなければならない。

この小冊子が、そうした運動の発展に寄与できることを、祈念してやまない。

2014年 2月

目次

I 展開と自由法曹団のたたかい

| | | | | |
|---------------------------------|---------------|------|-----|---|
| 秘密保護法をめぐる攻防 | 秘密保護法対策プロジェクト | 責任者 | 田中隆 | 1 |
| 自由法曹団のたたかい | 秘密保護法対策プロジェクト | 事務局長 | 森孝博 | 2 |
| 秘密保護法案強行採決に抗議し、たたかいのさらなる前進を（声明） | | | | 4 |

II 支部の活動、各地でのたたかい

| | | | |
|----------------------------------|-------|-------|----|
| 北海道支部の取り組み | 事務局長 | 渡辺達生 | 6 |
| STOP！秘密保護法 宮城の運動 | 宮城県支部 | 野呂圭 | 7 |
| 埼玉における秘密保護法反対の闘いから | 埼玉支部 | 柳重雄 | 7 |
| 特定秘密保護法案反対についての団千葉支部の活動 | 千葉支部 | 藤野善夫 | 9 |
| 神奈川県での特定秘密保護法の廃案に向けた運動 | 神奈川支部 | 高橋由美 | 9 |
| 特定秘密保護法に対する東京支部の取り組み | 東京支部 | 齊藤園生 | 10 |
| 新潟支部の活動 | 事務局長 | 齋藤裕 | 11 |
| 秘密保護法反対闘争・山梨県支部の闘い | 事務局長 | 小笠原忠彦 | 13 |
| 静岡県支部の取り組み | 事務局長 | 西ヶ谷知成 | 13 |
| 秘密保護法阻止に向けた愛知の取組み | 愛知支部 | 濱 将周 | 14 |
| 岐阜県弁護士会史上初めてのパレードが成功する！ | 岐阜支部長 | 笹田参三 | 16 |
| 富山県支部の取組み | 富山県支部 | 水谷敏彦 | 17 |
| 石川・秘密保護法に対する取り組み | 石川県支部 | 蕪城哲平 | 18 |
| 福井県支部における秘密保護法阻止闘争 | 事務局長 | 吉川健司 | 19 |
| 滋賀における秘密保護法反対運動の展開 団支部が団旗を掲げて街頭へ | 滋賀支部 | 玉木昌美 | 20 |
| 京都における秘密保護法反対の取り組み | 京都支部 | 毛利崇 | 21 |
| 兵庫県支部の特定秘密保護法反対の取り組み | 兵庫県支部 | 松山秀樹 | 21 |
| ストップ！秘密保護法わかやま共同行動について | 和歌山支部 | 芝野友樹 | 23 |
| 奈良県における秘密保護法反対の活動 | 奈良支部 | 佐藤真理 | 24 |
| 大阪支部での秘密保護法反対の取り組み | 大阪支部 | 宮本亜紀 | 25 |
| 鳥取県からの報告 | 鳥取県支部 | 高橋敬幸 | 26 |
| 福岡支部の秘密保護法阻止の闘い | 福岡支部 | 中原昌孝 | 27 |
| 熊本・「秘密保護法を廃止せよ！」新たなスタート | 熊本支部 | 寺内大介 | 29 |
| 大分・特定秘密保護法反対の取り組みについて | 事務局長 | 今朝丸貴 | 29 |
| 宮崎における秘密保護法阻止に向けた取り組み | 支部長 | 後藤好成 | 30 |
| 沖縄における特定秘密保護法反対の闘い | 沖縄支部 | 仲山忠克 | 31 |

Ⅲ 団員の活動、各分野でのたたかい

| | | | | |
|------------------------------------|-------|---------|-------|----|
| 地方公聴会に参加して | 福島支部 | 荒木 貢 | …………… | 34 |
| さいたま地方公聴会の公述人となって | 埼玉支部 | 山崎 徹 | …………… | 35 |
| 日弁連の活動 | 新潟支部 | 齋藤 裕 | …………… | 36 |
| 日弁連の秘密保護法反対の取り組み | 東京支部 | 藤原 真由美 | …………… | 38 |
| 国会周辺のデモと石破茂「デモはテロ」発言 | 神奈川支部 | 神原 元 | …………… | 39 |
| ヒューマン・ライツ・ウォッチと秘密保護法 | 東京支部 | 土井 香苗 | …………… | 41 |
| 自由を諦めない。 ～「明日の自由を守る若手弁護士会」の取り組み～ | 神奈川支部 | 太田 啓子 | …………… | 42 |
| 特定秘密保護法フェス開催～ママたちの力によって実現～ | 神奈川支部 | 宋 惠燕 | …………… | 43 |
| 秘密保護法の廃止を 一軽はずみな安倍政権の暴走阻止の第1歩 | 北海道支部 | 高崎 暢 | …………… | 44 |
| 信濃毎日新聞への投稿 | 長野県支部 | 毛利 正道 | …………… | 45 |
| 初めての集会・パレードであったが・・・ | 岐阜支部 | 河合 良房 | …………… | 46 |
| 愛知における秘密保護法反対運動の教訓と課題 | 愛知支部 | 中谷 雄二 | …………… | 47 |
| 特定秘密保護法反対の千葉県弁護士会等での取り組み | 千葉支部 | 守川 幸男 | …………… | 49 |
| 秘密保護法 横浜弁護士会、川崎地域の闘い | 神奈川支部 | 三嶋 健 | …………… | 49 |
| 東京南部法律事務所の昨年1年間の取り組みを振り返って | 東京支部 | 佐藤 誠一 | …………… | 50 |
| 「STOP！秘密保護法」大集会に参加して | 東京支部 | 横山 雅 | …………… | 51 |
| 「原発事故被害者訴訟と秘密保護法」 | 福島支部 | 渡邊 純 | …………… | 52 |
| 原発事故被害救済訴訟と「秘密保護法」 | 東京支部 | 馬奈木 徹太郎 | …………… | 53 |
| 原発情報と「特定秘密保護法」 | 埼玉支部 | 大久保 賢一 | …………… | 54 |
| 情報保全隊訴訟からみた秘密保護法の問題 | 宮城県支部 | 小野寺 義象 | …………… | 56 |
| 那覇市情報公開訴訟と「防衛秘密」－「秘密」はどのようにつくられるか－ | 沖縄支部 | 仲山 忠克 | …………… | 57 |
| 国会議員の自殺行為と国会の死滅 | 東京支部 | 長澤 彰 | …………… | 58 |

I 展開と自由法曹団のたたかい

秘密保護法をめぐる攻防

秘密保護法対策プロジェクト
責任者 田 中 隆

1 改憲策動のなかの秘密保護法

2013年9月3日、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）案の「概要」が発表され、パブリックコメントが募集された。A4・6頁の概要だけのもので、募集期間は15日間にすぎなかったが、意見は9万件近くにおよび、80パーセント近くが反対意見であった。

民主党政権時代の2011年8月に発表された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」報告書が「源流」であるが、報告書には提供などの管理に関する部分は見られない。

「集団的自衛権」行使の容認、「国家安全保障戦略」の策定、国家安全保障基本法体系への移行といった解釈改憲・立法改憲の「第一弾」として登場したが、国家安全保障会議設置法（日本版NSC設置法）と秘密保護法であった。

9月27日に「政府原案の詳細」が発表され、10月19日には自民党と公明党の修正協議が成立した。10月25日、政府は秘密保護法案を国会提出し、「40日間のたたかい」がはじまった。

2 構造と問題点

秘密保護法は、①軍事、外交、特定有害活動（いわゆる「スパイ」）、「テロ」にかかわる情報を特定秘密に指定し、②取扱いや提供を厳しく制約するなど情報管理を徹底し、③漏えい行為や取得行為等を重罪に処するという構造をもっている。

- ・ 特定秘密は「行政機関の長」の一存で指定されて、国会や第三者機関のチェックを受けず、「なにが秘密かも秘密」とされること
- ・ 特定秘密を取扱う公務員や民間企業の労働者には、適性検査による分断・差別やプラーバシー侵害が横行すること
- ・ 国会や裁判所への特定秘密の提供が厳しく制約される一方で、行政機関が「必要がある」と認めれば他の行政機関や警察、外国政府に提供できること
- ・ 漏えい罪や取得罪、共謀・教唆・扇動罪によって、メディアの取材・報道をはじめ研究活動や市民運動

などが犯罪とされる危険をはらむこと

など、秘密保護法の構造的な問題は枚挙にいとまがない。

秘密保護法は、恒久平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という日本国憲法の理念を、真っ向から蹂躪する法制にほかならない。

3 衆議院での審議と攻防

11月7日、衆議院審議が開始された。

審議が進むにつれて反対・批判の声が急速に広がった。広範な団体・個人が結集した11月21日の日比谷大集会には1万人が参加し、それぞれの地方・地域でも反対運動がまきおこった。日本弁護士連合会や各地の弁護士会が強力な反対運動を展開し、労働組合・民主団体・市民の共同行動も津々浦々で展開された。反対の声は学者・研究者、文化人、NGOなど各分野・各層に広がり、マス・メディアも一部を除いて連日のように反対の論陣を張るようになった。

審議を通じて法案の欠陥や問題点が明らかになり、担当大臣の答弁が二転三転するなどの迷走が続いた。国民的な批判・反対に、与党議員が「言いわけ」や「やつあたり」のような質問を続けるようになり、反対の声が審議に影響するようにもなった。

こうしたなか、与党と一部野党による修正協議が進められ、みんなの党（11月18日）と日本維新の会（11月20日）が、それぞれ与党との修正合意を成立させた。この「4党共同修正」は、構造的な問題にまったくメスを入れないどころか、指定期間を60年に延長して「永続秘密」まで認め、権限も責任も明確でない首相の関与を認めるなど、およそ「修正」と言える代物ではなかった。

11月25日、福島で行われた地方公聴会では、与党推薦を含む7名の公述人がいずれも反対・慎重の意見を表明した。政府・与党は、その夜修正案の趣旨説明を強行し、翌26日には委員会と本会議で採決を強行した。自民・公明・みんなは賛成、民主・共産・社民は反対であったが、修正案を提出した維新は棄権し、自民とみんなには反対・棄権の造反も出た。

衆議院の審議は約46時間にとどまり、密室協議で生み出され、強行採決前夜に趣旨説明が行われた

修正案についての審議はまったく行われていなかった。

4 参議院での審議と攻防

1月27日、参議院審議が開始された。

衆議院での強行採決を機に、批判・反対はさらに広がり、朝日新聞社の世論調査（11月30日、12月1日）では賛成が25%に対し、反対は50%にのぼり、廃案が22%、継続審議が51%に対し、「今の国会で成立させる」は14%にとどまった。

参議院段階での国民的批判には、民意を無視して強行採決を行った民主主義破壊への憤りが強く反映していた。「反対の絶叫は本質においてテロと変わらない」との石破茂自民党幹事長のブログ（11月28日）は、憤りに拍車をかけるものとなった。

連日のようにヒューマンチェーンやピースキャンドルなどの国会行動が展開され、それぞれの地方・地域では、地方連絡会、弁護士会、九条の会、超党派地方議員などによる集会・デモ・街頭宣伝が取り組まれた。中央・東京でも地方でも、市民ネットワーク型の運動と労働組合や弁護士会などが連携する新しい運動の形態が、生み出されていった。

参議院の審議でも、政府の答弁は迷走を続けた。

12月4日には、法文にまったく登場しない「情報保全諮問会議」「保全監視委員会」「独立公文書管理監」なる機関が、安倍首相の答弁で突然登場した。内閣官房の「特別秘密の保護に関する法律案・逐条解説」などの資料が開示されたのは、強行採決前日の12月5日になってのことである。

12月5日に委員会採決が強行され、翌6日には本会議採決が強行された。みんなと維新は棄権し（一部反対）、いったん退席した民主は出席して反対したが討論をせず、反対討論を行ったのは仁比聡平団員（日本共産党）だけであった。参議院の審議は約22時間にすぎない。

この日の日比谷大集会には1万5千人が参加し、国会周辺で行動した市民も数千人はく壇らなかった。圧倒的な国民の反対の声に包囲された政府・与党が、「強行採決による事態の収拾」に逃げ込んだ瞬間であった。強行を許したとはいえ、政府を追いつめたたたかいは、国民の運動の新たな「峰」を築いたと言えるだろう。

5 秘密保護法廃止と改憲策動の阻止へ

2014年1月17日、「情報保全諮問会議」の第1回会合が開催された。こんご、「保全監視委員会」「独立公文書管理監」の設置や基準の設定、政令の

制定などの準備が進められ、行政機関などでは情報や公務員・労働者の「仕分け」が行われるだろう。施行に向けた動きに監視と批判を怠ることはできない。

秘密保護法の廃止を求める地方議会の決議や意見書は100自治体を超え、廃止を求める署名や廃止法案の準備が進められている。1月24日の通常国会開会日には、秘密保護法廃止を求める3000名の市民が国会を包囲した。

12月27日、「国家安全保障戦略」や新「防衛計画の指針」等が発表された。「積極的平和主義」を掲げて自衛隊の機動的統合運用を推進する「戦略」等が、「米国有事」での参戦を可能にする国家安全保障基本法体系に対応することは言うまでもない。共謀罪や通信傍受の拡大など、秘密保護法と連動する治安強化の策動も続いている。

政府を追いつめた秘密保護法反対のたたかいを、秘密保護法の廃止と改憲阻止のたたかいに発展させることは、焦眉の課題である。

自由法曹団のたたかい

秘密保護法対策プロジェクト 事務局長 森 孝博

1 民主党政権下における秘密保全法制定に向けた動きと団のたたかい

2010年11月、尖閣諸島沖での衝突映像がインターネット上に流出したことを契機に、政権交代によってストップしていた秘密保全法制定の動きが民主党政権下において急浮上してきた。2011年1月に「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が設置され、この有識者会議が同年8月8日付けで公表した「秘密保全のための在り方について（報告書）」（以下、「有識者会議報告」。）を受けて、10月7日、政府は、2012年通常国会に「秘密保全に関する法制の整備のための法案」（以下、「秘密保全法案」）の提出する方針を発表した。

急浮上してきた秘密保全法案の国会提出の動きに対し、団は、2011年11月、パブリックコメントにおいて反対意見を表明するとともに、2012年2月に「秘密保全法の制定に反対する意見書」を発表し、有識者会議報告の分析に基づいた秘密保全法制の危険性や、秘密保全法制定のねらいが米国と

ともに戦争するための基盤づくり、国民犠牲の悪政の強行にあることを明らかにした。そして、この意見書をもとに、同年3月から4月にかけて、集中的にマスコミ（新聞社の論説委員やテレビ局の関係者）に対する要請に取り組んだ（以下は面会要請したマスコミ各社。共同通信、毎日新聞、朝日新聞、東京新聞、NHK、フジテレビ、テレビ東京）。並行して、団内での取り組みとして、団通信を通じて、あらためて国家機密法案を廃案に追い込んだ団員のたたかひの経験を学ぶとともに、2012年4月19日、団本部で全国活動者会議を開催し、各地での取り組みの経験交流を行った。

また、団は、労働組合、民主団体、マスコミ団体等と連携した反対活動にも取り組み、2012年2月8日には全労連、救援会との共催で「2. 8『秘密保全法』学習会」を開催し、同年3月1日にはM I C（日本マスコミ文化情報労組会議）、J C J（日本ジャーナリスト会議）、マスコミ9条の会（マスコミ関連9条の会連絡会）との共催で「3. 1秘密保全法案制定反対院内集会」を開催してきた。同年5月14日には上記マスコミ3団体と「『共通番号制』に反対する院内集会」を開催し、秘密保全法の危険性ととともに2012年通常国会に提出されたマイナンバー法案の危険性も訴えてきた。そして、これらの経験を踏まえ、同年7月11日、全労連、救援会、M I C、J C J、マスコミ9条の会、団の6団体の呼びかけで「TPPも原発も大事な情報が隠される

もっと知ろう秘密保全法 7・11学習集会」を開催し、この学習会を契機にさらに広範な活動の構築を目指すことが確認され、準備会や銀座マリオン前での街頭宣伝行動（同年10月13日）を経て、同年11月8日、「STOP！秘密保全法共同行動」が発足されるに至った。

2 第二次安倍政権の発足から2013年参議院選挙までの団のたたかひ

マスコミ、出版関係者や法律家団体などを中心に秘密保全法反対の声があがるとともに、消費税増税を巡る政局などもあって、民主党政権下では秘密保全法案の国会提出は断念されたが、2012年衆議院選挙の結果、2012年12月26日に第2次安倍政権が発足したことで秘密保全法を巡る情勢がいつそう緊迫化した。

そこで、団は、96条改憲に反対するたたかひに取り組むとともに、「STOP！秘密保全法共同行動」を軸とした秘密保全法反対のたたかひ、さらに解釈

・立法改憲策動に反対する行動に取り組んできた。

2013年2月13日と同年4月19日に「STOP！秘密保全法共同行動」の主催で院内集会を開催し、2012年7月4日に自民党が発表した「国家安全保障基本法案（概要）」と秘密保全法の表裏一体の関係とその危険性を明らかにするとともに、2月13日の院内集会においては、堀越事件で明らかとなった公安警察の違法な活動実態を報告して「適性評価制度」の持つ危険性を告発し反響を呼んだ。

また、2013年6月7日には、秘密保全法、国家安全保障基本法制定の先駆けとして国会に提出された国家安全保障会議（日本版NSC）設置法に反対するため、「国家安全保障会議（日本版NSC）問題学習会」を開催し、安倍政権の解釈・立法改憲策動の全体像とそのねらいを明らかにしてきた。

3 秘密保護法に反対する団のたたかひ

2013年7月の参議院選挙で自民党は安定多数を確保するものの、96条先行改憲に反対する声の高まりの結果、96条先行改憲の動きは大きく後退した。そこで、安倍政権は解釈・立法改憲策動の動きをいっそう強め、その表れとして、同年7月26日、2013年臨時国会に「特定秘密の保護に関する法律案」（以下、「秘密保護法案」）を提出する方針を固めたことが突如発表された。

こうした安倍政権の動きに警鐘を鳴らすべく、参議院選直後の7月30日、「STOP！秘密保全法共同行動」の主催で、「参院選後、安倍政権が企てる改憲の道！」と題した院内学習集会を開催し、「秘密保護法に反対する声明」（63団体と263人の賛同）を発表した。

そして、9月3日、安倍政権が、突如、秘密保護法案の概要を公表してパブリックコメント募集を開始したことに対し、団は、9月17日付けで反対意見をあげ、労働組合や市民団体にも反対の声をあげることを広く呼びかけてきた。また、9月13日、「STOP！秘密保全法共同行動」の緊急幹事会で秘密保護法反対の取り組みをいっそう強める意思統一がなされ、リーフレット「戦争は秘密から始まる」を計26万部作成して配布するとともに、10月15日に院内集会を開催して「改憲と連動し、国民から自由を奪う秘密保護法案の制定に反対する声明」を発表し、議員要請を行った。

団内の取り組みとしても、2013年岩手・安比高原総会で「秘密保護法の国会提出断念を求める決議」を挙げるとともに、秘密保護法プロジェクトを

発足させ、9月26日ようやく政府が明らかにした秘密保護法案の理論的解明に真っ先に取り組んできた。そして、安倍政権が秘密保護法案を国会に提出（10月25日）した直後の11月6日、秘密保護法案のコンメンタールと同法案の問題点を10の切り口から解明する「緊急意見書 秘密保護法案」を発表し、上記意見書をもとに議員要請を実施するとともに、法案審議を担当する安全保障特別委員会に所属する議員に対するFAX等を活用した反対要請を広く呼びかけてきた。

11月19日には論点抽出型の第2意見書「こんなことでいいのだろうか 秘密保護法／日本版NSC 山積する問題（Q&A）」を発表し、再度の議員要請を実施した。さらに、11月26日の衆院での「4党修正案」の強行採決に対して、翌日に団長声明「秘密保護法案の強行採決に抗議し、廃案を求める」を発表し、12月2日には「修正」の偽りを暴露する第3意見書「緊急意見書 参議院での秘密保護法案廃案を求める『修正案』は修正の名に値しない」を発表して、参院の安全保障特別委員に所属する議員を中心とした議員要請を実施してきた。

また、秘密保護法案の理論的解明に並行して、国会論戦のサポート、秘密保護法に反対するマスコミ報道への取材協力、地方公聴会での公述にも取り組むとともに、11月21日、29日、12月3日、5日、6日と集中的に「STOP！秘密保全法共同行動」の主催で銀座マリオン前宣伝行動を行い秘密保護法反対を訴えてきた。さらに、11・26日比谷野音大集会、12・4国会大包囲、12・6日比谷野音大集会、連日の首相官邸前と国会前抗議行動、そしてこれに連帯する全国各地の行動に、多くの団員が結集し、秘密保護法案廃止の声を大きく広げてきた。

残念ながら12月6日深夜に秘密保護法案の強行採決がなされたが、政府・与党を孤立させ単独の強行採決まで追い込んだ運動を構築できたことは、秘密保護法廃止と改憲策動阻止に向けた重要な原動力となるはずである。

秘密保護法案強行採決に抗議し、 たたかいのさらなる前進を（声明）

12月6日、政府・与党は、参議院で、特定秘密の保護に関する法律（秘密保護法）「修正案」の採決を強行した。国民の圧倒的多数が反対する日本国憲法を蹂躪する法案の採決が、かたちだけの審議により、送付からわずか9日で強行されたのである。

全国2000名の弁護士で構成する自由法曹団は、強行採決の暴挙を行った政府・与党に、満腔の憤りをもって抗議する。

1 生み出されようとしているもの

秘密保護法では、
①「行政機関の長」が、防衛、外交、スパイ、テロにかかわる広範な情報を特定秘密に指定して、「なにが秘密か」も秘密にし、
②特定秘密をメディアや市民、国会・裁判所などから秘匿する一方で、取り扱う公務員・労働者や家族を「適性評価」による監視と分断のもとにおき、
③漏えいや「管理を害する方法での取得」、共謀・教唆・扇動を重罰に処する。

「長」の一存で指定や提供ができる秘密保護法は、一部の高級官僚による情報の独占と恣意的な操作に道を開く。その結果、報道の自由や知る権利、国会の審議権や裁判所の司法権すら排除された、「情報寡占体制」が生み出されることになる。

国家安全保障会議（NSC）設置法と同時に生まれた秘密保護法は、次に予定されている「集団的自衛事態法案」や「国家安全保障基本法案」と結びついている。これらが完成するとき、この国は「集団的自衛権」を口実に「米国有事」に参戦する国に変容する。

石破茂自民党幹事長の「デモはテロ」発言は、秘密保護法の反民主主義的な性格をはしなくもあらわにした。生み出される社会は、政府に反対する声が「テロ」として排斥され、公安警察と密告・監視が横行する社会に違いない。

こんな国と体制・社会は断じて許されてはならず、「導火線」になる秘密保護法はただちに廃止されなければならない。

2 40日間のたたかい

秘密保護法案が提出された10月25日から40日余になる。

この40日間、法案は各方面からの厳しい批判にさらされ続け、本質や問題点は徹底的に暴露された。

自由法曹団もまた、法律家の立場から検討・解明を加え、意見書「徹底解明 秘密保護法案」(11月5日付)、「秘密保護法／日本版NSC 山積する問題」(11月19日付)、「参議院での秘密保護法案廃案を求める」(12月3日付)を発表した。批判的な検討に、いかばかりかは寄与できたと考えている。

「なぜ必要」「なぜ急ぐ」「なにが指定できる」「どうチェックする」「どう管理する」「調査はどこまで広がる」「なにが処罰される」「国会はどうなる」「裁判はどうなる」「報道の自由はどうなる」・・・これらの「問い」に、なにひとつまともな説明はなかった。

答弁は迷走をかさね、迷走の末に「修正案」が生み出された。

- ①指定の期間を60年に延長して、「永久秘密」まで認め、
 - ②権限と責任が明確でない内閣総理大臣の関与で、「秘密の闇」をさらに深め、
 - ③解決すべきはずの課題を、附則によって先送りし、
 - ④できの悪い法案を小手先でこねくりまわし、いっそう奇々怪々なものにした
- もので、およそ修正などと言えるものではない。

「修正」秘密保護法は法の体裁をなさない「欠陥法」で、情報公開が趨勢になっている国際社会で認知され得るものではない。

そこまで追い込んだもの、それは、澎湃として巻き起こり、目を追うごとに燃え広がった国民の声であった。本質と内容が明らかになるにつれて反対の声が拡大し、海外にまで広がった。秘密保護法反対のたたかいは、平和を守る運動、民主主義や人権を擁護する運動、情報公開の運動、原発やTPPに反対する運動などと、深く結びついた。

自由法曹団は、多くの法案に反対する運動を経験してきたが、これほど圧倒的な広がりや示したたたかいかかわったことは、多くはない。

秘密保護法は強行された。だが、強行した政府・与党は包囲され、国民からも国際世論からも孤立している。

3 明日へ

なにが隠されようとし、なにが排除されようとしているのか。

政府・与党は、どんな国と社会をつくろうとしているのか。それが、私たちのくらしとどれだけ深くかかわっているか。

たたかいのなかで学び取ったものは、きわめて大きい。そのたたかいを、さらに前進させなければな

らない。

秘密保護法の発動を許さず廃止を要求し、報道の自由や知る権利を拡大し、自衛隊や警察などへの監視と批判を強めなければならない。

民意とかけはなれた暴挙を行った政府・与党を許さず、国民の声が反映される議会と政治を実現しなければならない。

「国家安全保障基本法案」などの解釈改憲の策動や「9条改憲」などの明文改憲の策動を阻止し、民主主義と人権を守るたたかいを強めなければならない。

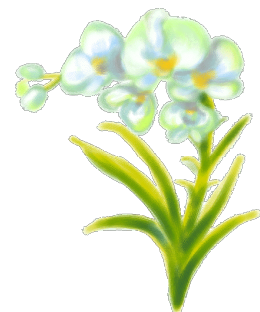
戦争の道を許さず、民主主義と人権を守る力は国民のなかにあることを、秘密保護法反対のたたかいは実証した。

自由法曹団は、ともにたたかった諸団体・諸階層の皆さんに、さらなるたたかいを呼びかけるとともに、自由法曹団みずからも全力でたたかう決意を表明する。

2013年12月 6日

自由法曹団

団 長 篠 原 義 仁



Ⅱ 支部の活動、各地でのたたかい

北海道支部の取り組み

事務局長 渡 辺 達 生

北海道支部では、秘密保護法反対の運動に本格的に取り組んだのは、2013年10月になってからであるが、他の地域同様に、短い期間でこれまでにない運動を組むことが出来た。

1 弁護士会の活動

(1) 札幌弁護士会では、当初は憲法委員会、2012年8月以降は秘密保全法制対策本部（会長が本部長）が活動の中心的役割を担った。

(2) 札幌弁護士会は、秘密保護法の問題で2度の市民集会を行い、4度の会長声明・会長談話を出した。11月9日には、「秘密を聞いたら懲役10年!? STOP! 秘密保護法」を開催した。弁護士が寸劇をやると共に、堤未果さんの講演を行ったが、幅広い層の市民550人の参加を得ることができた。

また、今回は、より積極的に「街に出て行く」という活動が行われた。9月と10月の2回、昼休みに街頭宣伝を行った。また、共謀罪以来7年ぶりとなる弁護士会主催の昼デモを11月27日に実施した。このデモには600人以上が参加したが、この参加者層も幅広いものであった。そして最後の1週間、成立翌日を含む6日間連続で、昼休み時間の街頭宣伝行動を行った。特に、この宣伝行動には、弁護士だけでなく、市民からも積極的に参加があっただけでなく、日に日に参加する市民が増えるという状況も生まれた。

(3) 今回の活動の中で特徴的だったことは、「運動をつくる」「直接的に市民に働きかける」ということと、「迅速な行動」ということであろう。いずれも、団の活動であれば「やって当然」と言われることであるが、このような行動が「弁護士会として」できたこと、そして、秘密保全法対策本部において団員以外の弁護士も活動の中心を担ったことは、非常に大きな意義がある。これは、国家機密法反対運動を経験した委員から「市民運動を作ることが不可欠」と繰り返し語られたことと、市民の方々からの期待の声が強かったからであろうと思われる。札幌弁護士会では、国家機密保護法反対運動が非常に強力に取り組まれたが、その経験が次世代の弁護士に受け継

がれたことも重要である。

(4) 「弁護士会」名でのアピールは、残念ながら自由法曹団の名でのそれよりも、市民への影響力が圧倒的に強い。マスコミの扱いも大きくなる。弁護士会というネームバリューを、今後の活動でもっとうまく利用することは極めて重要である。

2 団支部及び憲法会議の活動

(1) 当初、秘密保護法の反対運動を進めるにあたり、連絡組織等を作ることも検討されたが、5月3日の憲法記念日の集会を開催する集会以外は開店休業状態であった憲法会議を再建し、そこを中心に運動を作るようになった。

(2) 中心的な運動は、集会と学習会であった。屋外での集会とデモ行進を、2回（11月14日と12月5日）行った。いずれも、準備期間が短かったが、関心を持つ市民も多く、さらに、札幌市内に配布される赤旗に集会のチラシを入れることができたため、1回目は約400名が、2回目は約1000名が参加した。北海道では、通常、気候的に屋外での夜間の集会を開催するのは10月までだが、既に初雪が降っているにも関わらず、寒空の中、これだけの市民が集まったことは特筆に値する。

学習会についても、10月半ばから12月初めの間、地域の9条の会、革新懇、共産党、民医連等からの要請で、大小含め40か所以上で取り組んだ。特徴的なこととしては、札幌以外の学習会にも多数の団員が講師を担当した。北海道すべてを網羅したとまでは言えないが、釧路や旭川の団員も積極的に講師を担当したこともあり、道内をかなり網羅できたと言える。

(3) 反原発との連携

道庁前での反原発の毎週金曜日の抗議行動は既に2年を超えているが、団支部では、警備も兼ね、毎回、誰かが参加するようにしている。このようなこともあり、反原発の抗議行動の中心的なメンバーも上記の集会とデモに参加した。

3 今回の運動の成果と教訓

(1) 憲法会議の再建

この間の秘密保護法の運動の中で、憲法会議が再建され、月に1回程度、道労連、安保破棄、民医連、共同センター、自由法曹団で、憲法問題について定

例の会議を持つようになった。この会議で、1月以降の冬場の月1回の街頭宣伝行動を行うこと、田中隆団員を迎えての情勢学習会を開催することを既に決めている。

(2) 弁護士会との連携

やはり弁護士会のネームバリューは大きい。憲法会議主催の集会にも2回とも弁護士会長のメッセージが寄せられた。2回とも常議員会と重なってしまったが、それがなければ理事者が挨拶したと思われる。団支部事務局を中心にゲリラ的に街頭宣伝等の行動を準備し、それを対策本部でオーソライズして弁護士会の運動にするという局面もあり、弁護士会の運動と憲法会議の運動が相乗効果で、秘密保護法反対運動を盛り上げていったといえる。

(3) マスコミとの連携

最終番の2～3週間は、マスコミから、「何か、特定秘密保護法反対のネタがないか」と求めてくるような状況があった。そのような状況は近年ないことである。マスコミの立ち上がりも遅かったと言わざるを得ないが、事前に、弁護士会の秘密保全法対策本部と司法記者と懇談会を持っていたことも重要であった。

4 今後の活動（大きな方針はまだ議論中である）

(1) 憲法会議

12月以降も秘密保護法等の学習会の要請が多数寄せられている。その学習会を通じて、秘密保護法の問題点と今の憲法情勢をより広く伝えていくことは重要である。また、秘密保護法の問題について、これまでは平和運動フォーラムとの共同行動が出来ていないが、今般の憲法情勢も踏まえ、平和運動フォーラムとの共同も迫及していきたい。

(2) 弁護士会

秘密保全法対策本部では秘密保護法廃止の自治体決議の迫及を準備している。また、憲法委員会では、現在の憲法情勢に対抗する大きな取り組みの準備をするとともに、学生への憲法教育にもこれまで以上に広く取り組むこととしている。

法ネットワーク宮城」(以下「ネットワーク宮城」と言います。)を結成しました。ネットワーク宮城は、現在仙台高裁に係属中の自衛隊情報保全隊国民監視差止訴訟原告団・弁護団・支援の会を中心に、国民救援会や労働組合、脱原発みやぎ金曜デモ、婦人団体、自由法曹団宮城県支部、青法協宮城支部、仙台市民オンブズマン、宮城憲法会議などの諸団体・個人が参加している緩やかなネットワーク組織です。

ネットワーク宮城では、メーリングリストで情報交換・共有しながら種々の活動をしています。主な活動としては、まず街頭宣伝・署名活動があります。これは1月末段階で27回を数えており、今後も毎週金曜日に実施していきます。署名は毎回100筆位集まります。また、10月28日の結成集会を皮切りに、11・21大集会&デモ(350人参加)、12・2緊急集会(青法協宮城支部と共催、100人参加)、12・4県内一斉街頭宣伝・署名活動、秘密保護法案廃案と原発廃炉を求める12・6みやぎ大集会&デモ(脱原発みやぎ金曜デモと共催、500人参加)、1・24秘密保護法廃止を求める新春決起集会(151人参加)を開催してきました。集会では、様々な分野の方々からそれぞれの視点で発言をしていただき、秘密保護法の問題点をリアルに感じ取ることもできました。

これまでの宮城の憲法運動と比べると、幅広い分野の方々運動に参加しているという印象を受けます。地元紙の河北新報の労働組合や脱原発運動の方々が当初から、危機意識を持って先頭に立って活動してくれていますし、東北大学の言語学や歴史学の研究者の先生方も参加しています。署名も老若男女問わず幅広い方々が応じてくれています。

ネットワーク宮城では、当面、街頭宣伝・署名活動と各地での学習会を運動の中心に据えて取り組んでいきます。学習会の講師は誰でもできるようになるのが理想ですが、まずは私たち団員が担うこととなりますし、それが市民の方々のニーズでもあると感じています。

STOP! 秘密保護法 宮城の運動

宮城県支部 野呂 圭

宮城では、秘密保護法案が国会に上程された翌週の2013年10月28日に、「STOP! 秘密保護

埼玉における秘密保護法反対の闘いから

埼玉支部 柳 重雄

1 埼玉では10月16日「秘密保護法制定に反対する埼玉の会」の結成から本格的な運動がはじまった。

県平和委員会、憲法会議、埼労連等々の主要な民主団体が構成団体、事務局団体となり、団支部長が代表を担った。この「埼玉の会」を中心に街頭宣伝、議員要請活動、講師派遣、街頭シール投票、ニュースの発行等様々な活動が展開された。埼玉の会作成の三つ折りリーフレットは県外利用も含めて25万部に達した。憲法会議が主要な構成、事務局団体であったことで「九の日宣伝活動」に便乗して全国各地で街頭宣伝活動も行われた。12月3日には県庁前から浦和駅頭までの昼デモも500名を集めて成功し、その勢いで大宮市で行われた公聴会抗議集会も行われた。弁護士会においても会長声明、議員要請活動、歴代会長アピール、会員アピール、浦和、川越、越谷支部有志等による街頭宣伝活動等の外、11月11日には昼デモ（パレード）を300名を集めて成功させた。この昼デモの成功は市民に対しても、弁護士会にとっても大きなインパクトを与え、運動を大きく盛り上げる契機にもなった。団員は「埼玉の会」や弁護士会の運動を実質支えただけではなく、学習会講師活動、団法律事務所独自の街頭宣伝行動、デモや中央集会への参加等活発に活動を展開をした。

2 まず最初に確認すべきことは「埼玉の会」をはじめとする民主団体、団支部、団員ともそれぞれ実によく闘ったということが出来る。何よりも短期間の間に着々と動く情勢にあわせて、次から次へと迅速に企画、行動し、急速に全体の運動を盛り上げていった民主団体を中心とした運動こそ、秘密保護法を追い詰めた原動力というべき運動であったといえる。弁護士会の運動との関わりでも、団の奮闘と市民の応援で昼デモ、街頭宣伝等を成功させたことは運動全体への影響力という点で決定的に重要であった。団の観点からも団員、団事務所、事務局等を含めてかつてなく奮闘したと言える。しかし、これで十分であったと言い切って良いかは疑問でもある。埼玉での反対運動が盛り上がりを見せたのは、弁護士会昼デモ前後の11月中旬以降のことであったと思われる。埼玉でも全国でも、もっと早期の段階から運動が盛り上がってれば、強行採決、安倍暴走を食い止めることができたのではないかと思えてならない。また、団員のほとんどが総力を挙げて闘ったといえるか、若手団員を含めて団員の持つエネルギーを発揮し尽くしたといえるか、団の指導体制や情報伝達の方法など課題の大きさに対応した取り組み、工夫ができたのか等検証をして見る必要がある

そうである。秘密保護法反対といった総力を挙げて闘うべき課題にふさわしい取り組みができたかどうか、検討した上で、今後の闘いに活かすべきである。

3 その観点から見ると、民主団体等とどのように関わりどう運動を発展させるか、弁護士会の運動をどうするか、団それ自体の活動や団事務所の取り組みをどう展開するか等々団員がそれぞれの場面、場所で、その役割を最大限発揮するにはどうしたらよいか等時々議論し、方針をきちんと持って対応する課題がたくさんあったはずである。その様なときに旧来どおりの月1回の幹事会による議論や指導体制では到底十分とは言えない。臨時の拡大幹事会、プロジェクトチームの結成等々課題の大きさに対応した体制が必要であったと思われる。そこでは各団員の主体的な運動を尊重しつつ、更に運動を前進させるための問題提起や集団的指導が求められると思われる。またメーリングリスト等ネットによる情報伝達だけで十分であるともいいがたい。情勢、団での議論や方針の徹底、団員の活動報告など情報の伝達、交換等も格段に工夫をする必要があるように思う。若手団員の活動参加も決して少なくなかったものの学習会講師、街頭宣伝行動などは、むしろベテラン団員が多く担っていたことも否定できない。若手団員が積極的に運動に参加することは決定的に重要なカギであり、このことを意識した取り組みも必要である。弁護士会の運動でもいくつかの弱点を克服する必要がある。特定の団員が孤軍奮闘するなどといった場面も見受けられたし、デモの参加者も団員が多くを占め、必ずしも一般会員の参加が多かったとは言えない。会員アピールに賛同した会員数も全体の会員数からすれば三割にとどまった点も検証してみる必要がある。

4 集団的自衛権行使容認、国家安全保障基本法等「戦争をする国づくり」に対抗する運動は既に始まっている。これこそ、民主団体も団も総力を上げて取り組むべき最大の本格的な課題であり運動である。弁護士会レベルの運動も、これに見合う格段に工夫した大きな運動を作る必要がある。

今回の秘密保護法反対運動の経験、教訓をどう活かすのか今こそ積極的な議論をするべきである。そしてその経験、教訓を活かして本格的な運動のスタートを切るべきである。埼玉では既に「秘密保護法の撤廃をめざす埼玉の会」と名称を変更し「秘密保護法撤廃をめざすスタート集会」を開催するなどして秘密保護法廃案と「戦争をする国づくり」を許さ

ない闘いのスタートを切ろうとしている。団支部でも今後の運動に、秘密保護法に反対して闘った経験と教訓をどう活かすか、積極的な議論をしつつスタートを切ろうとしている。

特定秘密保護法案反対についての団千葉支部の活動

千葉支部 藤野善夫

1 対策本部の提起を受け、11月13日、衆・参の国家安全保障特別委員会所属議員と県内選出の国会議員にこの「法律を成立させない」ことを要請する意見書をFAXでの送付し要請。さらに11月27日には、参議院の国家安全保障特別委員会所属議員と県内選出の議員にFAXでの要請をする。

2 学習会

登録2年目の若手団員の奮闘は、特筆される。ベテラン団員も下記の「特定秘密保護法案に反対する千葉の会」に寄せられた学習会講師要請に呼応して、奮闘した。(回数については、未集約)

3 街宣行動などについては、支部独自の活動は、組織的にはなく、救援会千葉県本部が呼びかけた「特定秘密保護法案に反対する千葉の会」(事務局：日本国民救援会千葉県本部)に参加して行動した。

(1) 「特定秘密保護法案に反対する千葉の会」結成総会(10月30日)で 支部事務局長岩橋進吾弁護士が、法案の内容問と題点について、報告。

(2) 秘密保護法 ぜったい廃案！・アピールウォーク(デモ)主催：特定秘密保護法案に反対する千葉の会宣伝(支部長鈴木弁護士挨拶 団員・団事務所職員 多数参加)

① 11. 12(火) 正午 千葉中央公園から千葉駅前まで 宣伝・アピールウォーク(200人参加)

② 12. 2(月) 正午～ 県庁前宣伝・アピールウォーク 千葉県庁前 羽衣橋 宣伝後 千葉中央公園までデモ行進(500人参加)

(3) 11月21日 日比谷の集会に千葉からも多数参加

4 12月6日 特定秘密保護法案が今臨時国会で成立

その後の反対行動の継続 12月26日の正午～1時前の間、街宣(特定秘密保護法廃止させる千葉の会へ改称・改組

も検討中)

5 県弁護士会での活動 [詳細は別稿 守川団員の報告を参照。]

憲法問題特別委員会、秘密保護法対策PTとしての団員の活動もあった。

(1) 「秘密保全法制定に反対する会長声明」を発表し、県弁護士会として、同法案の成立に反対の意思表示。

(2) 弁護士会館の正面ガラス窓に、反対します旨の横断幕を掲示して、アピール。

(3) 街頭宣伝行動

① 2013年11月15日、②同20日 ③12月3日 ④12月4日

(時間 12:00～13:00 場所「パルコ」前の交差点、ノボリ、横断幕などを準備しリーフレット配布)

佐野日弁連副会長(県弁選出)にも参加、マイクを握って市民に呼びかけた。

(4) 11月21日 日比谷の集会に多数参加

神奈川県での特定秘密保護法の廃案に向けた運動

神奈川支部 高橋由美

2013年年末、政府は弁護士会やマスコミなどの強い反対の世論を無視し、特定秘密保護法を強行採決した。自民党政権は、これまで同様、国民は「喉元過ぎれば熱さを忘れる」もの、強行採決してしまっても、そのうち忘れるだろうと、国民を愚弄して強行採決を行った。しかし、以下に述べるように、神奈川県でも、法案廃止に向けた運動が非常に大きく巻き起こった。この運動をそのまま廃止につなげるため、神奈川県での特定秘密保護法の廃案に向けた運動について報告する。

1 団支部・各法律事務所での取り組み

自由法曹団神奈川支部では、毎月定例の幹事会前の街頭宣伝行動を、9月以降、特定秘密保護法廃案に向けた街宣と位置づけ、行ってきた。

また、団支部内に、「憲法問題PT」を昨年より立ち上げ、このPTを中心に、リーフレットの作成、街宣を行った。

採決が緊迫すると、まず、11月11日午前8時から関内駅で、横浜合同法律事務所が事務所独自で

の宣伝行動を行い、所内弁護士、事務局らが参加し、関内駅を通行する

市民に対し国会議員へのFAXでの意見表明などを呼びかけた。同日午後5時半、今度は平塚駅前で自由法曹団神奈川支部が、平塚の市民団体とともに街頭宣伝を行った。3日後の11月14日には自由法曹団神奈川支部が、横浜駅西口において、シール投票なども交えて宣伝行動、19日には青法協が街頭宣伝、と10日間に4回の宣伝活動を行った。そのほか、個人的に地元での宣伝行動を行った団員もいた。

街頭宣伝と同時に、支部では、これまでも行ってきた憲法講義をさらにパワーアップさせ、秘密保護法の学習会に弁護士を連日派遣した。人によっては、1日のうちに3件も学習会のハシゴをした団員もいた。

また、11月21日の日比谷野外音楽堂での大集会には、神奈川の団員も数多く参加し、会場に入りきれなかったため、会場の外で、持参した太鼓や鐘などをたたいて集会を盛り上げた（宗教団体と間違えられるというエピソードも付け加わった）。

日常の業務も繁多の中、いつ動くの、今でしょ！！と団員一丸となって法案の廃案に向けてそれぞれができる活動を行った。

2 横浜弁護士の運動

横浜弁護士会は、2012年4月に、民主党政権が秘密保全法案の国会提案を検討した際、この法案が、国民主権を支える国民の知る権利を甚だしく侵害し、民主主義の過程を深く傷つける恐れがあるとして、反対の意見を表明していた。

また、9月26日に弁護士会主催で、上野千鶴子氏を招き、「自民党改憲草案をバツサリ斬る」と題した講演を行った。

そして、政府が10月25日に特定秘密の保護に関する法律案を国会に提出したことを受けて、再度、横浜弁護士会は、この法案に強く反対し、今後、本法案に反対する様々な取り組みを行う決意である、との声明を11月13日に仁平会長名で発表した。

この声明を実現すべく、横浜弁護士会では、声明に先立つ11月5日には朝8時から関内駅南口において、また、11月20日には、昼休みの横浜公園で弁護士約50人が集まり、市民に向けて街頭宣伝活動を行った。その後11月26日、12月5日には、それぞれ桜木町駅前、横浜高島屋前での宣伝行動を行った。

この弁護士会の街頭宣伝の全てに仁平会長自らがマイクを握って市民に法案の危険性を訴え、弁護士会で取り組んだことで、神奈川新聞やTVKが大きく取り上げて報道を行った。団員は、弁護士会の宣伝活動にも積極的に参加したため、多くの団員が、自由法曹団の街宣と併せて、週に2日、3日と宣伝活動を行った。

3 共同センター外関連団体と共同した取り組み

自由法曹団も加盟団体している憲法改悪反対・神奈川県共同センターは、しばらく休眠状態となっていたが、安倍政権の暴走を受けて、再び力強く始動した。

9月3日には、坂本修団員を招いて、「行く末は、戦争」と題し、学習交流集会を行い、各自治体に、反対決議を上げさせる取り組みを確認した。また、共同センターの呼びかけで、11月7日には昼デモ、同月13日には海上デモを行った。

また、12月1日には桜木町でのデモ、12月3日、4日には憲法キャラバンの一環として、県内各地で街頭宣伝を行った。

またかながわ9条の会では妹尾河童氏を招いて「少年Hで伝えたかったこと」の講演会を成功させた。

4 最後に

今後も、法案の廃案の際に皆広げた運動を糧に、これを更にパワーアップさせて、神奈川支部の総力を挙げて、秘密保護法の廃止に持ち込む決意である。

特定秘密保護法に対する東京支部の取り組み

東京支部 齊藤園生

1 運動の始まり

東京支部では、安倍政権の改憲策動が強まることを見越して、2013年2月の支部総会で2013年を「憲法の年」と位置づけ、改憲策動や秘密保護法の成立を許さないことを第1の運動方針とした。

各事務所が地域に呼びかけ憲法学習会が旺盛に開かれ、8月までに多い事務所では40回を超える学習会が取り組まれた。しかし秘密保護法について言えば、何となく危険性はわかるが、全体像がよくわからないという状態が続いていた。

9月、秘密保護法の概要が公表され、わずか2週間という短期間のパブコメに付されることが決まっ

た。支部として、メーリングリスト等を使って、各団員にパブコメへの意見集中を呼びかけた。

10月、秘密保護法の国会上程が確実となり、支部幹事会では、各事務所へ地元選出国會議員への要請を行うこと、地元の民主団体と連携し、秘密保護法反対運動に取り組むことを緊急に要請した。支部としての運動の始まりはこの頃からである。

2 各地での運動の広がり

短期間の激戦が予想されたため、月1回の支部ニュースでは情報伝達が遅すぎると考え、支部として従来から憲法運動で適宜発行していたFAXニュース「Save The けんぼう！」で支部全体に情報を送ることとした。結果としてFAXニュースは、11月11日の17号から12月25日号の29号まで13回連続で、秘密保護法反対の情報を発信続けた。

地元国會議員要請は、支部から選出議員ごとの事務所住所もつけて、各事務所の担当議員を割り振り、団総会決議や緊急意見書に日弁連会長声明をつけて、各議員事務所とにかく届けることを目標とした。複数の事務所では地元の団体とともに、議員事務所を訪問。地元秘書と懇談することもできた。

同時に学習会や宣伝では、秘密保護法に集中して取り組まれた。

地域の学習会でも小規模なものから、大規模（参加1200人・東京東部、同230人・北千住）なものまで広がった。同時に外に出る宣伝活動も、広がる。地域の諸団体と連携して、定期的に駅頭宣伝等の活動に取り組む事務所（三多摩、東京法律、東京合同、渋谷共同、南部など）、事務所のホームページに秘密保護法反対の意見をアップした事務所（城北）、国會議員宛FAX、要請はがきの取り組み（武蔵野 南部 まちだ・さがみ）等々、各事務所で様々に取り組まれた。

支部でも、11月20日東京南部法律事務所を借りて行われた11月幹事会の後、幹事会参加者は、南部地域の諸団体と一緒に、秘密保護法反対の宣伝行動に参加した。

3 国会に集中した抗議行動へ

11月21日の日比谷野音での集会は、全体で1万人の参加。会場に入りきれない参加者が、会場の周りにあふれた。会場内で団本部と東京支部の旗を掲げたものの、会場内に入りきれず旗まで行き着かないで、地元の諸団体とデモに参加した団員も多い。デモはゴールの国会まで実に2時間。事務所会議をつぶして参加した事務所も複数で、参加者は支部団

員だけでも優に100人は超えていたと思われる。

しかし、26日に衆議院を通過し、審議は参議院に移る。支部としての運動も地域から国会に集中することになる。

団本部が呼びかけた国会要請（12月3日）、マリオン前宣伝行動（12月3～5日）だけではなく、憲法改悪反対共同センター、日弁連・東京弁護士会などの弁護士会、女性団体やジャーナリスト、NGOを含めた諸団体が主催して、毎日国会周辺での宣伝行動、院内集會が取り組まれた。その活動に支部団員が参加した。また参院安保特別委員への集中した抗議FAXを呼びかけた。

12月6日の2回目の日比谷野音集會には1万5000人が参加。第1回の集會以上に参加が見込まれたため、会場外の集合場所を作った。日弁連とともに参加したデモ隊は300人近く。その大部分は東京支部の団員であった。

4 秘密保護法廃止に向けて

支部にとって、2013年秋の最大の取り組みが秘密保護法反対運動である。2月の総会以後、地域での憲法学習会の積み重ねがあったため、秘密保護法についても、地域の諸団体と連動した運動が早期に作ることができた。12月6日に参議院での強行採決後に、気を落とす暇もなく、すぐ同法の廃止を求める運動が取り組まれている。

さらに東京では12月19日、猪瀬直樹東京都知事が徳洲会からの5000万円献金問題で辞任。知事選に勝利し、安倍政権の憲法改悪の暴走を食い止めよう！を合い言葉に、今選挙選に取り組んでいる。

新潟支部の活動

事務局長 齋藤 裕

1 活動のはじまり

新潟支部では、有識者会議報告書公表後、複数回地元の労働組合等と勉強会を開催した。その勉強会を通じ、労働組合等と秘密保全法制に反対する市民集會実行委員会を結成し、2012年3月30日、新潟市内ユニゾンプラザにて市民集會を開催した。

市民集會では、秘密保全法制が施行された近未来に柏崎刈羽原発の事故情報の内部告発者等が逮捕されるというストーリーの劇を上演した。参加人員は90名程度であった。

これらの勉強会、市民集会在、参加者に秘密保全法制の危険性を認識させ、その後の運動が広がりを持つ素地になったと思う。

2 パブコメへの対応

2013年9月3日、特定秘密の保護に関する法律案概要が公表され、パブコメに付された。

それを受け、9月11日、新潟支部、新潟県労連、国民救援会新潟県本部では、各団体にパブコメへの意見書提出を依頼するとともに、ひな形も送付した。

13日には新潟支部等5団体で秘密保護法案に反対する声明を公表し、16日には新潟市内の繁華街でパブコメへの意見提出を求める街宣を行った。

3 秘密保護法に反対する新潟の会による活動

2013年10月、秘密保護法案の閣議決定が予想される状況において、新潟支部、新潟県労連、国民救援会新潟県本部は、秘密保護法に反対する新潟の会を結成した。

以降、月数度以上、反対する会で会議を重ね、対策を練っていった。以下に述べる活動は断らない限りすべて反対する会としての活動である。

10月25日、閣議決定に際して、抗議声明を発した。

11月15日、新潟市の繁華街で反対の街宣を行っている。シール投票を行ったが、60パーセントが反対、40パーセントが良く分からない、賛成は0であった。

11月20日、新潟市役所前で秘密保護法に反対する集会を開催し、その後デモを行った。

11月26日、衆議院での強行採決を踏まえ、抗議声明を発した。

12月2日、石破発言を踏まえ、ノーモアミナマタ新潟訴訟弁護団、脱原発新潟弁護団など県内主要7弁護団等において、石破発言に抗議し秘密保護法案に反対する共同声明を公表した。これは新潟支部の周旋により実現したものである。

12月5日、新潟市役所前で秘密保護法に反対する集会を開催し、その後デモを行った（2回目のデモ）。

各団体に県選出国會議員の名簿とひな形を送付し、国會議員へのファックス要請も行った。

県内の全自治体の議会に秘密保護法反対の意見書採択の陳情も行った。僅差で採択に至らなかった議会もあるものの、今現在意見書が採択されるには至っていない。

柏崎、糸魚川でも秘密保護法に関する学習会が開

催され、団員が講師を務めている。

4 強行採決後の活動

2013年12月6日、秘密保護法は強行採決された。

しかし、反対する新潟の会は、廃案に向け組織を存続させ、運動を展開することを決定した。

12月7日、強行採決に抗議し、即時廃止を求める声明を発した。

反対する会では、県内で活躍する女性に組織結成を要請し、秘密保護法に反対する女性の会が結成された。12月20日に市民集会在も予定しているようである。

12月8日には新潟市内の繁華街で、秘密保護法強行採決に抗議する街宣を行った。

新潟では2014年1月から2月にオスプレイを用いた訓練が行われるが、必要な情報も公開しないまま訓練を行うことについて、12月16日、県に対し抗議を申し入れた。

2014年1月18日には、新潟市内ユニゾンプラザにおいて、東京支部藤原真由美団員を招いて、秘密保護法の廃止を求める市民集会在を開催する予定である。

5 総括

秘密保護法に反対する活動は、最近の新潟支部の活動の中では、類例のない盛り上がりを見せた。新潟では弁護士会の動きがにぶかったので、新潟支部及び反対する会の活動が県内の反対運動をリードしたと言ってよいであろう。各団体との連携もうまく行き、むしろせつつかれながら運動を進めるという状況であった。後半はマスコミの取り上げ方も良く、街宣をしていると反対の意思表明をしたいという方が多くいたのにびっくりさせられた。

しかし、初期のマスコミ対応には難があったと思う。地元紙である新潟日報の労組との連携がうまく行かず、また、論説委員との懇談等はできなかった。早期からの報道機関へ働きかけと地元マスコミが取り上げやすい素材の提供を工夫すべきではあった。

また、国會議員への要請も、偏見なく行うべきであったと反省している。新潟日報の報道によると、複数の自民党の県選出国會議員が秘密保護法に慎重な意見を持っていたようである。しかし、彼らは採決では賛成しているのである。一旦、政権・党内で意思決定がなされたら逆らえないということであろう。党内での意思形成の段階で与党議員へ働きかけを行うことを検討すべきであった。

以上の点に配慮しつつ、新潟支部は反対する会の構成団体として秘密保護法廃止のための運動を継続していく所存である。

秘密保護法反対闘争・山梨県支部の闘い

事務局長 小笠原 忠 彦

山梨県は、支部団員が7人であり、各団員が山梨革新懇、救援会山梨県本部、山梨県弁護士会、表現の自由を守る山梨センター等で中心的な活動をしており、その中で団員が秘密保護法反対を訴え、各団体とともに秘密保護法反対運動を行ってきました。

2013年10月19日、国民救援会の街頭宣伝に参加して、秘密保護法反対のチラシを配布する。

2013年11月1日、甲府駅頭及び大月駅頭で宣伝活動、団支部事務局長が甲府駅頭での宣伝活動に参加

2013年11月15日、「秘密保護法反対」山梨緊急集会在甲府市内のノウサイ会館で開かれ、団支部事務局長が講師となって講演を行う。

2013年11月19日、山梨県弁護士会が集会とデモ行進（10年ぶり）

2013年11月20日、秘密保護法反対の駅頭宣伝に参加

2013年11月23日、山梨県北杜市小淵沢で、秘密保護法反対学習集会に講師として団員が参加する。

2013年11月29日、甲府駅頭宣伝活動に参加。

2013年11月30日、甲府市総合市民会館での秘密保護法反対集会に参加。

2013年12月3日、山梨県弁護士会の秘密保護法反対の街頭宣伝活動が行われ、自由法曹団団員がこれに参加した。

2013年12月4日、昼、秘密保護法に反対する集会在甲府駅頭で行われ、共産党、社民党、山梨県弁護士会、山梨県労等がこれに参加し、自由法曹団も参加した。

2013年12月5日、山梨革新懇、早朝ビラ配布、団員参加

2013年12月6日、廃案を求め国会への請願行進に支部団員が参加

2013年12月7日、山梨県弁護士会会長声明、

山梨革新懇抗議声明、甲府駅頭緊急抗議集会、80名、団員が参加して、スピーチ

2013年12月25日、山梨革新懇共同アピール（菅原文太ら43人が呼びかけ人となる）

2014年1月23日、山梨革新懇共同アピール390名で発表

2014年1月24日、秘密保護法廃止を呼びかける共同集会、民主党、共産党、社民党、山梨県弁護士会が参加し、デモ行進も行われた。

これ以外にも、東京での集会等の抗議行動に団員が参加しています。山梨県支部は、人員は少ないのですが、短期間に山梨での秘密保護法反対運動を盛り上げるのに大きく貢献できたのではないかと自負しております。

静岡県支部の取り組み

支部事務局長 西ヶ谷 知 成

1 立ち後れ

静岡県支部の活動は立ち後れていた。個々の団員が学習会の講師を引き受けるなどの活動は行っていたものの、全国各地で反対運動に火がついてから暫く経っても、団支部で何かやらなければならないという声は、なかなか挙がってこなかった。

2 まずは学習会

法案が国会で審議されることが確実となった2013年11月初旬のこと。「静岡県支部では何もやらなくていいのだろうか、せめて学習会くらいはやったらどうか。」との団支部長のひと声で、11月21日に弁護士対象の学習会が行われることになった。

各地での運動が活発となるなか、いまさら学習会？などと感じた団員も少なくなかったことと思う。しかし、この学習会により、法案の問題性についてかなり踏み込んで学習することが出来た。法案が孕む重大な問題に対する深く正確な理解を得たことがその後の持続的な運動に繋がったという側面もあったのではないかと。この学習会は結果的に大変有意義なものであったと思う。

3 弁護士会、マスコミを動かす

学習会の企画と並行して、街頭宣伝とチラシ配りを行うことを企画した。この街頭活動をより有意義にするためには、多くの人にこの活動を知ってもらうことが必要であり、そのためにはマスコミに広く

報道してもらうことが必要である。それには私的団体ではなく「県弁護士会主催」であることが効果的である。

そこで、県弁護士会副会長を務めている団員が会長を促し、その結果、弁護士会が近年あまり取り組んでこなかった街頭活動を弁護士会主催で行うこととなった。その翌日記者レクを行い、翌々日昼から県弁護士会が街頭活動を行うことをマスコミに告知した。

振り返ると、この街頭活動を企画したその日のうちに「弁護士会主催」の決裁をもらえたことが、その後の運動にとって極めて重要なポイントの一つだったと思う。それがあったからこそ、翌日の記者レク、マスコミの報道、そしてその後の街頭活動の盛り上がりへと繋がったといえる。驚くほどスムーズに「県弁護士会主催」を取り付けられたのは、団員が県弁護士会副会長を務めており会長の了承を取り付けやすかったことと、ベテラン団員が会長に対し、弁護士会を挙げて秘密保護法反対の運動を行うことを内容とする会長名義の会報を出すよう、進言してくれたことが大きい。

日頃弁護士会の会務に尽力されている団員の力が今回の運動にも大いに役立ったことは、特筆すべきことである。

なお、マスコミの反応は極めて良かった。街頭宣伝の様相をテレビ2社、新聞4社が取材し、報道してくれた。当日夕刻のニュースにてテレビ報道がなされ、翌日の朝刊にも比較的大きく取り扱ってもらうことが出来た。

4 弁護士、街に出る

2013年11月21日から12月6日までの16日間、土日を除く毎日正午から午後1時までの間、駅前や繁華街で街頭宣伝とチラシ配りを行った。静岡県弁護士会は、静岡支部、浜松支部、沼津支部の3支部に分かれており、街頭活動も3支部それぞれで行った。

街頭活動は当初、数日程度の予定だったが、法案が衆議院を通過してしまったことから、是が非でも阻止しなければ、という気運が高まり、12月6日の参議院での採決の日まで続けることとなった。

配布したチラシの枚数は3支部合計で1日1000枚以上（推定）。総計で少なくとも1万枚以上配布した。おまけのティッシュも付けないのにこれだけの枚数を配布できたことは、市民の関心がそれだけ高かったことに加え、弁護士が街頭で発信している

ことの物珍しさや目新しさもあったのではないかと思われる。

なお、弁護士会主催になったことから、チラシも弁護士会の経費で、弁護士会職員に刷ってもらえることが出来た。1万枚以上のカラー印刷を個人が負担するのではたまらない。この点でも弁護士会主催となった意味は大きかった。

街頭活動には、団員はもとより団員以外の弁護士も多数、参加してくれた。団員ではない多くの弁護士も共通の問題意識を持ってくれていることが分かり、非常に勇気づけられた。

もっとも、最後まで街頭活動をやり続けたのはやはり団員であり、しかも若手中心であった。今回の運動では若手団員の頑張りが際立った。

5 市民との接触で得たこと

街頭に立つと、市民の反応がよく分かった。

面と向かって「法案に賛成だ。」などと言ってくる市民の方もいたが、「がんばってください。」、「とんでもない法案ですね。」という声もたくさん頂いて勇気づけられた。

また、「署名はないのか。」、「反対の声をどこに届けばいいのか。」という意見も頂いた。

今回の運動では、市民との接触により、励ましの言葉や有意義な指摘を頂くことが出来たこともまた収穫であった。

6 終わりに

着手が遅かったこと、市民と連携した運動が出来なかったことなど、課題は少なくないと思う。

しかし、運動のノウハウや技術の蓄積が出来たことなど、非常に多くの収穫があったこともまた事実である。

なかでも最大の収穫は、若手団員が運動の中核を担ったということではないだろうか。

「団静岡県支部の未来は明るい」と感じられたこと、これこそが今回の最大の収穫である。

秘密保護法阻止に向けた愛知の取組み

愛知支部 濱 巖 将 周

1 「秘密保全法に反対する愛知の会」の結成

秘密保護法を阻止するための取組みについては、愛知が、全国に先駆けて取組みを始めた。

きっかけは、中谷雄二団員が、団支部幹事会にお

いて、2011年8月の秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告書を受けて、今後制定が目論まれている秘密保護法は非常に危険であり、団支部として取り上げなければならないと、問題提起されたことだった。

早速、2012年年明け団支部幹事会において、濱瀧将周団員が報告者となって、有識者会議報告書の概要を検討し、すぐさまプロジェクトチームが立ち上がった。

同年2月10日には、市民にも早急に意識してもらわなければならないと、濱瀧団員が講師となって、市民向けの緊急学習会を開催した。その場で、集まった市民が「秘密保全法に反対する愛知の会」（以下「愛知の会」という）の準備会を結成した。同月14日には早速、その愛知の会準備会が1回目の街頭アピールを実施した。

同年4月2日、100人を優に超える市民・支部団員の参加を得て、愛知の会の正式な結成総会を開催した。本秀紀・名古屋大学教授による基調報告のほか、団支部を含めた各団体からのリレートークをして、秘密保護法に反対する市民間のエール交換をした。なお、愛知の会の共同代表には本教授と中谷団員が、事務局長には濱瀧団員が、それぞれ就任した。

その後、愛知の会は、ほぼ隔週で、名古屋市内の繁華街で街頭アピール活動を続けた。また、独自の学習会の開催や、市民の学習会への講師派遣を積極的に行った。さらに、ブログ (<http://nohimityu.exblog.jp/>) でもこまめに情報発信を続けた。ニューズレター『極秘通信』も発行した。中谷団員はブックレット『これでわかる！「秘密保全法」ほんとうのヒミツ』も執筆した。

2 愛知の会の取組みの成果

このような愛知の会の取組みによって、愛知では、秘密保護法に対する市民の危機感が、間違いなく他県より早く大きく広がった。秘密保護法案の国会上程前までに限っても、街頭アピールなどを通じて配布した愛知の会のビラは数知れず、支部団員が講師に出向いた学習会はごく小規模なものまで含めるとおそらく100回を超え、愛知の会が独自に企画した学習会・講演会にはいつも会場いっぱいの参加者が詰めかけた。

愛知の会の長は、団支部の呼び掛けがきっかけで結成された会ではあるものの、活動が弁護士任せにならず、市民が自主的に動いていることである。

また、従来の労働組合中心の組織でなく、これまで運動に参加したことがないようなメンバーも多く、柔軟な発想で動いていることである。ブログを頻繁に更新して情報発信したり、ツイッターでつぶやき続けたり、街頭アピールでも、シール投票をしたり、街ゆく人に葉っぱ型の付箋に一言ずつ書いてもらって「民主主義の木」なるものを作ったり。インターネット上での秘密保護法の情報発信がごく限られていたこともあって、愛知の会のブログへのアクセス数は、とくにパブリックコメントが始まってからは急上昇し、一日数万件にも達するようになった。法案上程後は街頭アピールを連日行ったが、これもメーリングリスト上で自主的に声が上がったものだった。11・21や12・6の各地での行動を、全国一斉で行おうと呼び掛けたのも愛知の会からだった。

この愛知の会の発信力が、遅まきながら法案上程前後に全国に飛び火し、あのムーブメントにつながったのだと自負している。

3 愛知県弁護士会の取組み

愛知県弁護士会では、2012年6月に「秘密保全法制対策本部」が立ち上がったが、それ以前から、情報問題対策委員会等の関連委員会で学習会が開催されていた。対策本部立ち上げ後は、弁護士会として街頭アピールの実施、ニューズレターの発行、著名人を呼んでのシンポジウムの開催等もして、情報発信に努めた。名古屋にあるNPO法人情報公開市民センターが開示を求めていた秘密保護法の法令協議に関わる文書の不開示決定を受けて、対策本部委員が代理人となって、不開示決定取消訴訟も提起された。これら弁護士会の取組みにおいても、支部団員が重要な役割を果たしている。

弁護士会は、会長以下理事者も明確かつ積極的に、「反対」の意思表示をしてくれた。また、市民団体である愛知の会と歩調を合わせて、法案国会上程後からは、愛知の会主催の学習会や集会さらには連日の街頭アピールにも、弁護士会が共催者として名前を連ね、理事者が顔を出して挨拶・発言をしてくれたから、参加した市民も心強く思ったことだろう。

4 今後の取組み

昨年12月6日、愛知でも名古屋の中心部に4000人も市民が集まって「秘密保護法反対！」の声が上がった直後に、法案は可決強行された。しかし、支部団員にも愛知の会の会員にも、敗北感や疲労感はない。

実際、愛知の会の活動ペースは変わっていないし、

学習会（12月23日のツワネ原則に関する学習会には350人が参加）、集会（1月24日のデモには3000人が参加）の参加者も減っていない。これらの活動に加えて、運動の広がり全国規模では遅れたこと、全国各地の運動体とのつながりが希薄だったことの反省から、「秘密法に反対する全国ネットワーク」の立ち上げを呼び掛けた（本年1月24日発足）。4月5日、6日には、愛知の会結成2周年総会（落合恵子氏に記念講演を依頼予定）とともに、全国各地の運動体との交流会の開催を予定している。同時に、秘密保護法が施行されようとしたたかい続けるために、情報公開制度を使った監視体制づくり、弁護士を中心とした救援体制づくりと、それを支える救済制度づくりも始めている。

団支部としても、これらの活動を支えるとともに、「秘密保護法反対！」のワンイシューにとどまらない、国家安全基本法制定や集団的自衛権容認等の壊憲に向けた動きを阻止するための、より大きな運動の一翼を担う決意である。

岐阜県弁護士会史上初めてのパレードが成功する！

岐阜支部長 笹田 参三

1 岐阜県は保守的な風土が強い地域であった。70年代にみのわ幸代弁護士を押し立てて国会議員を送り出したことがあったが、長く保守県政、市政が続いてきた。

弁護士会に目を向けても、簗輪弘隆、幸代両団員は、副会長、会長になることはできなかった。その後は、29期の横山団員を嚆矢として、1997年に弁護士会会長に就任して以降は、団員が会長を歴任する時代になっていった。団員が岐阜県弁護士会の活動を担う時代になっていた。しかし、弁護士会としては、民主団体等の民間団体の主催する集会等の後援することには消極的な意見が多数を占めていた。いわんや、岐阜県弁護士会が憲法課題でパレードを行うこと等は到底予想できなかった。

2013年11月28日に、その時点での会員170名余の約4分の1に該当する40名の弁護士が参加し市民60名と共に100名の参加者のパレードが成功した。

パレードに先立った集会では、日頃は、憲法問題、

民主主義問題に関心がないような面々が、岐阜県弁護士会のゼッケンやタスキをつけて大いに盛り上がっていた。マスコミでは大きく取り上げられ、市民世論喚起には大いに役立った。

2 このパレードの成功に至る出発点は、岐阜県弁護士会に2012年に憲法委員会が正式委員会として発足したことであった。河合良房団員が初代委員長に就任して、会内で活発な活動を展開した。その集大成として、岐阜県弁護士会が、昨年の人権大会のプレシンプオとして、昨年9月28日に、孫崎享さん、松本ヒロさんと呼んだ大規模な400名規模の市民集会を成功させた。孫崎さんの話も、松本さんのコントも参加者の感動を呼んだ、素晴らしい出来栄であった。

その集会成功が、直後に浮かび上がった秘密保護法案反対運動に大きく貢献していくことになる。

その後は、国会の状況に併せて、岐阜県弁護士会として、名鉄岐阜駅前で2度の街頭宣伝を若手会員20名以上が結集して成功させた。最終盤では、岐阜県の東部にある多治見市で会員、事務局合計10名が参加した街頭宣伝を行った。多治見市での弁護士の街頭宣伝は初めてことであった。

3 自由法曹団、青法協の活動

今回の岐阜県弁護士会の活動を支えたのは、団、青法協のメンバーであった。

特に指摘することができるのは、青法協岐阜支部が組織整備されて、組織的な展開をすることが出来るようになったことである。支部内に支部長の他に事務局長、会計担当等の役職が確定され、執行機関としての支部運営委員会が確立した。その集団的な議論の中から、憲法問題での出前講師を派遣することが計画され、その運動の中で、秘密保護法反対の広い学習会講師派遣を行うようになった。当然、団の若手団員も積極的に講師に立候補した。

4 学者、マスコミ関係者、市民の秘密保護法反対の共同声明

全国の各種団体、個人が秘密保護法反対の意見書を発表する動きに触発されて、岐阜県でも学者、マスコミ関係者、弁護士、市民の、秘密保護法反対の共同声明を集める動きが起きてきた。その結果、岐阜県の著名な学者、マスコミ関係者、弁護士28名と市民61名の秘密保護法反対の共同声明を11月21日に挙げる事ができた。

この共同声明は、地元マスコミに広く報道され、国会終盤の世論形成に大きな貢献をすることができ

た。

5 秘密保護法反対の最終盤での市民によるデモ行進

国会の最終盤である、12月1日に市民300名が参加する堂々たるデモを成功させた。これらの一連の行動によって、県内の雰囲気は大いに変えることに繋がった。

街頭宣伝においても、市民のビラの受取がよくなった。若い男女が街頭宣伝でプラカードを持っている私に近づいてきて、「秘密保護法でホントに監視されるようになるの。」などの疑問を寄せてきたことが印象的であった。

秘密保護法が成立した直後の12月9日の常議員会に、栗山会長が自ら「特定秘密の保護に関する法律の成立に抗議する会長声明」を起案した。栗山会長としては、法案の強行採決が腹に据えかねたものであった。

岐阜県としては、大いに盛り上がった秘密保護法反対運動であった。

その後も、岐阜県弁護士会憲法委員会では、今年4月に集団的自衛権問題での市民学習会を開催する予定である。

青法協岐阜支部では、旺盛に憲法問題学習会の講師派遣を進めていく予定である。

団岐阜支部もそれに負けないで頑張っていく決意である。

富山県支部の取組み

富山県支部 水谷敏彦

1 富山県弁護士会の取組み

富山県弁護士会では、2012年1月の日弁連会長声明を受けて、同年2月29日、有識者会議の報告書『秘密保全のための法制の在り方について』に反対する会長声明を発表した。この会長声明は、同会の人権擁護委員であった団員（坂林加奈子）が中心となって起案したものであった。

次いで、法案国会提出後の2013年10月30日、「特定秘密保護法案の成立に強く反対するものである」とする『特定秘密保護法案に対する会長声明』を発表した。この会長声明の起案にあたっては人権擁護委員であった団員（筆者）が関与している。

11月中旬には、会長の発案で、弁護士会館3階

テラスの手すりに「富山県弁護士会は特定秘密保護法案に反対します」（「反対」の文字は赤色）と表示した全長5メートルの横断幕を掲げた。弁護士会が横断幕・懸垂幕の類で市民に向かって意見表明するのは初めてのことであり、地元の報道でも取り上げられた。

会長はまた、11月26日の衆議院本会議での強行採決、そして12月5日の参議院特別委員会での強行採決に対し、それぞれ法案の問題点を指摘し慎重審議を求めるコメントを発表した。12月5日のコメントは、同日開催された緊急市民集会（次述2）で副会長（坂本義夫団員）から紹介され、集会参加者を励まし、盛大な歓迎を受けた。弁護士会と市民の思いが一つになる、かつてない出来事であった。

2 秘密保護法案に反対する緊急市民集会・デモ

富山県では、2003年3月のイラク開戦反対のピース・ウォーク以来、憲法会議等で構成する「日本国憲法をまもる富山の会」と、「富山県平和運動センター」が平和や憲法を守る取組み、原発再稼働反対の取組み等で共同行動を重ねてきている。これらの共同行動は学者、僧侶、元自治体首長、弁護士等の県内有志が呼びかける形で行われてきたが、今般の秘密保護法阻止闘争でも、2013年10月末に至って、安廃棄富山県実行委員会から団支部や富山大学教授（全国の憲法・刑法学者の呼びかけ賛同者）、県平和運動センターに働きかけがあり、急遽、協議・調整がなされた結果、学者、医師、僧侶、元自治体首長、弁護士、ジャーナリスト、音楽家、歌人ら19名の呼びかけのもと、秘密保護法案に反対する緊急集会とデモがもたれた。弁護士の呼びかけ人4名のうち2名は団員（山本直俊、青島明生）である。

この緊急市民集会は、11月21日と12月5日の2回開かれ、いずれも300名を超える集会となった。県内で社共両党の県議会議員が同じ壇上で連帯挨拶する場面が久々に見られた。抗議声明『国民の目と耳、口をふさぐ秘密保護法案の強行成立に強く抗議する』を採択し、冷たいみぞれが降る中、JR富山駅前から富山県庁を巡るコースでデモ行進を行い、その模様は全国紙でも報道された。

これらの取組みに先駆け、11月17日、県内の各種NPO、NGO等の市民団体有志が呼びかけて「特定秘密保護法案を考えるフォーラム」が持たれ、団員弁護士（青島）からの問題点の報告、富山にゆかりの泊事件・横浜事件を取材したジャーナリスト

からの治安維持法下で起こった事件の顛末等の報告があり、元自治体首長、元地元テレビのニュースキャスター、NPO代表等がミニ・パネル・ディスカッションを行った。急遽呼びかけた集会であったが、60人の会議室は立ち見が出る程で、関心の高さが表れていた。

3 団員の講師活動

富山県支部は、県内の民主団体や労働組合等からの要請に応じて団員を派遣し、講演会や学習会の講師を務めた。筆者が把握しているものは次のとおりである。

(1) 2012年7月10日 北日本新聞労組で講演(坂林加奈子)

報道機関の職業柄、報道の自由・知る権利の制約に対する関心が高かった。

(2) 同年11月16日 国民救援会砺波支部の学習会で講演(坂林加奈子)

救援会会員は熱心で、『救援新聞』等を通してよく学習していた。

(3) 2013年10月19日 県高等学校教職員組合で講演(坂林加奈子)

法案の閣議決定・国会提出直前であったため、参加者は危機感を抱き、熱心だった。

(4) 11月7日 国民救援会富山支部の学習会(坂本義夫)

(5) 11月25日 富山民主医療連合会の学習会(坂本義夫)

(6) 11月27日 高岡市南条9条の会の学習会(坂本義夫)

いずれも、25～30名が参加。秘密保護法制定が戦争する国づくりの一環であること、秘密の範囲が無限定で危険であること等、よく理解できたとの感想が寄せられた。

(7) 11月23日 富山県高齢者大会で発言・解説(水谷敏彦)

(8) 12月3日 国民救援会砺波支部総会で講演(丸山哲司)

参加者約30名。法案採決直前だったこともあり、第三者機関性や秘密指定の範囲についてこれだけ強い批判があるにもかかわらず採決を強行するのはなぜなのか理解できない、戦争できる国づくりの一環として制定しようとしているように見え、強行採決をするならば安倍政権の“躓きの石”となるとも思える、といった感想があり、参加者は皆、大きな危機感を抱いていた。

4 秘密保護法廃止に向けて

富山県支部の常日頃の支部活動は決して活発なものとはいえないが、秘密保護法阻止闘争では、上記のとおり、単体会内での取組みや講師活動等、団員としての最低限の役割は果たせたのではないかと自負している。

今後、秘密保護法廃止、そして改憲阻止のために支部活動の活性化をはかりたい。

石川・秘密保護法に対する取り組み

石川県支部 蕪城 哲平

1 2012年度の取り組み

金沢弁護士会主催で、2012年6月30日に「秘密保全法」に反対するシンポジウム、2013年3月9日には「秘密保全法」を考えるシンポジウムが開催されたが、これらは、団員である会員が中心となって運営された。

2 2013年度の取り組み

① 要請書などの提出

2013年10月30日に、当支部を含む6団体は、「政府に都合の悪い情報を隠す『秘密保全法案』に強く反対する要望書」を、石川県選出の国会議員に提出した。

同年11月には、当支部を含む6団体で、石川県議会及び石川県内各市町議会に、「秘密保護法」制定に反対する意見書の提出を求める請願を提出した。

これらの活動にもかかわらず、秘密保護法が強行採決された後には、同年12月8日に、当支部を含む6団体は、「『秘密保護法』強行採決・『成立』に抗議し、廃止・撤廃を求めます」との声明を発した。この声明は自民党及び公明党に提出した。

② 団員の講義活動

・飯森和彦団員は、2013年10月は菅野昭夫団員が顧問をしている北陸中日新聞社、地域の革新懇や九条の会で、同年11月は市民グループの勉強会(2回)、別地域の九条の会で、講師となって法案の問題点を解説した。

市民グループの勉強会ではインターネット上のサイトで中継され、その後、同団員のレジュメがアップされた。

同団員は講演で特に、行政機関の長が広汎に秘密を指定できる一方、国会にも裁判所にもその内容が

開示されない可能性があること、国会や裁判所のコントロールが及ばないところで政府が情報操作により国民世論を誘導し、憲法改悪、米国主導戦争参加（集团的自衛権行使）へと進む危険性のあることを強調した。

・徳田隆裕団員も、2014年1月22日、ピースウォーク金沢実行委員会の秘密保護法の勉強会において、講師となって問題点を指摘した。

③ 金沢弁護士会の活動をバックアップ

金沢弁護士会は、2013年11月25日に「『特定秘密保護法案』の衆議院での可決に反対する会長声明」を発し、11月28日には秘密保護法案成立に抗議する内容のビラ配り、12月4日には会を上げてデモ行進を行った。これらについても、団員が中心的な役割を果たした。

3 当支部としては、今後も、秘密保護法の廃止を実現すべく、各団体と団結しながら戦いを続けていきたいと考えている。

福井県支部における秘密保護法阻止闘争 事務局長 吉川 健司

1 福井県支部における取組

福井県支部における取組の主な特徴は、各団員が、学習会講師を積極的に引き受け、福井県内の民主団体が秘密保護法反対の運動に踏み出すきっかけを作る役割を果たした点にある。

最も早いものでは、2012年9月に、団員が、国民救援会福井県本部において、秘密保全法についての学習会の講師となって、秘密保全法反対の運動に取り組むことを訴えた。

その後も、2013年4月以降、市民オンブズマン福井、福井高教組、各地の9条の会、革新懇など、様々な団体の学習会において、改憲阻止、秘密保全法阻止を訴えた。

また、島田団員は、福井弁護士会会長として、弁護士会としての秘密保護法反対運動を積極的に提起し、2013年11月5日には、福井弁護士会として、福井駅前において、街頭宣伝を行った。

さらに、福井県支部において、団本部作成のリーフ2000枚を購入し、各団体の学習会の際に配布するようにした。

団員によるこのような活動がきっかけの一つとな

って、2013年11月12日には、約30の団体により、秘密保護法阻止福井県連絡会結成総会が開催され、約140名の市民の参加により成功した。この連絡会には、福井県支部も構成団体として加わっている。

その後は、12月6日に秘密保護法が強行採決されるまで、連絡会を中心に、連続的に、集会、街頭宣伝、パレード、反対声明の発表等、様々な活動が繰り広げられた。

この他、市民オンブズマン福井が秘密保護法案反対の声明を発表するにあたって、団員が声明文の作成に関与した。

2 福井県支部の取組の成果と教訓

福井県支部の団員は約10名と少数であり、福井県支部単独の取組では、福井県内において大きな運動を作り出すことは困難である。

しかし、学習会の講師となり、秘密保護法の危険性を分かりやすく一般市民に伝えることは、団員として、最も取り組みやすく、かつ、各団体が様々な活動に踏み出すきっかけをつくることにもなる。

今回、各団員が、様々な団体の学習会講師を積極的に引き受けたことが、2013年11月12日の秘密保護法阻止福井県連絡会の結成、その後の福井県内における多彩かつ活発な秘密保護法阻止運動の大きな要因となった。

これは、今後の様々な悪法阻止活動、秘密保護法廃止に向けた運動を作り出す上で、貴重な教訓であるといえる。

3 廃止を目指すこれからの活動方針

秘密保護法が強行採決された後も、福井県内の秘密保護法廃止に向けた運動は継続している。

前述の秘密保護法阻止福井県連絡会は、2014年2月6日に、廃止に向けた学習会と決起集会を開催し、2月8日には、敦賀市9条の会が、秘密保護法についての学習会を開催した。

福井県支部としても、引き続き、様々な団体の学習会講師を積極的に引き受け、秘密保護法廃止に向けた様々な活動を支援していく予定である。

また、今後は、福井県支部としても、秘密保護法廃止に向けて、様々な活動に取り組んでいきたいと考えている。具体的にどのような活動に取り組むかは、これから検討する予定であるが、秘密保護法が廃止されるまで、継続的に取り組むことができるような活動を工夫していきたいと考えている。

滋賀における秘密保護法反対運動の展開 団支部が団旗を掲げて街頭へ

滋賀支部 玉木 昌美

秘密保護法は2013年12月6日に成立しましたが、それに対する国民の反対運動は安保以来と言われるほど全国各地で盛り上がりました。この滋賀の地においても、憲法を守る滋賀共同センター、自由法曹団滋賀支部、滋賀弁護士会等が多彩な運動を大きく展開していきました。

滋賀弁護士会は2013年11月14日、常議会（私もメンバーのひとり）の議を経て反対の会長声明を発表しました。甲津会長に「是非記者会見を。」と言って実施しましたが、翌日の新聞（朝日、中日等）は2人の顔写真入りで報道しました。

緊迫する情勢を踏まえ、団滋賀支部が呼びかけて共同センターの事務局会議（私のほか石川団員、稲田団員参加）を開催し、「学習会等の集会よりもまず街頭に出て県民にアピールする運動を」と意思統一しました。そこで2013年11月15日に膳所駅前集会及びデモ行進をすることを決め、記者会見を行いました。そして、当日、約50名の参加で集会とデモ行進を行い、アピールを採択しました。予想を上回る参加者で成功し、中日新聞、朝日新聞等は写真入りで報道しました。団員や団事務所事務局も10数名参加し、成功に貢献しました。

さらに、11月26日、共同センターの主催で県庁前の昼休みデモを行い、約140名が参加し、これも大きく報道されました。この日は夕方にも、団滋賀支部は独自に石山駅で街頭宣伝を行い、私と元永団員がマイクで訴えました。このときは、新聞記者のほかテレビ（毎日放送）が取材に来て、インタビューを受けました。自由法曹団の団旗をかかげて大きくアピールし、20名以上の団員と事務局が参加し（彦根共同の所員が事務所会議を切り上げて大量に参加）リーフレットを配布しました。

滋賀弁護士会は、全国の弁護士会の立ち上がりに影響を受け、憲法問題委員会等司法グループの会議で街頭宣伝を行うことを決定し、執行部の賛同を得て12月2日、弁護士約20名で会長声明を記載したビラ約500枚を大津駅前配布しました。弁護士会が街頭宣伝をやっているということでビラの受取りの反応もよく、「集会はしないのか。」等の声もありました。

12月5日、団滋賀支部は独自に石山駅で街頭宣

伝を行い、私と元永団員がマイクで訴えました。これも朝日、毎日等が大きくとりあげました。この日、滋賀弁護士会は、法案に反対する3回目（異例）の会長声明を発表し、司法グループの代表田口勝之弁護士が記者会見を行いました。

さらに、共同センターでは、法案成立後の12月9日、膳所駅前で緊急抗議集会・リレートーク及び街頭宣伝を約50名で行いました。「法案が成立しても廃止に向けて闘っていく、人権を抑圧し、戦争する国に変えることを認めるわけにはいかない」とアピールしました。リレートークでは団のほか救援会、原発訴訟原告団、民医連、安保廃棄実行委員会等諸団体の代表がそれぞれの立場から法案の危険性と廃止を訴えました。これもマスコミが大きく取り上げました。

そのほか、地方革新紙の滋賀民報は、11月3日号に甲津貴央会長を、12月1日号には元裁判官で現在日野町事件弁護団の小原卓雄弁護士を登場させ、法案の問題点を述べてもらいました。

私は、この秘密保護法は、憲法の基本的な原理（国民民主権、人権擁護、平和主義）を根底から覆すものであり、憲法違反の法律であること、人権抑圧の監視社会、戦争をする国にしてはならないと強調して訴えました。新聞には、あるときは「憲法を守る滋賀共同センターの代表として」、あるときは、「自由法曹団滋賀支部長として」、あるときは「滋賀弁護士会憲法委員会委員長として」「玉木弁護士は訴えた」と次々に登場しました（全紙を読めば、結局ひとりでやっていることがわかってしまう？）。肝心なことを報道しないマスコミが問題になっていますが、遅きに失したとはいえ、今回はそれなりに問題点や反対運動を報じたといえます。また、取り組みのたびに可能なかぎり記者会見をして丁寧に説明することや、街頭宣伝の際に取材にきた記者にも十分に説明してわかってもらうことが極めて重要であると思いました。新聞記者からは、ひとつの取り組みをするやすぐに、「先生、次はいつ、どこでやるのですか。」と再三問い合わせがありました。また、街頭宣伝で「署名は。」などと声をかけてくれる人もあり、ビラの受取りの反応がよくなっていくことを実感でき、次第にみんなの関心が高くなっていったことがわかりました。集会や街頭宣伝のたびに「記者会見したもの、果たして人が集まるだろうか。」と毎回心配しましたが、いずれも期待した以上の参加者でうれしく思いました。特に、団旗を掲げた団支部独自の

取り組みもできたことは印象的でした。今回の取り組みの一番の教訓は、団がどこでもまず声をかけて運動をつくるのが肝心である（言い出しっぺになる）ということでした。

共同センターでは、集団的自衛権行使に踏み込もうという安倍政権の目論見を打ち砕くためにも、憲法9条を守る運動とあわせて秘密保護法廃止に向けた運動を強化していくことを確認しました。そして、参加者の枠を大きく広げた憲法学習会、秘密保護法反対の学習会、毎月6日の街頭宣伝を滋賀県内各地で旺盛に展開していこうと呼びかけています。

京都における秘密保護法反対の取り組み

京都支部 毛利 崇

1 京都支部では、秋の臨時国会で秘密保護法が議上にあがることが予想されたため、2013年8月支部例会に日本体育大学の清水雅彦先生をお招きして、「秘密保全法案の内容と問題点」というタイトルで支部内学習会を行った。戦前からの国家秘密保護法制の流れを踏まえた中身の濃い講演であり、その後の運動の盛り上がりを見ると、時機にかなった取り組みであったと思うが、十分に危機感を持つことができず、運動の提起が遅れたことが悔やまれる。

2 その後、京都支部は、有力な地元マスコミの一つである京都放送（KBS京都）の労働組合や京都共同センターなどと協力をして、以下の取り組みを実施した。

10月25日（金）街頭宣伝@四条烏丸

10月28日（月）街頭宣伝&デモ 四条河原町～京都市役所前

緊急の呼びかけにもかかわらず、参加者は、市民団体や労働組合を中心に86名の参加があった。中には「将来、マスコミ関係への就職を目指している。25日に四条烏丸でもらったビラを見た。」と言って参加をしてくれた学生さんなどもおられた。

10月31日（木）街頭宣伝@四条烏丸

11月 3日（祝）ブース出店、リーフレット配布@梅小路公園

憲法9条京都の会主催の憲法集会が梅小路公園で開かれた。支部では、展示コーナーの一角に出店をし、特定秘密保護法案、自民党改憲草案、京丹後エックスバンドリーダー基地問題などについて展示を

行った。また、来場者にリーフレット配布した。リーフレットには、FAX要請文と特別委員会委員の名簿を折り込んで、FAX要請を呼びかけた。

11月 6日（水）街頭宣伝@四条烏丸

11月11日（月）街頭宣伝@四条烏丸

11月14日（木）街頭宣伝&デモ 四条河原町～京都市役所前

10月28日のデモ参加者が86名であったので、今回は100名を超える規模でとの呼びかけで実施したところ、130名を超える参加者があった。

11月19日（火）朝日新聞への意見広告掲載

11月22日（金）街頭宣伝&デモ 京都市役所前～四条河原町

また、支部団員で担当を決めて、地元選出国会議員の地元事務所への議員要請を順次行った。

秘密保護法についての学習会要請も増えてきており、講師として団員を派遣している。また、秘密保護法の学習会でなくても、リーフレットやFAX要請文を持参して秘密保護法の危険性や情勢を訴えるよう工夫をした。

強行裁決後には、強行採決に抗議するFAX要請分を早急に起案・配布し、適時の抗議行動を呼びかけた。

3 京都弁護士会では、秘密保全法対策本部が立ち上げられ本部事務局長を小笠原団員が務め、本部員にも団員が参加して重要な役割を果たした。京都弁護士会主催の街頭宣伝は、11月には週3回から多いときには連日開催され、支部団員も多く参加をした。

4 現在は、秘密保護法廃止の運動が盛り上がりを見せているが、いくつかのグループがそれぞれに活動をしており、オール京都の一点共同の組織が確立していないことが課題である。

兵庫県支部の特定秘密保護法反対の取り組み

兵庫県支部 松山 秀樹

1 パブリックコメントへの応募

9月3日、当日にパブリックコメントの開始を知り、団支部ML、兵庫県弁護士会憲法問題委員会、兵庫県弁護士9条の会MLなどを通じて、パブリックコメントへの応募を訴える。

兵庫県弁護士会は、9月17日付で法律案概要に反対する意見書をPBへ投稿した。

支部団員からも各自で投稿（投稿数は未把握）。

2 学習会の実施

① 10月7日、兵庫県弁護士9条の会との共催

「改憲への3点セット（国家安全保障基本法案、日本版NSC設置法案、特定秘密保護法案）を考える」

講師 井上正信団員

② 10月12日 兵庫県支部総会 特別講演

「「解釈改憲」「立法改憲」・96条先行改憲について」講師 神戸学院大学教授 上脇博之氏。9条改憲に向けた一連の動きのなかで特定秘密保護法についても学習

3 学習会講師

9条の会、労働組合、国民救援会、各地域の民主団体から講師要請があり、講師として団員も活動している。

4 街頭宣伝活動

団支部は、3年前から月1回、兵庫労連との共同行動として、比例定数削減反対、民意を反映した選挙制度を目指す街頭宣伝行動を行ってきた。秘密保護法案が危急の課題となったため、昨年11月以降は、こちらに重点をおいて活動を行う。

街頭宣伝活動のチラシは、「STOP！秘密保護法共同行動」作成のリーフレットを兵庫県弁護士9条の会が6万部購入。

① 11.02 土曜日の11時～12時、元町大丸前で実施

参加は、団支部・兵庫県弁護士9条の会・兵庫労連・9条の心ネットワークなど。初回は、延べ約20名程度が参加して、1時間にわたり「STOP！秘密保護法共同行動」作成のリーフレット約2000枚を配布

② 11.06 弁護士会主催。朝の時間帯、神戸、元町、三宮の各駅で実施

③ 11.16、17 全労連主催。「かがやけ憲法！全国縦断キャラバン2013」 団支部からも弁士として参加。土曜、日曜の午後の時間帯、JR元町駅と元町大丸前で実施。

④ 12.4 団支部、兵庫労連、兵庫県国家公務員関連労組共闘会議共催

夕方の時間帯に元町大丸前で実施

12月4日の行動では、何人かから署名がしたい、と声をかけられたり、通り過ぎた通行人が近寄ってきてピラを欲しいと求められたり（これまで他の宣

伝行動ではなかったこと、このような経験ははじめて）、回数を追う毎に市民の関心が高まっていくことが感じられた。

5 デモ

今回の特徴は、デモ行進で兵庫県弁護士会が協賛して、弁護士会役員が連帯の挨拶をし、一緒に横断幕、弁護士会の幟を持参して行動したことである。

① 11.26 憲法共同センター、憲法会議、団支部、弁護士9条の会、救援会など主催、兵庫県弁護士会協賛で、デモ行進を行い、デモ途中からの飛び入り参加もあり300名以上が参加。

② 12.6 前回と同じ団体と弁護士会協賛、昼休みの時間帯に実施

③ 12.19 前回と同じ団体と弁護士会協賛、昼休みの時間帯に実施。約300名が参加。

6 要請行動

① 11.8 団支部で地元国会議員事務所への要請行動 要請先は、赤羽議員（公明）と井坂議員（みんな）。支部で作成した要請書、団意見書、団Q&Aなどを持参して訴え。

② 11.11 地元選出国會議員全事務所宛に要請書を郵送。送付した物は、事務所への要請の際の持参物と同じ。

③同日 地元の神戸新聞論説委員室宛に同様の要請書と資料を郵送

7 その他

支部八木団員が11.21日比谷野音の集会に参加。

10月に「明日の自由を守る若手弁護士の会兵庫支部」が発足し、毎月朝宣伝をしている。初回の宣伝行動では、特定秘密保護法案反対の独自のチラシを作成して配布。

8 2014年の行動

①新春の街頭宣伝

1月5日昼の時間帯、デモの主催団体と同一、兵庫県弁護士会協賛。

正月休み最後の日曜日だったが、100名以上が参加して、元町大丸前で宣伝行動。決して皆さんが諦めていないことを実感。

②デモ行進

2月6日 昼休み時間帯 主催団体は同じ

③2月団支部例会～特定秘密保護法の廃止に向けて 自由法曹団兵庫支部、青法協、あす若などの共催

2月5日 講師 深草徹弁護士

④「レーン・宮沢事件」上映&学習会 兵庫県弁護士9条の会主催

この道はいつか来た道～むかし軍機機密法、いま秘密保護法～

2月7日 講師 羽柴修弁護士

⑤秘密保護法と航空労働者～JAL争議支援学習企画

3月25日 JAL争議支援兵庫連絡会・団支部・弁護士9条の会・青法協・あす若など共催

ストップ！秘密保護法わかやま共同行動について

和歌山支部 芝野友樹

はじめに

2013年10月末、秘密保護法案が国会に提出された。東京での秘密保護法廃案に向けた運動を聞くにつれ、和歌山でも秘密保護法成立阻止に向けて何か運動をしなければならぬと考えた有志が、まずは今後の活動について会議と駅前街宣活動を11月11日に行うことを決めた。

会議では、緊急集会の開催、日程、概要と「ストップ！秘密保護法共同行動」の構成団体の和歌山支部などを中心に実行委員会を結成することをまずは決めた後、1時間程度、JR和歌山駅前街宣行動を行った。街宣行動は、リーフレットとちらし入りのティッシュを配布したが、ちらし入りティッシュですらなんとか受け取ってくれる程度の反応であった。

緊急集会

集会は、11月23日（土、祝）、「ストップ！秘密保護法案緊急集会」として、開催した。緊急の呼びかけ、しかも祝日の夜ということで、どの程度の参加者があるのか非常に不安であった。しかし、最終的に143名もの参加者があり、当初準備した椅子では足りないほど会場がいっぱいとなり、この問題に対する関心の高さを実感した。

集会の内容であるが、できるだけ幅広い観点から問題点を明らかにしたいと考え、様々な立場の方から、発言をいただこうと考えた。秘密保護法案の問題点についての弁護士による基調講演のほか、各界からの反対の声として、リレートークを行った。反原発の運動をされている方、九条を守る運動をされている方、歴史学者、治安維持法の犠牲者を支援す

る団体の方から発言をもらった。

また、国会議員の方にも、情勢について発言いただきたい、せめてメッセージだけでもいただきたい、と考えていたところ、宮本たけし衆議院議員に出席いただき、国会情勢の報告をもらった。

最後に、請願署名や国会議員へのFAX運動、そして緊急パレードの行動提起を行って集会をしめくり、秘密保護法廃案に向けて、参加者一同、さらなる運動を決意した。

集会終了後、「はじめてこのような集会に参加しました。私にできることをしたいと思います。FAX送ります。署名も集めてお送りします」と一人の女性から声をかけられたのが印象に残っている。なお、その方から、すぐに私のもとに何枚もの署名済みの用紙が送られてきた。

なお、和歌山弁護士会も、11月26日、弁護士会館において、「秘密保護法」に反対する市民集会を開催しており、収容人数90人の会場が満員となった。

パレードの実施

集会の開催を決めた当初、デモ行進をすることまでは考えていなかった。集会の日程を決めるだけでも、苦労したからである。しかし、私が11月12日の大阪弁護士会主催のデモ行進に参加したところ、多くの方が反対の声を上げているのを目の当たりにした。これは是非和歌山でも開催するべきだと考え、和歌山でのデモ行進の実施を提案し、「昼休みパレード」を行うこととしたのである。そして、1回するのであれば、その声を上げ続けるべきだということになり、結果的に合計3回の昼休みパレードを行ったのである。

和歌山での昼休みパレードは、同月27日、12月4日、同月6日の昼休み（12時15分～45分）に行った。いずれも和歌山市役所前を出発するものであった。

第1回のパレードには、約200名もの市民が参加した。ベビーカーに子どもを乗せた若いお母さんの参加もあり、幅広い層で反対の声が広がっているということをアピールできたのではないかと考えている。

第2回は220名以上の参加者があった。2回目からは音楽のついたリズムカルなシュプレヒコールとなった。そして、12月6日の第3回には、約240名以上の参加があった。

回を重ねるごとに、秘密保護法絶対反対の声の列

は長くなっていった。

12月6日の街宣

当初国会会期末とされていた12月6日は、夕方にも、廃案を求めて和歌山駅前街宣活動を行った。また、県内各地でも、秘密保護法案反対の集会が開催され、私も、田辺市内の学習会で講演した。

今後に向けて

国民の声を無視して特定秘密保護法は成立してしまっただが、これからも引き続き廃止の声をあげることが必要である。和歌山でも、引き続き、特定秘密保護法廃止に向け、ストップ！秘密保護法わかやま共同行動を拡大発展させていくことを確認し、廃案の声をあげるパレード行進をおこなった。今後も集会やパレード行進を行っていきたいと考えている。

奈良県における秘密保護法反対の活動

奈良支部 佐藤真理

第1 連絡会の活動

2013年9月18日、「憲法9条を守れ！奈良県共同センター」（共同センター）の代表者会議で、特定秘密保護法を阻止するための学習会開催と、奈良県連絡会を結成する方向を確認した。

10月9日、共同センターの主催で、「憲法を守るための緊急学習会」を開催し、井上正信団員（広島）が講演された（約80名参加）。本集会で、「秘密保護法阻止奈良県連絡会」（県連絡会）の結成を正式に確認した。

11月6日、県連絡会の結成総会には100名を越える参加があり、私が「秘密保護法の成立を許すな」と題して講演した。当面の行動提起として、11月10日緊急集会への参加呼びかけ、署名の促進、国会議員への要請活動（FAX要請を重視）、各地域や団体による宣伝行動の強化などを確認した。

11月10日、14時30分から近鉄奈良駅前で行った宣伝行動（20名）。15時30分より緊急集会。井ノ尾代表あいさつに続き6人がリレートーク。参加者は130名で、集会後にパレードを実施した。

11月中旬以降、街頭宣伝行動、国会議員へのFAX要請行動が、連日のようになり、12月2日夕刻には、近鉄奈良駅前噴水広場で県下各地からの300人が参加し、熱気溢れる集会とデモ行進が行われた。

県連絡会とは別に、社民党・民主党系の人たちを中心に「秘密保護法に反対する奈良県実行委員会」（県実行委員会）が結成され、宣伝活動・座り込み活動、集会・デモに熱心に取り組まれた。11月30日には300人の集会・デモを成功させた。

2014年に入り、県連絡会は代表者会議で、会の名称を「秘密保護法の廃止を求める奈良県連絡会」（略称：秘密保護法廃止連絡会）と改めて、運動を継続していくことを決定し、1月21日から街頭宣伝行動を開始し、署名活動及び意見広告運動などに取り組んでいる。

県実行委員会は、毎月6日を、秘密保護法を「ロック」する（鍵をかける）日とすることを決め、1月6日に集会・デモを実施。この集会には県連絡会の代表らも参加し、連帯挨拶を行った。2月6日の第2回ロックの日の集会には弁護士会が講師を派遣する。

第2 奈良弁護士会の活動

2013年9月に憲法委員会が会長に対し、対策本部の設置を要請した。

11月18日 「特定秘密の保護に関する法律の制定に反対する会長声明」を公表。

同日 秘密保護法対策本部（本部長 以呂免会長）の設置を常議員会で決定。

11月25日 弁護士会館前に「私たちは『秘密保護法制定』に強く反対します 奈良弁護士会」と大書した大きな看板を設置。

11月26日 弁護士会主催の街頭宣伝行動（近鉄奈良駅前）を実施。会長外3名がマイクを握り、ビラ配りに約30名の会員、事務局員が参加した。

12月3日 臨時総会で、「特定秘密保護法の制定に反対する総会決議」を採択。

憲法の3大原則への抵触を理由に挙げたが、「平和主義の観点からみて極めて問題が大きい」とする点などにつき、慎重意見が出されるなど多くの議論があったが、賛成多数で可決された（65名参加で反対1、保留2）。

11月30日の県実行委員会主催の集会、12月2日の県連絡会主催の集会には、弁護士会の代表が参加し、連帯挨拶を行った。

12月9日 弁護士会館の大会議室で、緊急集会「秘密保護法に異議あり！」を開催。同月6日に強行採決による法案成立の直後で、広報も十分できなかったが、約60名の市民とマスコミ1社が参加された。

弁護士会長が国際基準である「ツワネ原則」に照らしての法案の問題点を解明し、情報公開、人権擁護、刑事手続、憲法の各視点から、各担当委員会の代表から、法案の問題点の解明がなされた。質疑応答の後、副本部長から、秘密保護法を機能させず、廃止を求めて、引き続き市民とともに運動を継続していくとの決意表明がなされた。

3月11日に、秘密保護法対策本部と憲法委員会が連携して、「ジャーナリストから見た秘密保護法」と題して、300人規模の市民集会を企画し、東京新聞論説委員の半田滋氏に講演を依頼している。集団的自衛権行使容認の「解釈」改憲の動向についても言及してもらう予定である。

第3 課題

弁護士会の活動は、特筆すべきであるが、県連絡会をはじめとする民主団体の活動は29年前の国家秘密法阻止の運動の水準には達していなかったと思われる。

臨時国会での法案上程（10月25日）から成立までわずか40日余であったため、本格的な学習会は全県で10回以下にとどまったようである。

共同センターに加盟している団奈良支部では、以前から憲法問題に関する講師派遣要請にいつでも応じるとの広報を打ち出すべきではないかと議論されてきたが、いよいよ、暴走する安倍内閣による改憲＝「壊憲」と「戦争する国」づくりに抗して、憲法が光り輝く「新しい日本」実現に向けて、すべての支部団員が決起し、講師活動等に立ち上がる時期が到来しつつあると期待している。

（2014年2月3日）

大阪支部での秘密保護法反対の取り組み

大阪支部 宮本亜紀

1 大阪の情勢経過

昨年2013年秋以後、秘密保護法案の国会情勢はなりふりかまわない暴走を極め、大阪でも内容に反対の意を示す市民、強行に不安を覚える市民らは徐々に増えていき、街頭演説、昼デモ・夜デモ、宣伝ビラ・デコレーション、大小規模は様々、場所も時間帯もいろいろ各々の反対運動が展開されたが、情勢のスピードに追い付くのが精いっぱいだった。11月から秘密保護法学習会の講師要請、下

旬から連日の他団体との共同街頭宣伝の弁士要請はあったが、団支部として広範な行動にはなり得なかった。

しかし、団支部では、2013年3月時点の幹事会で、参議院選挙後改憲の一環として急速に進展する危険性があり、秘密保全法案（注：当時の通称）の性格をきちんと討論し、深める必要があるとして、学習会の提起がなされていた。96条改憲先行の目論見が進み、団員が講師を務める憲法学習会が多数予定されていく中で、「秘密保全法の動きは黙過できず、改憲策動の重要な具体事例として話していくべき」とされ、まずは団支部員における学習会が企画された。1980年代スパイ防止法を廃案にした以前から国家秘密法制の研究をしてきた団員が講師となり、その後も先行潜行する情勢の喚起と理論的課題がML上で交信され続けていた。

これらの上に、下記のような他団体との共同の取り組みや大阪弁護士会の委員会（秘密保全法制対策大阪本部）での活動が展開し、法成立後も廃止に向けた取り組みを早期に始める原動力が生まれている。

2 在阪5団体等での共同の取り組み

情勢の急転に対抗するため、組織化を待たず、秘密保護法日常的に交流する大阪の法律家団体、労組ら5団体（自由法曹団大阪支部、民主法律協会、関西マスコミ文化情報労組会議、日本国民救援会大阪府本部、全大阪労働組合総連合）が呼び掛け、10月24日に大阪市役所前の淀屋橋にて、街頭宣伝を始めた。そして、11月15日には、大阪府の規模の緊急集会を300人規模で、弁護士会や学者らの連帯挨拶や広範な人々のリレートーク等を行った。ここから、連日の宣伝活動・デモ等に契機をつけることができたと言える。

11月20日に大阪憲法会議・共同センター（団支部も加盟）のデモ（200人）、21日に5団体街頭宣伝（京橋駅前）、26日に同宣伝（大阪駅前）、12月1日広範な市民団体による「戦争はイヤ」御堂筋パレード（2000人）、2日に5団体街頭宣伝（大阪駅前）、3日（難波駅前）、4日（京橋駅前）、5日には大阪憲法会議・共同センターによる街頭宣伝（淀屋橋）と5団体街頭宣伝（梅田）を同時に行い、最終6日には、大阪憲法会議・共同センターによる街頭宣伝（難波）、大阪原水協による街頭宣伝（天王寺）を同時に行った。毎日どこかで宣伝カーで訴えビラを配布する度に、市民の反応が高まってきたことを実感できた。

3 大阪弁護士会の秘密保全法制対策本部での活動

大阪弁護士会では、以前から秘密保全法制の危険性を提起するシンポジウム・市民集会等を行ってきたが、2013年秋以後は、パブリックコメント期間に『特定秘密の保護に関する法律案の概要』に対する意見書(2013.9.17)を公表し、その後続けて、「特定秘密保護法案上程に反対する会長声明(10.16)」、「特定秘密保護法案につき最高裁大法廷判決を踏まえ審議を直ちに中止して廃案とするよう求める会長声明」(11.22)、「特定秘密保護法案に断固反対し、強行採決に対して強く抗議する会長声明」(11.27)、「自由民主党石破茂幹事長発言に抗議し、特定秘密保護法案の強行採決を許さない会長声明」(12.4)「特定秘密保護法の強行採決に断固抗議する会長声明」(12.10)と立て続けに声明を公表するだけでなく、この間に11月21日に緊急集会を行い、さらに昼デモを提起し、11月12日には弁護士に加え市民ら600人デモ、12月2日には、1000人デモを成功させた。弁護士会が法律家として信用され、何か行動を起こしたい市民の期待の拠り所となっていることを実感できた。対策本部には団支部員が多く関わり、これらの企画・準備をしてきた。

4 秘密保護法廃止対策チームの結成

12月6日の秘密保護法成立直後から、廃止に向けた活動をより強めるため、団支部の中に、秘密保護法廃止対策チームが結成された。法成立までの間で市民の中に、「政府情報が秘密にされ知る権利が侵害される」「秘密に触れたら逮捕され懲役10年」「適性評価制度でプライバシーが侵害される」という不穏な社会に対する認識はある程度広がったが、急激な情勢の展開により、平和憲法と民主主義の破壊という本質まで掘り下げることが難しかった、細かい疑問まで丁寧に対応できなかつたという忸怩たる思いがあった。そこで、秘密保護法廃止対策チームでは、秘密保護法の修正では対応不能な本質的な欠陥と政府の狙いを端的に指摘するパンフレットを作成しようと、12月中旬から会議を重ねている。理論的にも、武器輸出三原則の歴史や国連憲章の集団的安全保障と集団的自衛権の違いを研究し、より深く知りたい市民の声に応えられるものをめざしている。

また、2013年12月27日に、団支部として、「特定秘密保護法の制定に断固抗議し、同法の廃止を求める声明」を公表した。

5 今後の展望

これまでも市民生活に悪影響を及ぼす法律は多々

成立したが、特定秘密保護法は、言論統制、国民を選別・監視する社会を作るまさに戦争前夜の希代の悪法である。施行をくい止めるため、理論的強化と広範な市民と共同して運動を展開することが必要である。団支部としてパンフレットを公表し、在阪6団体での共同行動を中心に進めていく。2014年1月半ばに、大阪労連、関西MIC、団支部、国民救援会大阪府本部、民法協、憲法会議を事務局として、特定秘密法廃止一点の緩やかな運動体を作り、全国ネットワークに参加していくこと、当面の毎月6日・9日宣伝を提起することが確認された。

そして、1月24日国会開会日には、大阪弁護士会の昼デモと夜の大阪憲法会議等主催の「なくせ秘密保護法パレード」に団支部員の多くが参加し、意気を高めている。

鳥取県からの報告

鳥取県支部 高橋 敬 幸

1 鳥取県弁護士会会長声明

鳥取県弁護士会は、

(1) 2013年11月25日に、「特定秘密の保護に関する法律案に反対する会長声明」を発し、公表した。会長は非団員。

(2) 12月9日に、「特定秘密の保護に関する法律の成立に抗議する会長声明」を発し、公表した。

2 鳥取県弁護士会による早朝ビラまき

鳥取県弁護士会は、11月27日早朝(衆院通過の翌日)に、若手会員約20人(鳥取県弁護士会全会員の3分の1!)が、内約10人が米子駅前で、内約10人が鳥取駅前で、ビラまきをした。地元紙朝刊が翌日、写真入りで報道した。

3 団中国ブロック交流会

(1) 12月7、8日に、団中国ブロック交流会を米子市皆生温泉の皆生グランドホテル天水で開催した。団員22名(家族を含む)が参加した。

7日は、広島県福山の井上正信団員(日弁連秘密保護法対策副本部長)が法の問題点、阻止闘争の意義・評価、今後の戦いの方向性などについて基調報告し、参加者で経験交流、意見交換をした。

出された主な意見は、

①メディアの取上げが遅く阻止運動の立ち上がりが遅かったが、急速に拡大した。法は成立したが、よくここまで戦った。敗北感はない。

②日弁連、各弁護士会などの弁護士の活動は、この運動の盛り上がりには大きな役割を果たした。

③これまで憲法・九条問題、集团的自衛権反対の運動に加わってこなかった人が、今回の運動には加わっている。この力を今後も活かしていくことが重要。

④NSC、秘密保護法とセットで、次に登場が企てられている真打ち「国家安全保障基本法」に向けての闘いが重要。

(2) 7日夜には、前日の最後の参院本会議で唯一の反対討論をした仁比参院議員が駆けつけ、7日夜と8日に、ホットな国会報告・情勢報告を行った。

4 特定秘密保護法に反対する鳥取県の会

12月21日に、弁護士2名（私、安田弁護士・非団員）を含む学識経験者・マスコミOBら33人でつくる「特定秘密保護法に反対する鳥取県の会」が発足した。法廃止を目指し広く県民を結集する取り組みを進めている。

その安田共同代表が、2014年2月11日の米子市内での「建国記念の日を考える集会」で、「特定秘密保護法の罨を見破り廃止に迫らもう」を講演する

5 米子九条の会の活動

2014年2月に発行する「米子九条の会便り」は、秘密保護法特集号。弁護士2名（太田共同代表・非団員、私）を含む5名が寄稿している。

福岡支部の秘密保護法阻止の闘い

福岡支部 中原 昌 孝

1 はじめに

昨年臨時国会に上程された戦争遂行法案である「秘密保護法」に対し、福岡支部においても、様々な友誼団体と共闘し、あるいは弁護士会の中で、法案阻止のため、支部をあげて取り組んだので、ご報告する。

2 福岡支部の秘密保護法阻止闘争

(1) 街頭宣伝

ア 福岡地区

福岡地区では、福岡市内の繁華街である「天神」で、お昼の時間帯に、平成25年11月7日を皮切りに11月14日、11月21日、11月28日、12月5日、福岡県労連、福岡地区労連、国民救援会福岡県本部、新婦人、革新懇、中央区9条の会、

自由法曹団福岡支部などのメンバー20～50名で、ハンドマイク宣伝やリーフ配布、署名活動に取り組んだ。

当初の11月7日は、国民救援会や革新懇主催の街頭宣伝に参加する形で20名程度の参加で始まったが、11月14日には、新婦人のパワフルなご婦人方が加わって30名前後となり、リーフ配布のみならず、署名活動を行い、また、救援会では、安倍首相宛の秘密保護法反対のハガキをリーフに挟んで一緒に配布するなどの工夫を行った。

そして、11月21日には、地元の福岡市中央区9条の会のメンバーも加わり、また、各団体からの参加者も増え、約50人で、通行人よりもリーフを配布する人の多い熱気が漲る街頭宣伝となり、マスコミのテレビ取材もあった。

11月28日、12月5日もこの勢いはかわらず、多数の参加者で、リーフ配布等を行った。

イ 北九州地区

北九州地区では、西小倉駅前で、11月1日、団員や事務職員13名で、早朝宣伝活動に取り組み、リーフを350部配布し、同様の取り組みは、小倉駅前でも11月12日にも行い、団員や事務職員15名が参加した。

そして、北九州では、後述する11月3日の学習会を契機として、「ストップ！秘密保護法ネットワーク北九州」（北九州地区労連、憲法改悪反対北九州共同センター（自由法曹団福岡支部は構成員）、共産党、新婦人、民商、国民救援会）を立ち上げ、ロングラン宣伝に取り組むことを決定し、11月17日には、小倉駅前でも、100名を超える参加のもと、ハンドマイク宣伝、リーフ配布（1000枚）、署名200筆、シール投票（総数128：反対105、賛成9、不明14）など宣伝活動に取り組んだ。テレビ取材や西日本新聞、毎日新聞、赤旗記者の取材もあり、市民の反応も良好であった。このロングラン宣伝は11月24日にも行われた。

11月20日には、小倉駅前でも、「改憲阻止！北九州労働者・市民集会実行委員会」（参加団体：全国一般北九州支部、全港湾関門支部、福教組北九州支部、北九州市労連、JUMP、郵産労ユニオン北九州支部、アジア共同行動九州・山口、ユニオン北九州、門司区9条の会）でも、11月21日の東京での集会に呼応するために、緊急の宣伝行動を行った。

(2) 地元福岡の国会議員要請活動

また、福岡支部では、地元の国会議員に対し、秘

密保護反対の意思を伝えるため、支部独自の要請書を作成し、幹事が手分けをして、11月5日ころから、福岡選出の衆参両院の国会議員の地元事務所に要請活動を行った。

(3) シンポジウム

ア 福岡地区

さらに、支部団員が積極的に講師やパネリストとして、あるいは、シンポジウムや集会等を企画して、多くの市民に秘密保護法の危険性を訴えた。

福岡地区では、11月16日の「秘密保護法案学習会」(特定秘密保護法案を廃案にする会・福岡主催)が開催され、後藤富和団員が講師を務めた。

11月30日の「特定秘密保護法を考えるシンポジウム」(JCJ福岡支部、福岡MIC主催)では、西山太吉氏(外務省秘密漏洩事件の記者)や石村善治氏(福岡大学名誉教授)とともに、武藤糾明団員がパネリストを務めた。

そして、福岡県労連、国民救援会福岡県本部、民医連、自由法曹団が呼びかけ団体となって開催した「STOP!「秘密保護法」12.1集会」には約200名が結集した。集会は、山本一行自由法曹団福岡支部長の基調報告から始まり、マスコミ、青年、公務員など各階層から幅広く訴えを行おうというコンセプトのもと、団員からも、「原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団」の池上遊団員及び法曹の立場から中原昌孝団員が訴えを行い、最後には、集会アピールを採択し、集会後は天神で街頭宣伝を行った。

イ 北九州地区

北九州では、11月3日の学習会「憲法・労働法制を考える集い」(北九州地区労連、憲法改悪反対北九州共同センター主催)において井下顕団員が講師を務めた。学習会には83名が参加し、東京の11.21の集会に呼応して、北九州でも目立つ運動をやるということになり、各団体から代表13人が集まり、前述の「ストップ!秘密保護法ネットワーク北九州」を立ち上げとその後の宣伝行動へと取組みが広がっていった。

また、11月16日には、北九州市の門司で、国会報告会「特定秘密保護法案など戦争立法に関する国会の動向」(「改憲阻止!北九州労働者・市民集会実行委員会」主催)が開催され、仁比聡平参議院議員の報告で、約100名が参加した。仁比議員からは、国会復帰後、福島議員との間で「是非秘密保護法廃案のためともに闘おう」と意気投合したという話を皮切りに、明快に現在の改憲情勢の問題点を叩

いてもらった。

3 福岡県弁護士会での取り組み

(1) 街頭宣伝

福岡県弁護士会は、11月19日、天神で、お昼の時間帯に、約30人(橋本千尋会長も参加)で日弁連のチラシを配布し、団員も多く結集し、テレビ取材もあったが、12月4日にも同様の取り組みが行われた。

福岡県弁護士会北九州部会憲法委員会や団員弁護士呼びかけで、11月22日、12月5日には、小倉駅前で、福岡県弁護士会北九州部会主催で、参加者が各回40名規模の早朝街頭宣伝を行い、マスコミ報道もされた。

(2) シンポジウム

福岡県弁護士会では、10月26日のシンポジウム「秘密保全法で社会はどう変わるのか?—外交・防衛の決定権限のゆくえ—」を開催し、前泊博盛氏(沖縄国際大学教授)の講演に先立ち、近藤恭典団員が基調報告を行い、多数の参加者があった。

(3) マスコミとの勉強会

福岡県弁護士会人権擁護委員会では、10月15日、記者レク兼勉強会持ち、また、福岡県弁護士会北九州部会憲法委員会では、11月11日、マスコミとの勉強会を持ち、マスコミから12名が参加した。

4 「阻止」闘争の総括と今後の「撤廃」に向けた闘い

福岡地区では、これまで「軍事費削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会(国民大運動)の地方版など、福岡県全体の運動を集結させるような組織がなかったという反省のもと、現在、「県民運動センター(仮称)」の立ち上げの準備を進めている。秘密保護法阻止闘争で共闘した団体のほとんどはその構成メンバーとなる予定であり、今回の秘密保護阻止闘争は、福岡県全体での一体となった活動として、上記センターの活動を先取りしたものとなったが、自由法曹団福岡支部も、その中で、地域の運動をリードしていく、旗振り役として重要な役割が求められているといえる。

1月24日には、通常国会の開会に合わせた中央での国会大包围網に呼応し、福岡でも街頭宣伝等を行ったが、公布後1年以内とされている施行の阻止、施行後の違憲訴訟など、秘密保護法の「撤廃」を目指して、自由法曹団福岡支部の活動を盛り上げていきたい。

熊本・「秘密保護法を廃止せよ！」新たなスタート

熊本支部 寺内大介

「日弁連」による緊急行動の呼びかけ

日弁連は、いち早く同法案に反対する意見書やQ & Aを発表するとともに、各単位会に対して、声明の発表や地元選出国會議員への働きかけ、市民への宣伝活動と呼びかけていた。そして、県弁護士会長から、昨年11月5日、憲法委員会に対し、「市民に法案の危険性を伝える緊急集会を開催してほしい」と要請がなされるに至った。

「熊本県弁護士会」による緊急行動

憲法委員会は、弁護士会が同法案に反対している姿を市民に示すには、パレードが一番効果的と判断し、11月20日の昼休みに、緊急集会とパレードを敢行することにした。

通常この種の行事を行うには、執行部会と常議員会の議決、予算稟議等、様々な手続と時間を要し、その結果、時期を逸し、企画を躊躇せざるを得ないこともあるが、今回は、会長からの具体的要請があったため、執行部から反対意見も出ず、スムーズにすすんだ。

「弁護士九条の会」の街宣行動

弁護士九条の会くまもとは、11月12日、会員約15名が、熊本市内の繁華街で、のぼりを立て、日弁連のチラシを配布しながら、リレートークで市民に法案の危険性を訴えた。

「革新懇」による学習決起集会

県内在住の名誉教授、元保険医協会会長、元弁護士会長らの呼びかけにより（事務局は熊本県革新懇）、11月18日、『特定秘密保護法案』反対学習決起集会が開催され、約120名の参加で、同法案を廃案に追い込む意思統一がなされた。

熊本支部の小野寺信勝団員が「特定秘密保護法とは？」と題する基調報告で法案の危険性を明らかにし、共産、社民、新社会の各党代表からも廃案に向けた決意表明がなされた。

「弁護士会から市民へ」パレード参加の呼びかけ

弁護士だけのパレードでは寂しい状況になることが目に見えていたので、くまもと九条の会や脱原発のグループなど、市民団体にもMLなどを通じて参加を呼びかけた。

結果、リレートークとパレードに、弁護士約20名のほか、市民約80名の参加を得て、会独自に作

成したチラシ700枚を配布した。11月21日には、熊日、朝日、毎日、赤旗の各紙が、「秘密保護法に反対しよう！熊本県弁護士会」との横断幕でのパレードを、写真入りで大きく報道した。

募る不安、高まる世論

国会審議を通じて次々に法案の問題点が明らかになるにつれ、市民の間に不安が募り、廃案を求める世論が高まっていった。

11月23日には平和憲法を守る熊本県民会議のメンバー約200名が中心街の公園で座り込みを行い、12月2日には革新懇のメンバー約100名が採決に抗議する集会・パレードを繁華街で行った。

そして、弁護士会は、12月4日、参議院での廃案を求め2度目の集会・パレードを行い、社会保険労務士会、司法書士会を含む約110名が「秘密保護法案は出直せ！」の横断幕を持って練り歩いた。

マスコミでのアピール

こうしたかつてない弁護士会の取り組みのなか、地元のマスコミも注目し、弁護士会長へのインタビュー記事（熊日、朝日）や憲法委員の番組出演（KKTテレビ、RKKラジオ）も相次いだ。

「秘密保護法を廃止せよ！」新たなスタート

年が明け、通常国会が召集される1月24日には、弁護士会から革新懇等の市民団体に呼びかけ、約120名が「秘密保護法を廃止せよ！」の集会・パレードで、廃止に向けのろしを上げた。

一連の緊急パレードを準備して感じたのは、①弁護士会のブランド力で市民との共闘を広げる必要性と、②団の機動力で情勢に呼応したチラシを作成する必要性である。

全国で力を合わせて、安倍改憲の策動に対する市民の連帯の輪を広げていこう。

大分・特定秘密保護法反対の取り組みについて

事務局長 今朝丸 貴

大分支部の取り組みは残念ながら極めて立ち遅れ、かつ低調でした。団支部としての組織的な取り組みは、2013年11月18日に、広島井上正信弁護士（日弁連秘密保全法制対策本部副本部長）を講師としてお迎えして開催した講演会があるだけです。

この講演会は、団支部で企画し日時場所も決めた

上で、国民救援会、おおいたマスコミ九条の会に呼び掛け、3団体の共済で開催しました。「いま、なぜ秘密保護法か～情報の統制、国民の知る権利の抑圧の向こうに待ち受けるこの国の姿を問う～」というテーマで緊迫感あふれる豊富な内容の講演をいただきました。この講演会には全県的な参加があり、参加者に大きな感銘を与え、運動の起爆力になったのみならず、地元で圧倒的な購読者を持っている大分合同新聞が社会面トップで大きく取り上げ、講演要旨を2回にわたり連載したことなどで、警鐘を鳴らし反対の世論を喚起する大きな力になりました。

それ以外には、個別に団員が集会や講演会に参加している程度です。たとえば岡村団員は2013年12月8日、大分市で県平和運動センター、県護憲連合主催の講演会で、2014年1月28日には日田市で、平和運動センターが主催し憲法9条を守る日田の会が参加した講演会で、特定秘密保護法の問題点と廃止を訴える講演を行っています。中津市でも中山団員の講演が予定されています。街頭行動では、2013年11月25日の平和運動センター、社民党、共産党合同の緊急集会に河野善一郎団員と岡村団員が呼びかけ人として参加し、河野団員が主催者代表挨拶をし、2013年11月30日には平和運動センターの集会及びデモに岡村団員が参加し、デモの先頭に立ちました。弁護士会では若手を含む団員数名が憲法委員会に参加し、学習会、特定秘密保護法反対の会長声明の提言等に取り組み、実現を見ました。

今年は、集団的自衛権の政府解釈の見直し、憲法9条2項を事実上廃止するに等しい国家安全保障基本法の制定が企図されており、これまでのような取り組みに甘んじているわけには行きません。

大分では、団員が事務局として企画し、40年以上に亘り、社民党、共産党も共催団体に参加して続けてきた憲法記念日講演会の取り組みがあり、それを基盤にして2005年には「平和憲法を守る会・大分」が発足して通年の活動に取り組む態勢になっています。今年の憲法記念日には半田滋さんをお呼びすることが決まっています。この会の事務局は団の大分共同法律事務所で、運営には団員が深く関与しています。この団体や九条の会（県ネットワークの代表も団員です。）を基盤に幅広く活動していくと同時に、団としても、最近では若手の参加を得てやっとな支部会議が定例化していることでもあり、今年はまなじりを決して護憲のための団としての組織的取

り組みも強化して行きたいと思っています。

宮崎における秘密保護法阻止に向けた取り組み

支部長 後藤好成

1 運動の展開と特徴

(1) 全国的に広汎な反対運動が広がる中、ここ宮崎でもかつてない運動の盛り上がりを見せた。その中で、貴重な役割を果たしたのが弁護士会であった。

以下、弁護士会のとりくみの概要を紹介する。

10月21日 法案提出に反対する会長声明

同日 マスコミとの懇談会

同 月30日 会員20名（職員4名）による街頭宣伝

その後、地元国会議員に対する呼び掛け

11月13日 マスコミとの懇談会（第2弾）

同 月29日 緊急シンポジウム（参加者120名）

12月16日 衆議院採決強行に抗議する会長声明

1月 9日 参議院採決強行に抗議し廃止を求める臨時総会決議

(2) 弁護士会内においては、通常政治的な課題に対する意見表明には慎重さを求める意見が根強くあるが、今回の特定秘密保護法案については、内容面で憲法上の問題が明らかであること、9月以降の手續の強引さ等から、会内でも反対の声が強くなった。

そのため、上述のとおりかつてないほど多彩な反対運動が取り組まれた。特に象徴的だったのは、若い会員を中心に広く会員が関わった点である。

加えて、特筆すべきは、弁護士会が主催した11月29日のシンポジウムに参加された市民が自発的にグループを結成し、反対運動を独自に進められたことである。特に、同グループが12月6日に実施した反対集会には、実に400名が参加し、マスコミでも大きく取り上げられた。同グループは、今年に入っても1月24日に廃案を求める集会を開き、これにも120名以上の参加があった。

2 成果と教訓

(1) 一番の成果は、弁護士会の取り組みを通じて、会員自身が手応えを感じたことである。上述のとおり、街頭宣伝に参加した会員が20名に達したが、

これは当会会員の17%にあたる。また、シンポジウムは緊急だったため大きな会場がとれなかったところ参加者があふれ、第2会場でテレビ放映をするという事態となり、主催した会員は一様に驚き、確信にもなった。

(2) シンポジウムでは、日弁連の秘密保全法制対策本部の井上正信副本部長が法案の問題点を解説すると共にその狙いが集団的自衛権の容認に踏み出すことにあることを明快に指摘された。また、地元で広く購読されている宮崎日日新聞のデスクがパネリストとして参加され、「国民の知る権利」「報道の自由」の観点から突っ込んだ発言がなされ地元マスコミを励ましたといえる。このように、弁護士会の企画が特定秘密保護法の問題点を解明する機会となり、理論面での役割を果たすことができたといえる。

(3) また、上述のとおり、弁護士会の取り組みをきっかけに市民グループが発足したことも、弁護士会の影響力の大きさを確信する機会になった。特に、憲法問題で400名もの市民が集会に集まったのは近時珍しく、市民の方々にとっても確信になったものと思われる。

(4) なお、このような弁護士会の取り組みの中心に自由法曹団の団員が関わっており、運動を下支えする中で、上述の成果を導く力になったといえる。また、市民グループの呼び掛け人の1人に当職が加わり、その後の企画立案、準備に、複数の団員が関わっている。

(5) 問題点としては、9月以前の取り組みが弱かったことである。弁護士会としては様々な意見もあり、早期からの取り組みは困難な面があったといえるが、自由法曹団としては早期から問題提起があっていたのであり、これに応える支部の対応が弱かったことは反省しなければならない。

3 課題

(1) まず、法案の問題点について早期に分かりやすく伝える工夫が必要だったといえる。マスコミとの懇談会で、何回か「法案の問題点はマスコミ的には分かるが、国民の日常生活にどう関わるか、今ひとつ書きにくい」というコメントがあった。確かにT P Pのように直ちに国民生活に結びつくような説明がしづらいところがあった。憲法論をどうかみ砕いて話しするか、どう伝えるか、そのあたりの工夫、知恵を出すことが団としての課題ではないかと考える。

(2) 廃案に向けた運動を今後も継続していくことは

当然であるが、他方で、法律が成立している中、施行までの議論にどうかんでいくのか、戦略面での課題が残されていると思う。

沖縄における特定秘密保護法反対の闘い

沖縄支部 仲山 忠 克

1 はじめに

特定秘密保護法の反対闘争につき、沖縄支部ではその重要性を支部会議で意思統一したものの、支部としての組織的な取り組みはできなかった。しかし、団員は学習会の講師をつとめたり、マスコミへの投稿や取材を受けたり、集会に参加する等して、積極的に参加した。

以下、団員の活動と併せて、沖縄における反対闘争の状況を報告する。

2 特定秘密保護法と沖縄

特定秘密保護法の対象となる特定秘密の中心は防衛、外交に関する事項である。同法の成立によって、米軍や自衛隊基地が生活空間内に集中する沖縄では、住民や自治体にこれまで以上の基地重圧が覆い被さることは必定である。

同法の別表で防衛に関する事項がイからヌまで列挙されているが、イのみが自衛隊情報に限定され、その余に限定はない。「その漏洩が我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれ」があると判断されれば、あらゆる防衛情報が秘密保護の対象となり得るのであり、駐留米軍は我が国にとって「抑止力」であるとの政府見解によれば、米軍情報が保護秘密となることは疑いない。2004年、米軍キャンプ・ハンセンで都市型戦闘訓練施設の建設に際し、地元住民が施設外にやぐらを組み立て監視活動を行ったことがあるが、これについて内閣情報調査室は防衛秘密の不正取得になり得るとの見解を示した。県民は自らの生命・財産を守るために基地の実態を知るための活動を行ったのであるが、それが処罰の対象となり得るとのことである。

また日米地位協定の運用につき、対米譲歩を重ねる秘密合意の存在が報道機関や研究者の努力によって数多く暴露されているが、それも外交に関する事項として処罰の対象となりかねない。基地運用の実態は、基地負担に苦しむ住民がその軽減を図るために知るべき権利であり、それが侵害されかねないの

である。

以上のような観点から、特定秘密保護法に対する懸念は県民に広がり、また地元マスコミが反対の立場から継続的に報道したこともあって、県民の関心は高く、団員との関係で以下に述べるような活動が展開された。

3 学習会の講師活動

団員が講師をつとめた学習会は次のとおりである。

①2013年9月27日、沖縄県平和委員会主催の学習会で「国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法案の危険性」との題で、加藤裕団員が講演を行った。参加者約50名。

②2013年11月2日、安保廃棄沖縄県統一連主催の学習会で「特定秘密保護法案の廃止に向けて」との題で、仲山忠克団員が講演を行った。参加者約80名。

③2013年11月11日、名護平和委員会主催の学習会で「まず知ることから始めましょう。秘密保護法案」の題で、仲山団員が講演を行った。参加者約50名。

④2013年11月28日、沖縄民医連主催の学習会で「特定秘密保護法案の問題点」と題して、仲山団員が講演を行った。参加者約100名。

⑤2013年12月4日、沖縄人権協会の総会において、「国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法案の危険性」との題で、加藤団員が講演を行った。参加者約80名。

4 マスコミへの投稿・取材協力、反対意見書等への関与

①沖縄タイムスの「秘密保護法と沖縄」シリーズに、2013年11月19日、加藤団員の論稿が掲載された。その中で、オスプレイ配備は1996年のSACO合意時点で既定の方針であったが、日本側交渉担当者が沖縄県民の怒りを懸念して、オスプレイ隠しを米国側に依頼していたことが明らかにされた。

②防衛情報につき、国は虚偽の主張をしてまで隠蔽する事例として、那覇市情報公開訴訟がマスコミの注目を浴び（別稿「那覇市情報公開訴訟と『防衛秘密』」参照）、那覇市側の弁護団事務局長であった仲山団員が、多くのマスコミから取材を受けた。

2013年10月28日の沖縄タイムスと琉球新報にその記事が掲載されたことを契機に、東京新聞、朝日新聞、共同通信（愛媛新聞、福井新聞、信濃毎日新聞、山形新聞、大分合同新聞に各掲載される）、毎日新聞、しんぶん赤旗に、それに関する記事が掲

載された。東京新聞以外は、仲山団員からの取材によるものである。

③沖縄人権協会と沖縄県憲法普及協議会は、2013年11月18日、特定秘密保護法案の廃案を求める声明を発表した。永吉盛元団員が前者の事務局長として、加藤団員が後者の事務局長として、記者会見を行った。

④沖縄弁護士会は、2013年11月19日に「特定秘密保護法案に反対する会長声明」を発表したが、理事の横田達団員が主導的役割を果たした。

5 集会、デモ等について

沖縄県内で行われた反対集会やデモの主だったものは次のとおりであり、団員はいずれにも積極的に参加した。

①2013年11月12日、安保廃棄沖縄県統一連主催の「国家安全保障会議設置法案と特定秘密保護法案に反対し廃棄を求める11・12集会」が県庁前県民広場で開催され、150人が参加した。仲山団員が、沖縄革新懇代表世話人として連帯のあいさつをした。集会後のデモは、同問題での初のデモであった。

②2013年11月29日、県マスコミ労協主催の「特定秘密保護法案に反対する沖縄集会」が県青年会館で開催され、約300人が参加した。元毎日新聞記者の西山太吉氏と元沖縄県知事の大田昌秀氏がメインスピーカーをつとめた。

③2013年12月2日、沖縄県憲法普及協議会、沖縄弁護士会及び県議会野党4会派主催の「特定秘密法案の廃止を求める県民集会」がパレット市民劇場で開催され、約450人が参加した。

6 成立後の動向と課題

(1) 成立後の2013年12月9日、基地の県内移設に反対する県民会議主催の「強行採決を糾弾する緊急集会」が県民広場で開催され、大雨が降るぐずつした天候の下、150人が参加し、廃止を訴えた。

(2) 2013年12月10日、嘉手納町議会と読谷村議会は、特定秘密保護法成立に抗議し、廃止を求める意見書を全会一致で可決した。

嘉手納町議会は、「住民が自らの生命財産を守るための実態把握さえできなくなる」と危惧し、読谷村議会は「沖縄は米軍基地が集中し、強行採決による影響は計り知れない」として廃止を求めた。

(3) 北海道新聞が特定秘密保護法の危険性を訴える連載記事を企画しているとのことで、2014年1月21日、仲山団員が那覇市情報公開訴訟について

取材を受けた。

(4) 特定秘密保護法の影響を最も受けるであろう沖縄こそが、その廃止運動の先頭に立たなければならない。廃止に向けた県民ぐるみの運動をどう構築してゆくかが、沖縄支部に課せられた課題である。



Ⅲ 団員の活動、各分野でのたたかい

地方公聴会に参加して

福島支部 荒木 貢

1 平成25年11月25日、福島駅前のホテル辰巳屋において、特定秘密保護法案についての地方公聴会が開催された。私は気軽に引き受けたが、福島県でしか開催されず、全国的に注目される事態となった。後に、ユーチューブで全てライブされていたと聞いてさらに驚いた。

この公聴会は、衆議院国家安全保障特別委員会が開催したものであるが、何故、原発被害が進行中の福島県を選んだのかは不明である。委員長は額賀志郎で、他に15人の国会議員、衆議院参事など随行者、同行者が10人、マスコミ、傍聴者も多数で、物々しい陣容であった。

ホテルの外では当事務所の鈴木雅貴弁護士も加わって、県労連などで作る「反対ネットワーク」が県民に反対を訴えていた。生業弁護団からも多数が参加していた。

2 物々しい陣容とは裏腹に、公聴会の翌日の26日か27日には法案を衆議院で通すという報道がなされていたことから、公聴会は茶番劇だなと感じていた。公聴会で7人全員が慎重ないし反対意見を述べたにもかかわらず、それも全く無視して27日に衆議院を通過したときにも、全く意味がないじゃないかと実感した。

3 当日は、高い壇上に座った額賀委員長が議長となり、午前10時から10分刻みで7人の意見陳述者が意見を陳述し、その後、委員会の委員（衆議院議員）7人が15分刻みで自分の好きな意見陳述者を指名して質問するという形で、午後1時まで寸部の隙もないスケジュールが組まれていた。

4 最初、自民党推薦と思われる浪江町の馬場有町長がマイクを握り、SPEEDIの情報隠しにより被ばくをした実態を訴え、情報公開が一番大事だと陳述した。次いで、福島県弁護士会副会長の榎裕康弁護士も、原発の情報隠しで県民の生命・身体が脅かされたことや法案の国民への萎縮効果を訴えた。二瓶由美子桜の聖母短大教授は、公聴会開催が意味がないことや権力が歴史的に人権を抑圧してきたことを陳述した。名嘉幸照（株）東北エンタープライ

ズ会長は、GEの後、福島第一・第二原発の保守管理を40年にわたって請け負ってきたという人で、原子力業界の隠蔽対質から、内部告発ができなくなれば原発の安全が保てないことを訴えた。畠中信義いわき短大教授は、情報は公開されて初めて国民が知識を得られるもので、公開されなければ人権が成り立たないことを訴えた。6番目の陳述者となった私は、核により世界を支配するアメリカと日本が集団防衛をすることはイラク裁判で違憲とされた事態を招くこと、法案が通れば原発問題など軒並み秘密指定され、国民が萎縮、沈黙させられることを訴えた。最後に、佐藤和良いわき市議がやはり原発情報が秘密指定されることや公聴会を全国で開催するよう訴えた。

5 安倍総理は、岸のじいちゃんの教育を受けたのであろう。日本国憲法については、押しつけ憲法として勉強しなかったようである。発想は50年以上古く、大日本帝国憲法の人権感覚しかないように感じる。

日本がアメリカと同盟を組んで集団防衛をするようなことがあれば、それに応じて中国などの反発も強くなるだろう。そのような徴表が既に表れているのではないか。

また、現在の日本においては、1%の人たちに富が集中し過ぎているように思われる。依然として原子力むらが残ったり、消費税の増税やTPPが通れば、なおさらそうした傾向に拍車がかげられることになっていくだろう。そして、生活保護受給者がいじめられ、農業従事者や労働者がいじめられ、公務員もいじめられている。そして、そうした事態に物を申せば、特定秘密保護法で弾圧するのだろう。国民の多数は、そうしたシステムに反対している。私たちは、いかなる闘いをしていようとも、1%の人たちに都合のよい政治システムではなく、国民多数の意思に基づくシステムであって、私たちの方にも財産が回転し循環するシステムを構築していく展望をもって、バラバラな闘いをするのではなく、互いに団結して闘っていく闘いをしていかなければならない事態にあるように思われる。

さいたま地方公聴会の公述人となって

埼玉支部 山崎 徹

1 地方公聴会の実施

秘密保護法案が国会に提出されたのが2013年10月25日、そして参議院本会議での強行採決が同年12月6日であるから、この法案の国会での審議期間は40日余り、参議院に付託されていたのはわずか10日間であった。

秘密保護法案を審議していた「参議院国家安全保障に関する特別委員会」は、参議院での強行採決に先立って、同年12月4日午後3時30分から、さいたま市で地方公聴会を実施した。場所は、大宮駅近くの「ラフォーレ清水園」。開催地で選ばれた公述人が、法案に対する意見を述べて、その後、各党の国会議員と質疑をする。

しかし、民主党、みんなの党、維新の会は、地方公聴会の実施を前日に決める議会運営があまりに強制的であるとして、これをボイコットした。公聴会は、慣例では、4～7日前に設定され、公述人の選定や傍聴者の募集がなされる。共産党は、強引なやり方に抗議しつつも、国民の意見を聞く数少ない場をボイコットしないと述べて参加した。今回の公述人は、与党推薦が2名、共産党推薦が1名。

この公聴会で、私が公述人（埼玉弁護士会元副会長、共産党推薦）として、急遽、意見を述べることになった。12月3日午後10時すぎ、団本部本部の山口真美事務局長からの電話連絡は、「明日、さいたま市で公聴会が開かれるので埼玉の弁護士が引き受けて欲しい。」というものだった。正直、「これは大変なことになった。」と思った。急いで、埼玉の大久保賢一団員に電話で相談したところ、大久保団員は翌日の予定が変更できない。「今日の明日」では私が引き受けるほかないだろうということになり、私も覚悟を決めた。

公聴会出席予定の共産党・仁比議員に電話連絡をすると、「公聴会の公述人で法案に反対意見を述べるのは先生だけです。ここで立たなかったらいつ立つのか。自由法曹団員の底力をみせて下さい。」と激励された。

しかし、準備時間として取れるのは、翌朝の3時間くらい。そのなかでの発言原稿準備と、議員の質問に備えて団意見書3冊の読み込み。けれども、なんとか間に合った。

2 地方公聴会の様子

当日、私が会場となる「ラフォーレ清水園」に着いたのは、午後2時30分頃。控え室から外を見ると、会場周辺は法案に反対するたくさんの人々が集まり騒然となっていた。埼玉支部団員の姿も見える。「秘密法反対!」「茶番はやめろ!」のコールが鳴り響き、法案に反対してプラカードを掲げる多数の市民とこれを警備する警察官がにらみあう。後で聞くと、興奮のあまり、体を張って、会場に入ろうとする議員の車を阻止しようするものまで出たそうである。

公聴会には、特別委員会の中川委員長をはじめ8人の委員（議員）が出席し、マスコミのカメラも入り、およそ40人が傍聴した。与党推薦の公述人2名は、いずれも自衛隊出身者であり、秘密保護法は必要であると意見を陳述した。

私は、意見陳述では、「なんの前触れもなく開かれた公聴会で、国民の声を聞いたといえるのか疑問であること」「この法案ほど多種多様な人たちが反対の声をあげたことはない」ことを指摘したうえで、法案の特徴を「国民の知る権利を根こそぎ奪う人権抑圧法」と規定した。ここに法案の本質があると考え、かつ、この規定ならマスコミも引用しやすいと思ったからだ。

行政機関の恣意的な判断で「防衛」「外交」などの秘密を指定し、内閣の承認により60年を超えても秘密指定ができるこの法案は、結局、内閣の判断次第で、秘密指定が永久に続くことになる。

秘密を取り扱う者は、適正評価制度のもとに、家族関係、通院歴、飲酒状況、預金残高、負債状況などが調査され、そのプライバシーを侵害される。

国民やメディア、そして国会や裁判所も、何が秘密に指定されたのかを知ることができず、特定秘密に近づこうとしただけで処罰の対象とされる。

刑事裁判でも、特定秘密は開示されないから、どんな秘密を取得しようとして罪に問われるのかわからないまま裁判が進む。しかも、最高刑は、懲役10年。

まさに、「国民の知る権利を根こそぎ奪う人権抑圧法」だどつくづく思う。

しかも、法案は、憲法解釈の変更によって米国との集団的自衛権の行踏み切ろうとしている安倍政権が、その環境づくりとして、安全保障会議（日本版NSC）設置法案とセットで国会に提出したものである。

結論として、法案は、廃止すべきであることを明確に主張した。

法案の問題点が日々明らかになり、法案に反対する世論が大きく広がるなかでの地方公聴会、当日夜のテレビ報道や翌日の新聞各紙は、私の発言を好意的に取り上げた。

地方公聴会から2日後、秘密保護法案は強行採決された。

しかし、秘密保護法、そして憲法をめぐる本当の攻防はこれからである。

日弁連の活動

新潟支部 齋藤 裕

(日弁連秘密保護法対策本部事務局次長)

1 活動のはじまり

日弁連が秘密保護法への対応を始めたのは2009年後半ころである。

当時、自民党政権のもとで、情報保全の在り方に関する有識者会議が秘密保全法制の検討を行っていたが会議は非公開であり、議事録も公表されなかった。

そこで、2010年1月22日、「情報保全の在り方に関する有識者会議の透明化についての要望書」を発し、不透明な審議に抗議を行った。

2 有識者会議報告書パブコメへの対応

2011年8月8日、民主党政権下において、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」(以下、「有識者会議報告書」という)を公表した。それを機に再び日弁連としての秘密保護法への対応が始まった。

2011年11月1日には秘密保全法制に関するWG準備会が開催され、WGが結成された。WGは、憲法委員会、刑事法制委員会、人権擁護委員会、情報問題対策委員会からの出身委員を中心に構成された。同WGはその後秘密保全法制対策本部となり、秘密保護法成立後には秘密保護法対策本部となった。

2011年10月14日には、有識者会議報告書がパブコメに付された。そこでWGは、その内容を検討し、11月24日、『「秘密保全法制の在り方について(報告書)」に対する意見書』をパブコメとして提出した。

なお、WG等においては、井上正信団員、藤原真由美団員、武藤糾明団員、野呂圭団員ら多くの団員が活動の中心を担ってきた。

3 法案公表までの活動

その後、日弁連は、以下のとおり活動を展開した。

(1) 市民向けパンフ・チラシ作成

市民向けパンフを作成した。

イラストは五味太郎画伯である。分かりやすいと評判だった。

同じく五味画伯のイラストを使ったチラシも作った。

(2) 弁護士向けQ&Aも作成した。

(3) 日弁連のHPに秘密保護法反対のページを設け、意見書やパンフレット等を簡単に入手できるようにした。

(4) 意見表明

以下の意見表明を行った。

ア 2012年1月11日「秘密保全法制に反対する会長声明」

イ 2012年3月14日『「秘密保全法制」の検討にあたって会議議事録が作成されていないことについての会長声明」

ウ 2012年4月27日「秘密取扱者適格性確認制度に関する会長声明」

エ 2012年5月25日「秘密保全法制に反対する決議」(定期総会)

オ 2012年12月20日「信頼性確認制度の創設に反対し、核情報に関わる情報公開制度の創設を求める意見書」

カ 2013年1月9日「秘密保全法制法案の作成の中止を求める意見書」

キ 「秘密取扱者適格性確認制度に対する説明責任を求めるとともに、秘密保全法制に反対する会長声明」

(5) 市民集会、院内集会

以下の市民集会等を開催した。

ア 2012年2月8日「秘密保全法制と報道の自由について考える院内集会」

イ 2012年3月22日「秘密保全法制と情報公開について考える院内集会」

ウ 2012年4月13日、シンポ「これがヒミツ？ あれもヒミツ！秘密保全法制と情報公開について考えよう」(基調講演・西山太吉氏)

エ 2012年7月4日「秘密保全法制と防衛秘密に関する院内学習会」

オ 2012年8月2日、シンポ「原発事故が起きたら？—市民の安全を守れるか—」（報告者・渡邊文星浪江町副町長他）

カ 2013年2月19日、院内集会「秘密保全法制と言論の自由」

キ 2013年2月26日、シンポ「言論の自由を守れるか」（ジャーナリストによるパネルディスカッション等）

(6) マスコミ対策

以下のとおりマスコミ対策を行った。その他個別の協議・申し入れ、取材対応も行った。

ア 2012年3月8日、プレスセミナー

イ 2012年3月27日、論説委員・解説委員との懇談会

ウ 2013年8月29日、雑誌協会との懇談会

(7) 単位会への働きかけ

単位会に意見表明・会内体制の構築、市民集会や学習会の開催、地元国会議員への要請、地元紙への働きかけを依頼した。

2013年1月31日までに、すべての単位会で意見表明がなされている。

4 法案のパブコメから閣議決定までの活動

2013年9月3日、「特定秘密の保護に関する法律案の概要」が公表され、パブコメの手続きに付された。

日弁連としては森担当大臣、内閣官房情報調査室、与党関係者と意見交換を行い、その意味内容の把握に努めた。

また、日弁連は2013年9月12日、「『特定秘密の保護に関する法律案の概要』に対する意見書」をパブコメとして提出するとともに、事実上他団体・個人にパブコメ提出を促す等の活動を行った。

その他以下のような活動を行った。

(1) 市民集会等

シンポジウム「憲法と秘密保全法制—私たちの『表現の自由』を守れるか」（基調講演・右崎正博獨協大学教授）

(2) 意見表明

ア 2013年10月3日「特定秘密保護法案に反対する声明」

イ 2013年10月23日「秘密保護法制定に反対し、情報管理システムの適正化及び更なる情報公開に向けた法改正を求める意見書」

(3) 「特定秘密保護法案と国会・国会議員に関するQ&A」が作られた。これを活用し、秘密保護法が

立法府としての権限行使の妨害となることについて宣伝を行った。

(4) マスコミ対応

9月9日、NSCに関するプレスセミナーを行った。

マスコミ各社と協議を行った。

その他膨大な取材依頼に対する対応を行った。

(5) 単位会への要請

国会議員への要請活動を依頼した。

(6) 10月23日、有楽町駅前で街宣

5 閣議決定以降の活動

2013年10月25日、秘密保護法案が閣議決定された。

日弁連は成立阻止のため活動にアクセルをかけた。

具体的には以下の活動を行っている。

(1) 意見表明

ア 2013年10月25日「特定秘密保護法案の閣議決定に対する会長 声明」

イ 2013年11月15日「特定秘密保護法案に反対し、ツワネ原則に則して秘密保全法制の在り方を全面的に再検討することを求める会長声明」

ウ 2013年11月26日「特定秘密保護法案の衆議院での採決強行に対する会長声明」

エ 2013年12月6日「特定秘密保護法の採決強行に抗議する会長声明」

(2) 市民集会等

2013年11月13日「情報公開と秘密保護の関係を考える院内集会」

(3) 自民党のQ&AのアンチQ&Aを作成した。

(4) 単位会に対し、意見表明、街頭宣伝、地元国会議員への働きかけ、地元紙等への働きかけ、看板等の設置、議員宛ファックスを依頼した。

(5) 与野党の国会議員と意見交換等を行った。

事実上、国会での質問事項の作成等の作業も行っている。

(6) マスコミ対応

11月22日、「特定秘密保護法案について—報道の自由は本当に守られるのか—」と題してプレスセミナーを行った。

その他膨大な取材依頼への対応を行った。

(7) 「『秘密保護法』廃案へ！12・6大集会」の後援を行い、江藤本部長代行が挨拶をするなどした。

6 総括

日弁連としての秘密保護法への取り組みは4年に及んだ。

最後まで活動を継続しえたと思う。特に与党対応等日弁連だからこそなしえた活動もあったと思う。

単位会も良く動き、国会秘密法案の際には達成できなかった全単位会による意見表明も実現できた。

但し、維新やみんなに対する働きかけをより早期になしえなかったか等、反省点もある。

日弁連の対応組織は秘密保護法対策本部に衣替えし、秘密保護法の廃止を含めた抜本的な見直し実現を目指していく。反省点を踏まえ、団とも連携しつつ活動していきたい。

日弁連の秘密保護法反対の取り組み

東京支部 藤原 真由美

1 はじめに

今回、秘密保護法が国会に提出されてからというもの、日弁連や各地の弁護士会の法案反対の活動が連日のように新聞やテレビでとりあげられ、法案に反対する幅広い人々を勇気づけ、運動を強く大きくすることにいくばくかの貢献をすることができた。全国各地で、弁護士会の取り組みを支え、団員以外の弁護士や市民と手を携えて頑張ってきたたくさんの団員に、心から感謝の気持ちを申しあげ

る。言うまでもなく、日弁連は弁護士の強制加入団体であり、業界団体であって、特定の思想信条や目的で一致している任意団体とは、性格が全く違っている。弁護士法1条に、基本的人権擁護・社会正義の実現が弁護士の使命と定められているとしても、日弁連が会をあげて具体的な法案の反対運動に取り組むことで一致する（合意を形成する）ことは、たやすいことではない。しかし、いったん日弁連が法案反対で一致すれば、全国の弁護士会を巻き込んだ強力な反対運動を展開することが可能になる。

自由法曹団員は、弁護士会から敵視されていたかつての時代から、地道に人権擁護の活動を続け、実績を積み上げ、着実に弁護士会内での信頼関係を築きあげてきた。今回の日弁連の秘密保護法反対運動は、そういった先人たちの永年の努力の上にあることを、初めに強調しておきたい。

2 運動体（対策本部）の早い立ち上げ

秘密保護法の問題点が、マスコミなどで盛んに報道され、反対運動が盛り上がったのは、法案の概要

が発表された後であった。衆参両院の「ねじれが解消」し、安倍政権への支持率が高い情勢のもとで、強行採決される危険性が高いことは、容易に想定できたはずだ。法案の成立を食い止めるためには、もっと広い運動の盛り上がりをもっと早い段階でつくる必要があった。今、良心的なマスコミ関係者が、口をそろえて「もっと早く行動していたら」と、悔しがっている。しかし、巨大マスコミ関係者こそ、なぜもっと早くに問題点に気づき、報道しなかったのか。そして私たちも、もっと早い時期に巨大マスコミや国会議員を動かすことができなかったのか。

日弁連が、今回の秘密保護法に反対する活動に取り組み始めたのは、今から2年以上前、2011年11月14日の「秘密保全法制に関するワーキンググループ」立ち上げに遡る。同年8月、当時の民主党政権において、仙石官房長官が設置した「秘密保全のための法制のありかたに関する有識者会議」の報告書が発表された。その内容は、以前の自民政権下で作成されていた報告の内容とほぼ同じであった。つまり、民主党政権が用意した秘密保護法制がもし法案化されて国会に提出されたら、自民党は賛成し、あっという間に成立してしまうことが目に見えていたのである。

日弁連会長や副会長、理事（つまり執行部）の中に、30年前の「スパイ防止法」反対運動経験者が多くいたこともあり、日弁連は「秘密保全法制」が民主主義の根幹を揺るがしかねないことなどを理由に反対すること、反対運動の目標を「法案の国会提出自体を阻止することに置く」ことを決め、2012年2月17日には、法案提出阻止の運動に取り組むための「秘密保全法制対策本部」を立ち上げた。しかし、法案が国会に提出されるなどの切迫した状況にならないと、人はなかなか動きださない。国会議員、マスコミ関係者との懇談を行っても、「法案は見たことがないし、関係者からの説明もない。まさか、そんな法案は出てこないでしょう。」というあっけらかんとした反応が続いた。当時、学習会の講師要請は、熱心な女性団体から1、2回あったが、「革新団体」や「平和団体」からの講師要請は、全くなかった。マスコミ報道も、ほとんどなかった。

3 国民やマスコミ、国会議員への効果的なアピール方法の工夫

そんな状況で、国民やマスコミに秘密保護法の問題点をわかってもらうためにはどうしたらよいか

一対策本部のメンバーは、頻繁に会議をひらいて、
①情勢に対応した日弁連会長声明の発表と日弁連ホームページへの掲載

②マスコミを対象としたプレスセミナーの開催

③議員会館での国会院内集会の開催

④シンポジウムの開催

などを精力的に取り組んだ。その甲斐あって、次第にマスコミが関心を示すようになり、与党であった民主党の国会議員の中にも、反対の立場を表明する議員が出てきはじめた。

絵本作家の五味太郎さんの協力も得て、あの紫色のパンフレット「エツ！これがヒミツ？あれもヒミツ！—あなたも秘密保全法に狙われる」を作成し、ホームページからも無料でダウンロードできるようにしたことは、反対運動を市民の中に広げるうえでおいに役にたった。同時に、弁護士向けのQ&Aや、A4一枚のポンチ絵など、運動のニーズにあったツールをさまざまに取りそろえた。

日弁連は、秘密保護法反対の意見書だけでなく、情報公開法改正の意見書や、公文書管理法改正の意見書など、関連する法制度を充実させるための提案も同時に行っており、（これらはすべて日弁連ホームページからダウンロード可能）議員やマスコミの信頼と協力を得るうえで非常に役立った。

国会院内集会では、秘密保護法制によって、本来国権の最高機関であるはずの国会が果たすべき行政へのチェック機能が失われるのではないかとの問題提起を繰り返し、国会議員向けのQ&Aも別途作成し、全国会議員に配布した。

4 活動に取り組む弁護士の多様性と重層性

秘密保全法対策本部は、日弁連理事会の中におかれ、本部委員126名のうち執行部（会長、副会長、理事）がその半数以上を占めている。単位弁護士会の会長の多くは日

弁連執行部のメンバーとして対策本部に入っているから、日弁連理事会で決定された方針は、すぐさま単位弁護士会に徹底される仕組みになっている。2012年2月に、日弁連は全国の弁護士会に「秘密保全法反対の取り組みを強化する」ことを文書で要請した。日弁連が作成した意見書、会長声明、Q&A、パンフなどのツールが、すべての弁護士会にメールで配信され、2013年春までに、全国52のすべての弁護士会において法案提出反対の会長声明や決議が出そろっていたのである。

日弁連会長や副会長は、多忙な中、持てる人脈を

フルに活用して国会議員との懇談を重ね、常に最新の情報を把握し、議員の中に見方を広げる努力を重ねてくださった。

対策本部は、情報問題対策委員会・憲法委員会・人権擁護委員会・刑事法制委員会の4つの委員会から選出されたメンバーが実務を担ったが、それぞれの委員会がそれぞれ得意な切り口でこの法案の問題点を分析し、各委員会に成果を持ち帰って反対運動に取り組んだため、多様な運動が組織できたと思う。専門性が高い人材が多様なジャンルにわたって存在し、2年間以上にわたり活動を続けてきたことが、弁護士会活動の質の高さと強さを担保していると思う。

5 秘密保護法の廃止に向けて

強行採決の後、日弁連は引き続き法律の廃止をめざして国民とともに活動を続けることを決定した。対策本部の設置要綱を改正し、全国的規模で署名運動に取り組むことを決め、署名用紙も出来上がった。

通常国会が開かれた本年1月24日、日弁連は会長を先頭に、有楽町駅前での街頭宣伝を行った。来る2月18日夜には、クレオにおいてニュースキャスターの鳥越俊太郎氏を招いて市民集会を開催するなど、これからも引き続き意気軒昂に活動を盛り上げていく決意である。全国の団員の、ますますのお力添えを心から願います。

国会周辺のデモと石破茂「デモはテロ」発言

神奈川支部 神原 元

1 国会周辺の民衆の動き

今回の秘密保護法反対のたたかいは、官邸前や国会周辺に極めて多くの人々が集い、反対の声を上げた点で特徴的である。私は11月上旬頃からアマチュア・ミュージシャンの村上ダミアン氏（金曜前デモでは主にファミリーエリアで活動している）に依頼され、主に官邸前での秘密保護法反対の抗議活動を支援していた。彼らは、ドラムをたたき、リズムに乗せ、トラメガを用いて声を上げ、足を踏みならし、秘密保護法への不安や怒りを率直に表現していた。

いうまでもなく、国会前でこのような行為を行うについては国会周辺静穏保持法との関係が問題とな

る。しかし、反原連による官邸前抗議行動以後の民衆の運動は、この法律をほぼ空文化することに成功していた。現場で警察官は神経質そうに音量の測定を行っていたが、拡声器の使用を制限しようとはしなかった。彼らが民衆による拡声器の使用を制限するのは事実上不可能だったのだ。私は「官邸前見守り弁護団」として長期にわたり反原連による行動を見守ってきたので、その経緯は承知していた。

2 石破テロ発言

権力者がこれを不快に思うのは当然だった。11月29日の石破テロ発言だ。私がこの発言を知ったのは、11月30日、伊藤和子団員のブロクを見てのことだった。

曰く「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないように思われます」。(その後批判を受け、石破はこの文章を「本来あるべき民主主義の手法とは異なるように思います」と訂正したが、発言の趣旨は変わらない。)

唾然とした。そのうち、激しい怒りがこみ上げた。石破の発言は上記村上氏らの行動に直接向けられたものであると同時に、反原連など民衆の動きに対する反動でもあった。これを放置すれば、反原連以来の民衆のたたかいにブレーキがかかることが明らかであった。

私は直ちに行動を開始した。すぐに上記村上氏に架電、「反対声明をあげるので、賛同者を募って欲しい」。その日のうちに反論声明を起案、見守り弁護団MLにアップして賛同を得る。3月2日、声明をHPにアップ。同日中に自民党本部に送付し、同時に、同本部に責任者との面会を求める電話をかけた。

通常、こういう場合に予想される回答はこうだ。「一議員の発言であり党としては関知できません」ところが、12月3日、電話に出た「猪俣」なる人物は、私に対し、さらに信じられない発言をした。「文書は受け取りますけど回答はだしませんよ。」「あなたね、弁護士だなんて言って、一般国民だなんて言ってるけど、そうじゃないじゃないの?」「ええ? 集団でね。集団の威力ってのがあるんですよ。示威行進ってのがないじゃないですか。」「要するにテロと言われても良いくらいの暴力的な、ね、そういう表現の自由を盾にやってる人たちっていうのはたくさんいるんですよ。」(全てテープ起こしそのまま)

もはや何も言うまい。民主主義の対立物たるファスト思想を抱く政権党・安部自民党。「デモはテロ」という思想は、別に石破茂個人のものではない。安

部自民党に深く根付いた確固たる思想なのである。

我々は、記者会見にのぞみ、猪俣氏の発言を録音した媒体を新聞記者に配布(12月4日付け赤旗に詳しい)。やりとりはネットにも広く公開された。猪俣の発言どおり抗議文は3月5日に「受領拒否」で返送された。私は返送された封書をネットに公開。

「受領拒否」の写真が添付されたtweetのリツイートは3800に上った。

3 12月6日の状況

秘密保護法が成立した12月6日、私は国会正門前にいた。神奈川支部の阪田、近藤、田井、宋といったメンバーも見守り弁護団の腕章をつけて警備にあたっていた。人々のシュプレヒコールは、「秘密法反対!」から「自由を守れ」「ファシズムくたばれ」に変わっていた。「強行採決こそテロだ」というプラカードをあげる人もあった。人々は、秘密保護法を強行しようとする安倍政権の目指すものが「国民から自由を奪い、ファシズムに向かうこと」であることを直感的に悟ったのだろう。私もファシズム反対に唱和した。

9時過ぎ、国会正門向かって左側の歩道で警察官による阻止線が決壊し、抗議者が道に溢れそうになった。警察官がこれを止めようとし、警察官とデモ隊の揉み合いになる。私と阪田弁護士が割って入った。すると、反対側の歩道で逮捕者が出たとの声がかかる。現場は混乱。私たちと反原連のメンバーが人々の興奮を静める。11時に近くになって、採決の報が入る。

実は、法案が衆院を通過した11月26日、「採決撤回」を叫ぶ人々が道にあふれ出し、大混乱になったという経緯がある。しかし、法案成立のこの日、可決の情報にも特に混乱はなく、静かな怒りと悲しみが場を支配した。

感傷に浸る暇はなかった。私たち弁護士は逮捕者を探し麴町警察署に急行。被逮捕者は二人。うち一人は川崎市宮前9条の会のメンバーだという。私たちが接見できたのは深夜2時を回っていた。いずれも容疑否認。翌日逮捕者の自宅に捜索差し押さえが入ったが、私たちが弁護した2人は48時間で釈放された。

秘密保護法は成立したが、民衆のたたかいは続くだろう。弁護士が民主主義のために果たすべき役割は多い。

ヒューマン・ライツ・ウォッチと秘密保護法

東京支部 土井香苗

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、非営利の国際人権組織（非政府組織、NGO）として、アムネスティ・インターナショナルと並ぶ世界的組織で、世界各地に約400名のスタッフを有しています。スタッフは、地域専門家や法律家、ジャーナリスト、学者などの人権の専門家、多国籍で多様なバックグラウンドを持っています。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、国際人権・人道法の分野での分析・調査をとりわけ得意とします。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、旧ユーゴ国際刑事裁判所とルワンダ国際刑事裁判所を支援すると同時に、その弱点については批判してきました。また、アウグスト・ピノチェト元チリ大統領やヒッセネ・ハブレ元チャド大統領など、重大な人権侵害を犯した政府首脳たちの訴追の実現に向けて活動を進めるとともに、国際刑事裁判所（ICC）の設立を実現したローマ規程の起草でも、重要な役割を果たしました。さらに、地雷禁止国際キャンペーンの創立メンバーとして、1997年にノーベル平和賞を受賞するとともに、2008年のクラスター爆弾禁止条約の策定でも、主導的役割を果たしました。

ヒューマン・ライツ・ウォッチのアジア局長ブラッド・アダムズは、11月25日、「安倍政権下のこの法案は、知る権利を制限し、公益のためになる情報を明らかにしたジャーナリストや内部告発者までも処罰する内容となっている」と指摘し、「この法案が日本政府の国際的義務に適合するよう修正されないならば、国会は法案を否決すべきだ。」と声明を発表しました。

声明は、「日本も締約国である『市民的及び政治的権利に関する国際規約』によれば、知る権利の国家による制限が許されるのは、国の安全を保護するのに『必要な』ときに限られ、しかも、その措置は最小限にとどめ、民主主義国における他の権利の尊重と齟齬をきたさない形でなされなければならない。国家安全、表現の自由、情報へのアクセスの自由に関するヨハネスブルグ原則は、安全保障に関する情報への人権保護の適用について、1996年に国際法の専門家集団が定めた有力な原則であるが、このヨハネスブルグ原則は「規制が、正統な国家安全保障上の利害を保護するために必要なものであること

を示すためには、政府は(a)当該の表現や情報が、正統な国家安全保障上の利害に対する深刻な脅威を生じさせることを証明する義務がある」と定めているにも拘わらず、秘密保護法は『安全保障に著しい支障を与えるおそれ』としか定めておらず、その義務に反することを明らかにしました。また、声明は、「現行の公益通報者保護法は、内部告発を行った労働者を解雇などの報復措置から守る法律であるが、刑事責任から守る規定はない。さらに、漏えいされた政府情報を単に受け取り、伝達し、あるいは開示したジャーナリストや出版関係者までもが刑事責任を負う可能性があり、これは表現の自由の重大な侵害といえる。日本政府は内部告発者と報道機関への保護策を、国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）と最低限一致するかたちで定めるべきだ。同原則は、国際人権法の現行の解釈と国家のベストプラクティスに由来する。」としています。

2013年12月3日、国際的な人権団体が合同で記者会見を開き、「法案は知る権利を脅かすもので国際的な人権基準ともほど遠く、全面的に見直すべきだ」と法案に反対する立場を表明しました。会見したのは、国際的な人権団体の「アムネスティ・インターナショナル日本」や「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」など5つの団体です。

今回の秘密保護法案については、英国の日本人教員や国連の日本人職員等の助力を得て、精度の高い英文の翻訳が作成され、海外の人権団体等に流布されたとみられます。このことが国連人権高等弁務官まで巻き込んだ国際的な反対運動に発展する契機になったと思います（国連人権高等弁務官事務所のトップ、ナバネセム・ピレイ高等弁務官は、12月2日の記者会見で日本の特定秘密保護法案について懸念を表明し「秘密の要件が明確でないので、政府に不都合な情報も秘密に指定できる」「憲法が保障する情報へのアクセスと表現の自由を担保する条項を設けないまま、急いで法案を成立させることのないよう呼びかけたい」などと述べています。）今後にかさねるべき教訓だと思います。

自由を諦めない。 ～「明日の自由を守る若手弁護士会」の取り組み～

神奈川支部 太田 啓子

1 はじめに

「明日の自由を守る若手弁護士の会（会員数計280名、略称：あすわか）」は、2012年4月に発表された自民党改憲草案の内容と危険性を広く市民に発信することを目的とした団体である。特定秘密保護法案の成立は実質的な改憲に等しいほどの破壊力をもって、日本国憲法あるいは近代民主主義そのものへの脅威となることは疑いようもない。当会は民主主義と立憲主義を擁護する立場から、同法案の成立を阻止すべく他団体と同様、全力を尽くした。当会会員達はそれぞれの所属弁護士会や団などの活動に参加したが、それに加えて、当会独自の取り組みにも奔走した。本稿ではその活動を報告する。

2 1120特定秘密保護法フェス～オレたちが「マツリゴト」に参加できなくなる?～三宅洋平、山本太郎、弁護士がこの危ない法案についてロックに語る!

当会はもともと、憲法（政治）に関心の薄い市民の掘り起こしを大きな活動の柱としている。国民の主権者としての意識を高めなければ、この右傾化激しい情勢で改憲は阻止できないからである。特定秘密保護法案についても、今まで政治的なアクションを起こしたことがない人をターゲットに、いかに「自分とは関係のない話」「自分が動かなくても誰かが動いてくればよい」という発想を捨ててもらおうか、そのアプローチを考えた。その発想の延長線上で、三宅洋平氏と山本太郎議員を巻き込んだイベントを開催して、政治を敷居高く感じ、距離を感じる市民へ切り込める機会を作りたいと思いついたのである。三宅氏らからの快諾を得てから開催日まで2週間。常識からは到底不可能なこのスケジュールを、とにかく「動ける人が気合いで動く」ことで乗り切った。SNSでの広報とプレスリリースのみでどれだけの人が集まるか、不安は開催時刻まで尽きることなく、超満員の光景がその不安を杞憂へと吹き飛ばした。立ち見客で身動きが取れないほどの会場は、武井由起子弁護士の法案解説に耳をすまし、三宅洋平氏・島昭宏弁護士・山本太郎議員のトークに喝采を送り、何度も爆笑をまき起こしながら、「私たちは人間である以上、表現者である。生きることは表現すること。生き続けるために、この法案は廃案にするしかない。」という熱意でつながった。アンケートの結果、参加

者の多数が、今まで政治的なアクションを起こしたことがない人だと分かり、手応えを感じた。

3 国際機関等への書簡送付作戦

法案そのものへの国内外からの批判が高まり、政府の強硬な国会運営が際だってきた11月末、神奈川の先輩弁護士のアイディアに大きなヒントを得た私は「オバマ大統領へ手紙を送りませんか」と会員メーリングリスト（以下、ML）に投稿した。安倍政権が民意を無視してアメリカしか見ていないのであれば、アメリカをはじめ国際的な批判を高めて包囲するしかない。

それを一蹴せずに、「送ろう!」と結集してしまうのがあすわか（若気の至りとも言うべき）行動力の真骨頂である。会員の1人、NY留学中の松崎団員と現地の友人をつかまえて、同法案の内容と国会の現状、アクションを起こして国際批判を高めるために協力して欲しい旨を英文でしたためた。一方、送付先を検討した内山弁護士はホワイトハウス、ケネディ駐日大使の他、IBAやツワネ原則の起草に携わった22団体すべてを探しだし、果てはバチカンまでにも送付した。危機感に突き動かされた会員たちの「無駄かどうか、やってみなければ分からない」という祈りにも似た思いは、送付翌日、結果を生んだ。ツワネ原則起草団体の1つ、Centre for Law and DemocracyのToby Mendel氏から返事が届き、さらに次の日、同法案への抗議声明（プレスリリース）の発表に至ったのである。12月6日にオープン・ソサエティ財団も同法案を「21世紀の民主国家における最悪の法」と非難した。当会の書簡をきっと読んでくれたからだろう、と勝手に満足している。

4 法律家団体の役目

当会は日々SNSでの発信（報道紹介、法案解説、イベント広報etc）を大きな活動の柱としているが、どれくらいの人々がそれを受け取って読んでくれているか、を知るための1つの目安が、フェイスブックの「いいね!」の数や、シェア数である。記事へ共感して「いいね!」のボタンを押したり、「シェア」ボタンを押して転送したりすることが重なれば重なるほど、記事の頒布は広がるのである。

秘密保護法フェス以来、当会SNSを受け取る人の数は爆発的に増え、11月26日衆院強行採決の日には1つの頂点を迎えた。「まだ衆院を通過しただけで戦いは終わっていない!皆さんはまだ参院で阻止できる。皆さんのアクションは確実に国会と政府を

動揺させたではないか。国を動かすのは1人ひとり
が声をあげること、それに尽きるのだ。」まとめれば、
こんな記事である。

それまでせいぜい5千人だったのが、この記事は
20万人の元へ届いたのである。1秒ごとにケタが
違う数字がカウントされていく光景に鳥肌が立ちな
がら、なぜこの記事が特別な熱狂を持って多くの人
に受け入れられているのか、冷静に分析する必要が
あると感じた。

翌日、法律の成立は衆参両院での可決が必要であ
ることや国会会期延長のルールについて解説したと
ころ、これも10万人に届いた。

記事に寄せられたコメントの多くは例えばこのよ
うなものである。「詳しくきめ細かい説明をして戴き
良く判りました。」「まだやれることがあるのです
ね！」

つまり、国会の基本ルールは弁護士にとっては常
識だが国民にとっては常識ではないこと。多くの国
民が、声を上げることで具体的にどんな結果を出せ
るのかいまいち分かっていないこと。何を指して
どこへ向けてアクションを起こせばいいのか具体的
に知りたいと思っていること。そして、これらに応
えること一知識という武器を市民に与えること一こ
そが、法律家団体に求められているものなのだ、と
改めて思い至った出来事であった。

12月6日夜、参院での可決成立を受けて当会は
声明を発表した。単なる抗議声明ではなく、これか
ら同法の廃止に向けてやれることがたくさんあるこ
と、1人ひとり不断の努力でしか、民主主義は守れ
ないことに字数を割いた。これをかみ砕いた言葉で
超訳した「ゆる〜いバージョン」という声明は、翌
々日の東京新聞でも取り上げられた。

5 今後の活動（「超訳本」の緊急出版）

特定秘密保護法の成立は、戦後民主主義の歴史上
最悪の出来事である。しかし、単に暗澹たる思いだ
けが残っているわけではない、むしろ希望を感じて
いる人は私だけではないはずだ。可決成立を受けて
出された団長声明にも、それを感じる。皮肉にも、
戦後最大の民主主義の危機だからこそ、国民は次々
に、自由への不断の努力の意味に気づき始め、平和
を希求するために立ち上がり始めている。彼らを「知
識」で下支えし、道筋を示すための活動を、当会は
今後とも全力を尽くす覚悟である。喫緊の予定とし
ては、2月8日に学生対象の、「これからの（イケて
る）市民運動のあり方を」テーマに対話集会を開催

する予定であり、また春には岩波書店から、特定秘
密保護法の「超訳」本を緊急出版する予定である。
難解な条文をかみ砕いた言葉で解説して、市民の活
動の一助となれば幸いである。

特定秘密保護法フェス開催 ～ママたちの力によって実現～

神奈川支部 宋 惠 燕

2013年11月20日、文京区民センターで、
若手弁護士（明日の自由を守る若手弁護士の会）が
中心となってミュージシャンの三宅洋平氏と参議院
議員の山本太郎氏を呼んで秘密保護法フェスを開催
した。

この企画は、三宅洋平氏の力を借りて、特定秘密
保護法案の危険性を世間一般、特に若い世代に訴え
ることができないか、というところからスタートし
たものである。

三宅洋平氏は、今年7月20日、山本太郎氏とと
もに、参議院議員に立候補し、その選挙運動の一環
として、渋谷ハチ公前で「選挙フェス」を開催した。
この選挙フェスで、若者で埋め尽くされた渋谷駅前
で、三宅洋平氏が、憲法9条を読み上げたところ、
若者らが拍手と声援と歓声をあげ、非常に感動的な
盛り上がりを見せ、この様子はYouTubeで多くの人
によってシェアされ話題となった。

選挙の結果は、山本太郎氏は当選したものの、三
宅洋平氏は、17万票を獲得しながらも落選した。

しかし、三宅洋平氏が発信した言葉は、今の若者
の心を打ったはず、と思い、「選挙フェス」ならぬ「憲
法フェス」を開催したいという話が、太私と、神奈
川支部の太田啓子団員そして、横浜弁護士会所属の
武井由起子弁護士と私の間で持ち上がった。

その後、ある憲法学習会の場で、三宅洋平氏とコ
ラボして「憲法フェス」を開催できたらいいと話を
したところ、学習会に参加したママの一人から、三
宅洋平氏とコラボをするのなら、本人に直接連絡を
するよりも選挙フェスを企画した人に連絡を取ると
いいというアドバイスをもらった。そして、その翌
日、同じ学習会に参加した別のママが、選挙フェス
を企画した人と私をつなげるために、1時間半粘っ
て連絡先をきいてきた。

このママたちの連携プレーにより、私たちは、す

ぐに企画者と会い、その翌々日の10月末には、三宅洋平氏と会うことができ、10分も話をしないうちに、一緒に特定秘密保護法反対の企画をすることとなった。その間わずか3日であった。

とはいえ、準備をする時間が全く無く、会場が決まったのも、開催日の1週間前ということで、本当に今から人が集まるのかなどという不安を抱えながら、突貫工事的に企画・準備した。

結果的に、500名が入る会場が満員となり立ち見が出るほどの盛況ぶりであった。

フェスの構成は、前半は、弁護士による特定秘密保護法の講義、後半は山本太郎氏の国会情勢の解説。また、危険を冒して福島第一原発の内部を調査したという前衆議院議員川内隆氏も招き、貴重な映像を公開していただいた。

そして、メインイベントとして、三宅洋平氏、山本太郎氏、若手弁護士2名によるトークショーを開催した。さすがに、俳優とミュージシャンというだけあって、深刻な議論であるにもかかわらず、ところどころ笑いがあり、あっという間に終了の時間を迎えた。

このフェスには、20代から70代までの様々な年代の人が参加したが、平均年齢は約40歳前半と若い世代が多かったのが特徴的で、アンケートにも、若い世代が多くて驚いた、期待できる、安心した、という内容が多く見られた。

そして、今回の参加者のうち、これまで、特定秘密保護法の勉強会やデモや集会など、一度もアクションを起こしたことがない人は、全体の1割を占めた。つまり、このフェスの参加が初めてのアクションという方が1割もいたということであるから、普段のデモや集会とは違って、敷居が低く参加しやすかったと思われる。

特定秘密保護法案は、可決されてしまったが、これで、終わったわけではありません。アンケートを見ると、この法律に反対する弁護士の活動への期待をひしひしと感じた。

特に、この法律に対して反対しているけれどもどうすればいいのか、具体的な指針や行動すべきことを弁護士が提言してほしいなどという声が多く見られた。

特定秘密保護法が可決されても終わりではない。今後は、この法律を廃案にする運動を多くの一般の人たち、特にこれから社会を担っていく若い世代の人たちと盛り上げたいと思う。

秘密保護法の廃止を 一軽はずみな安倍政権の暴走阻止の第1歩―

北海道支部 高崎 暢

1 2013年11月9日、憲法改悪と秘密保護法に反対する「北の国から『平和・憲法・市民』―いま、声をあげ、動くとき―」を開いた。道内の地域や職場などで活動する104の「9条の会」が実行委員会をつくった。会場は、約800人の参加者で埋まった。

2 目加田説子教授（中央大学）が「行動する市民が世界を変える」と題して講演された。目加田氏は、非政府組織（NGO）が各国政府を動かした例として、1999年に発効した対人地雷禁止条約の成立の経緯を説明。「市民の運動は世界を変える力を持っています。特定秘密保護法の成立を阻止するために、多くの人たちが声をあげる時です」と強調した。その話は、聞く者に希望と勇気を与えた。

3 閉会あいさつで、「私たちは、戦争する国づくりを許すのか否かの瀬戸際にいる。臨時国会で、暗黒社会・秘密国家を招来させる特定秘密保護法が審議され、採択されようとしている。行動を点から線、線から面にひろげて、憲法改悪と特定秘密保護法を阻止する歴史的な戦いを！」と、私は訴えた。

参加者一同の名で、「今日、私たちは、『行動する市民が世界を変えられる』ということ学びました。いまならまだ間に合う、そのいまに、私たちは行動に立ち上がりましょう」という集会アピールを採択した。

4 その2日前、早乙女勝元さんの講演会も開いた。平和が危ういとき、市民一人一人に何ができるのか、東京空襲を経験し、つねに市民の立場から平和の行動を起こしてきた早乙女さんの話を聞きながら考える集まりであった。130名ほどが参加し、「市民が行動するとき」を訴えた、この連続講演会は大好評だった。

（第1472号通信に加除訂正）

憲法破壊の暴挙

1 特定秘密保護法を強行採決した。自民・公明が数に任せて力づくで成立させた暴走・暴挙に、満身を込めて抗議する。強行採決の瞬間、私は東京の抗議デモの中にいた。

この法律が、①秘密の範囲を際限なく広げ②官僚や政治家の都合のいいような秘密の指定ができ③秘密を扱う人のプライバシーの把握は家族にまで及び④

秘密の指定を監視する独立機関もなく⑤国会議員の国政調査権や国会の持つ機能が大きく制約する。法の欠陥は枚挙にいとまがないが、最大の問題は国民より国家を上位に置く点である。

国民の知る権利は大きく後退させられ、憲法の根幹である国民主権と三権分立を揺るがす事態となった。それは、安倍政権が目指す集団的自衛権行使の容認と同様、改憲手続きを省いた「実質改憲」のひとつである。

2 私たちは、あの侵略戦争を深く反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを堅く決意し、主権が国民に存することを力強く宣言し、日本国憲法を制定した。三権分立を徹底し、国会に「唯一の立法機関」「国権の最高機関」という位置づけを与えた。この原点をもう一度思い起し、国防軍創設に突き進むことを阻止しなければならない。

安倍政権は、集団的自衛権に反対する内閣法制局長官を容認派にすげ替えた。NHK会長の任命権を持つ経営委員に首相に近い顔ぶれをそろえた。その上の秘密保護法である。耳障りな声を黙らせ、権力の暴走を抑えるブレーキを一つひとつ外そうとしている。安倍政権は、その補完役と成り下がった公明党とともに、憲法の本質や民主主義の原則よりも、アメリカと一緒に戦争のできる体制作りを優先させている。私たちは、治安維持法、軍機保護法をはじめ、この種の法律は拡大解釈を常としてきたことを、歴史の教訓として学ばなければならない。

私たちは、圧倒的な国民の声を無視した暴挙への怒りを忘れてはならない。

(事務所ニュースに加除訂正)

秘密保護法の廃止を求めて

1 私は、講演のたびに、できることから進めよう。誰でもできる行動の一つとして、国会議員に、FAXや手紙で直接の働きかけようと訴えている。そして自らも実践し、一日複数回に及ぶこともあった。この有用性は少しも衰えていない。

弁護士会にも働きかけて、抗議のデモ行進を実現した。一般市民も含め、600名以上の方が参加した。上田札幌市長も、一会員として、デモの先頭に立った。デモの反響は大きかった。弁護士会は、連日のピラマキ、街頭宣伝を続け、強行採決の後も続いた。

2 私は、直ちに、事務所名義の秘密保護法廃止の署名用紙を作成し、新年の事務所ニュース(約60

00通)に同封した。返信用封筒も入れない不親切なやり方であったが、3週間で、約700筆が寄せられ、今も送られてくる。署名用紙を送れという声もある。国民の怒り、廃案を求める声は想像以上である。

自治体意見書、意見書広告(海外メディアを含め)、網の目の学習会など、創意工夫した取組で早急に世論を動かすことが求められている。

信濃毎日新聞への投稿

長野県支部 毛利正道

内心、「反対」とお思いの皆さんへ

岡谷市 毛利正道(64歳)

「秘密保護法反対県民投票」に投票していただいた1800名を超える皆さん、そして、戦前の暗黒社会を彷彿とさせる国民の目・耳・口塞ぐ戦後最悪のその内容と、参議院野党委員長2名の首を斬ってまで法案公表から僅か45日間で強行成立させた戦後最悪のやり方に、首をかしげておられる全ての皆さん。新しい年にあたり、心からのメッセージをお送りさせていただきます。

「日本の未来は明るくなくてははいけない」と投票用紙にマジックペンで大書きした松本市の20代男性、「石破幹事長のデモ発言で言論統制の狙いがあることが明らかになった」(中川村40代女性)、「戦争になるのではと不安ばかり。推し進める議員さんは戦争に行かないのだから人ごとです」(安曇野市30代女性)、「子どもだった時、山の地図も天気予報もなく真っ暗闇だった」(上田市80代男性)など、投票用紙に書き添えられた切実かつ怒りに満ちたご意見に次のご意見500名。300、700、1600と急坂を駆け上がるが如き投票の増え方にも圧倒されました。まさに、これはもっとたーくさんおられる声なき声の「代表」だ、日本の主権者は健在だ、この民衆の声を無視する勢力は必ずやしっぺ返しを喰らうだろう、と実感しました。再三再四、信濃毎日新聞初め多くの新聞・テレビでこの県民投票を取り上げていただくなかで、まさにマスコミの皆さんと共に闘った実感でした。

皆さん、日本の主権者は、秘密保護法に限らず、憲法改正、集団的自衛権行使立法、原発再稼働、消費税増税、TPP、そして火に油を注ぐが如き内閣

総理大臣靖国参拝など、時の政権が推し進める重要課題に対して、世論調査で、ほとんどの場合に「反対」の声が過半数はおろか時には7割・8割を占めます。「主権者は健在だ」、私は、ここに、戦争を否定するなかでこそ温かい暮らしを築くことができる、戦後70年に亘る日本国憲法社会の到達点をみます。他方、今回の県民投票では、切実なご意見とともに「このような声を発する機会を待っていた」との感謝の言葉が添えられているものが多々ありました。私は、この「声なき声」からの投票に大いに励まされましたが、同時に、いつもは国政の重要課題に疑義を感じながらも、世論調査と選挙権の行使以外にはその声を発する機会がないままになっている方々がとても多いのではとも感じました。それは、国民個々人が、ニュースや情報と直につながっているだけで、同じ思いの方々と横につながっていることがあまりに少ないのではとも思いました。

でも、皆さん。私たちは国政の現在と行く末を定める主権者です。子ども・孫・後の世代への責任があります。秘密保護法のように、国政選挙の争点になっていなかった重要課題について主権者として選択しなければならぬ機会は多々ありますし、国政選挙で悔いの残らない選択をするにも、同じ思いをともにする主権者同士が横につながっていることがとても大切なのではないのでしょうか。

私は、皆様方ご自身で、趣旨を同じくする人々と日頃横につながるためにご尽力されることを切に希望するとともに、ここでは、一例をご紹介させていただきます。横につながるツール（方法）の一つが、パソコンや携帯から誰もがメールを1回送るとそこにメールアドレスを登録している全員に瞬時に伝わる、メーリングリスト（MLと略称する）というものです。11月からの「ストップ秘密保護法—信州ML」、強行裁決後に生まれた「退陣！ボーソー安倍晋三自公政権—信州ML」。私は今、この2つのML管理人会（5名）の代表をしており、登録者は前者が138名、後者が46名になっています。そこでは、秘密保護法を廃止させるために、強行採決された12月6日に因んで毎月6日に賛成議員に「忘れないからね」とのFAXを送る行動、長野県各地から50名が結集して活況を呈した1月19日の「秘密保護法勉強会」、国会開会日に信濃毎日新聞1面に意見広告を載せる行動やその日の国会包囲行動への参加などが呼びかけられてきています。小さな地域単位での勉強会・新聞意見広告の実施、3月地方議

会への議員説得意見書採択要請、メディアを励ますためにどしどし投書するなど創意に満ちた呼びかけが次々になされていくことでしょう。

むろん、情報としてお受け取りになるだけでも結構ですし、各種提案のなかで賛同共感されたものについて実践していただくこともできます。私たちは、このような「共感に支えられた提案型行動」を旨としています。登録を希望される方は、下記私のメールアドレスまで、「秘密法」「安倍退陣」の一方または両方の別・居住市町村・お名前（必須）、自己紹介やひと言（任意）をお送り下さい。メールをなされない方は、メールをされる知人とともにお申込み下さい。とりわけ、秘密法MLでは、当面1000名を目標にしており、安倍退陣MLでは、当面その目的達成に不可欠と思われる重要情報を厳選してお送りしていきます。皆さん、ぜひ横につながりませんか。

初めての集会・パレードであったが・ 岐阜支部 河合良房

1 岐阜支部としての憲法・平和活動の中心課題は、まさに岐阜県弁護士会、とりわけ憲法委員会の活動であったが、特定秘密保護法案反対の闘いは立ち遅れた。

2013年9月28日（土）には、“平和、国防軍などについて考えると共に、憲法のもつ基本的人権尊重主義、平和主義などを守ることの大切さを学ぶ。”ため「憲法を考える市民集会」を開催した。孫崎亨氏や松元ヒロ氏を招いての集会であったが、会場は広く、岐阜市でそれを埋めるのは容易ではない。私たちは全力投球をした。その結果、ほぼ定員一杯の350人には参加していただいた。私たちは、量的にも質的にも素晴らしかったと自画自賛していた。その間に、第2次安倍内閣は、着々と（国民不在のまま）特定秘密保護法案を準備し、10月25日国会に提出した。多少疲れ気味の憲法委員会や团支部は、この速さに付いていけなかった。もっと早くから法案反対の活動をすべきであった。

2 とはいえ、11月11日には、憲法委員会起案の特定秘密保護法案に反対する会長声明を出した。そして、同月18日には人通りの多い駅前交差点で日弁連作成のチラシをまいた。若手を中心に約20

人の弁護士が参加した。若手の力、熱意に勇気付けられた。しかし、ここまでは過去にも経験したことであったが、この後の活動をどうするかと悩み、笹田支部長と相談した。その結果、「よし、弁護士会で集会やデモをやろう」と意気投合した。

とはいえ、安倍政権や与党の強攻で11月末から12月初めには、法案が成立してしまうかもしれない、速やかにやらなければならない、準備の時間があるのか、しかも、岐阜県弁護士会は集会やデモの経験がない、できるのか。

3 しかし、そのような悠長なことを言っておれる状況ではなかった。とにかく、11月28日（木）正午から弁護士会館近くの公園で集会をし、その後、裁判所の前を通過して岐阜駅近くの公園までの約3kmをパレード（デモとまでは言えない形態）しようと、憲法委員会と弁護士会執行部に声を掛けた。いずれも“大丈夫かな”と疑問の声があったが、知る権利や報道の自由を奪う悪法を成立させてはならないとの思いは強く、直ちに、会員に参加を呼びかけた。また、集会やデモについてのツールを準備し、公安関係への届け出などをした。プラカードはできる限り会員それぞれが作り、横断幕や声のよくとおる拡声器などは全労連に協力を依頼した。パレードの際の指揮も経験の多い団事務所事務員に依頼した。

4 11月28日正午、冷たい風が吹いていたものの太陽は十分に出ていた。与党は、前々日の26日に衆議院で強行採決をしていたが、参議院では何としても廃案にしようと、弁護士は35～40人参加し、法律事務所事務員は2,30人、市民も多数参加し、総勢100人を超える集会、パレードとなった。参加した弁護士は若手が多く、初めての経験であったようであるが、大いに盛り上がり、シュプレヒコールも元気が良かった。元国会議員も元気な姿を見せてくれた。翌日、新聞各社が大きく取り上げてくれた。因みに、赤旗は、2013年の県内10大ニュースのトップに「県弁護士会、初の集会・パレード」を挙げていた。喜んでいいのか・・・

ところで、闘いはまだまだである。12月4日、再び街頭宣伝をした。この日は、岐阜県弁護士会で作成したチラシ（日弁連のは不人気であった）を岐阜市だけでなく、多治見駅前でもまいた。それぞれ約20人が参加したが、多治見での街頭宣伝は初めてのことであった。

5 国民の多くが反対しているにもかかわらず、また圧倒的多数が非難した強行採決であるにもかかわらず

らず、特定秘密保護法は12月6日に成立し、同月13日に公布された。極めて腹立たしいことであるが、安倍政権は、さらに「集団的自衛権の容認」や「国家安全保障基本法案」などを進めようとしている。しかし、これらは絶対に許してはならない。許せば、憲法9条が完全に死んでしまう。

岐阜支部では、特定秘密保護法案反対の闘いが立ち遅れたことを反省し、目下の課題である「集団的自衛権の容認」や「国家安全保障基本法案」などについて、青法協と協力して、講師派遣活動を大々的に実行している。今までも、この活動は行ったが、それほど大きくは取り組んでいなかった。しかし、今はチラシを数百枚作り、各地の各種団体等に配っている。現在、10数件の依頼が来ている。勿論、講師活動ができるような団及び青法協内での学習活動もしている。2月28日には愛敬浩二教授からじっくりと憲法を学ぶことになっている。

弁護士会内の憲法委員会も、この間大いに力を発揮してくれた団員以外の、何にでも積極的な若い女性会員や憲法・平和に危機感を抱くベテラン会員などと力を合わせて、4月19日に川口創団員を招いた市民集会を予定している。

愛知における秘密保護法反対運動の教訓と課題

愛知支部 中谷 雄二

1 愛知における取り組み

(1) 団愛知支部は2012年1月の幹事会で秘密保全法反対運動に取り組むことを決定した。同年1月末の愛知憲法会議総会において、反対する市民団体の準備会を立ち上げることを提起し、同年2月に準備会、同年4月、「秘密保全法に反対する愛知の会」を結成した。以後、2週間に一回の街宣、各地、各団体で学習会を開催し、ブログでの情報提供（パブコメ募集期間のアクセスは14万件に上った）、機関誌「極秘通信」を発行し、以来今日まで反対運動を継続してきた。

(2) 法案上程前の学習会や街頭宣伝により、愛知では市民運動に関わってきたメンバーを中心に秘密保護法の危険性についての認識が広がった。結成時、会員130名、その後、現在、約250名にまで会員は広がった。世話人会は、固定的なメンバーを決

めず、参加できる会員で運営し、そのメンバーを中心に街宣、学習会、機関誌の発行を続けてきた。街宣は、いつも日時と場所を決め、ハンドマイクとチラシを運ぶ人を決めるだけ。誰が参加するか、誰が話すかも全く決めなかった。しかし、この方式の街宣が1年半継続し、法成立前の最後の2週間近くは昼と夕方の連日街宣を行うことができた。このことは如何に会員一人一人の意識が高かったかの現れだと思う。11月21日には2,000人集会、12月6日には4,000人集会、12月4日、国会要請行動(独自に院内集会)。法成立後の1月24日には、3,000人の参加者で集会を成功させることができた(12月4日の行動以降は、いずれも愛知の会と愛知県弁護士会の共催)。

(3) 他方、愛知県弁護士会の秘密保全法制対策本部も、2012年、連続学習会を開催し、独自に街頭宣伝、マスコミとの懇談会なども実施した。上程後は、集会・デモにも取り組んだ(10月27日、200人参加)。

(4) 何故、早期の運動が可能だったのか。独自の市民運動の必要性を認識し、団支部として運動の中心になることを表明した。団支部の秘密法の危険性と運動体の結成の必要性の提起によって、市民・団体の中に必要性の認識は急速に高まった。その後、準備会参加メンバーと団員弁護士の若手を中心に運動を引っ張っていった。昨年6月にはブックレット(「これでわかる!「秘密保全法」ほんとうのヒミツ」風媒社)を発行、学習会を団員が中心になって旺盛に開催した。学習会活動によって、誰かがやるのを待つのではなく、自らできることを自ら考えて行動する多くの市民を生み出すことができた。最終盤には自ら考えた運動を会員それぞれが展開し(例えば、会が提起していないシール投票を自主的に市内各地で行う、国会議員の地元事務所を会員がそれぞれ自主的に要請に訪れる、集会成功のために有志だけで連日、集会への参加を呼びかける街頭宣伝を行うなど)、それが会全体の運動と合わせて重層的で活発な運動に繋がった。また、脱原発の運動とも人的な関係も含めて連携して運動が進められた(12月6日、1月24日には、運動を始めて以降1度も中止しなかった脱原発を訴える関電前金曜行動を中止し、秘密保護法反対の集会・デモに合流した)。多くの市民団体が結集したが、基本的に課題に賛成する団体、個人を幅広く結集することができた。法律が成立した後、運動に参加した団体や個人から新たな統一

戦線の方式であったとか、市民運動の新たな連携をつくったと評価されている。成立後も引き続き反対運動を継続することを合意し、実際に法成立後の参加者は増えている(成立後の世話人会の参加者は30名近く、「世界の流れに逆行する秘密保護法12・23集会」(藤田早苗エシックス大学講師)には、予想を遙かに超えて350人の参加者が集まり、集会直前に開かれた今後の闘いの打合せには50人近くの市民が集まった)。

(5) 愛知の民主勢力や運動の力量は決して大きなものではない。その中で、秘密法反対の運動が近年になく盛り上がったのは何故か。法案の中身がひどかったのは間違いがないが、それを知らせるために団員が反対運動の中心に座る覚悟を堅め、団支部が運動を中心的に担うことを決定し、関係団体に呼びかけて早期に準備会結成を行ったことが運動体作りにつながった。会結成後は本秀紀名大教授と私が共同代表を務め、浜島団員が事務局長、矢崎団員が機関誌の編集長と、団員が会の中核的役割を担ってきた。その上に学習会の講師を引き受け、街宣と世話人会への参加を継続してきた。弁護士が中心的に活動したことが安心感につながったと会員からは評価されている。特に中堅・若手団員の活躍は学習会の講師・機関誌編集のセンス・果てはデモのシュプレヒコールまで新しい感覚で運動全体を活気づけてくれた。

弁護士会が共同行動に名前を出し、街頭宣伝の共催、集会の賛同、共催など積極的に関わったことも市民に秘密保護法反対運動の信頼性を高めるのに役立った。弁護士会としての意見書や会の決議、会長声明などに加えて学習会、HP等での宣伝に加えて、独自に市民運動が存在したことが愛知の反対運動に巾をもたらし、機動性を生み出した。その結果として、マスコミも注目する運動を展開できた。

2 今後の課題

(1) 反対運動を撤廃運動にどうつなげるか。具体的な運動の提起が必要である。

(2) 経験によって運動は継承される。それを自覚的に追求する必要がある。若手弁護士に積極的に運動への参加を働きかける必要がある。

(3) 解釈改憲、立法改憲との闘いと秘密保護法撤廃運動意識的な結合を作り出すためにも、全国各地で学習会を開催する必要がある。労働組合・民主団体・各地の9条の会で積極的学習会を開催することが重要である。それをきっかけに各地に運動体を結成し、それを全国ネットワークがつなぐ。

(4) 新たな活動家層の発掘、育成のためにも団員が中心に座ることが重要（組織し、書き、話すこと、調整すること）である。それによって、市民の中に運動が広がり、会議は団体内やいつもの団体間の連絡会ではなくなる。全く運動に加わったこともない層やこれまで異なった活動をしてきた個人や団体ともつながることが可能になる。

(5) 歴史や、理論、諸外国の経験に学び、想像力を働かせて危険性を語ること、それを打ち破る展望を語ることで運動の盛り上がりを作り出すことができる。その運動を共に経験する中で仲間が増える。そのことに確信をもって実践することが重要であることをこの間の運動は示している。

特定秘密保護法反対の千葉県弁護士会等での取り組み

千葉支部 守川幸男

1 有識者会議報告に対する取り組み

2011年8月、民主党政権下で有識者会議報告書が出され、千葉県弁護士会で2012年7月に、憲法委員会や人権委員会、個人情報保護委員会から人を募り、5名で秘密保全法制対策PTを立ちあげ、私が座長となった。

約1年半の間に会内学習会、会長声明、PTニュースの発行、千葉県内の報道機関各社の編集長、支局長クラスとの懇談、記者との懇談などに取り組んだ。

2 特定秘密保護法案反対の取り組み

PTと憲法問題対策特別委員会の合同会議を重ねて方針を決めた。9月3日に法案概要が発表されてパブリックコメントを行うとのことで、弁護士会内で、これに意見を出すことを呼びかけた。

9月21日には、日弁連人権大会プレシンポとして、憲法委員会が7月から準備してきた「秘密保護法と知る権利 一情報は誰のものか」と題する集会を開いた。講師は清水勉弁護士と高田昌幸元北海道新聞記者で約100名が集まった。

10月16日には、特定秘密保護法に反対する意見書を発表した。その後衆議院での採決と参議院での採決の都度、抗議声明を出した。

弁護士会館に「特定秘密保護法に反対します」との横断幕を掲げた。副題は「今求められているのは情報

公開」「国民の知る権利を守ろう」であった。

この間、横断幕を用いての街頭宣伝を4回行い、事務職員も含めて最高で20名程が集まった。11月21日と12月6日の日比谷野音と国会前行動にはそれぞれ10名弱、20名弱の弁護士が参加した。

かつてのいわゆるスパイ防止法反対運動の時は、弁護士会館だけでなく各法律事務所での横断幕の掲示、自動車パレードなどユニークな活動を行い、反対運動への会員の参加率はもっと高かった。今回は集会、デモなどの取り組みには至らなかった。

なお、弁護士会とは別に、反対する会が結成され、二回アピールウォークを行い、それぞれ100人と500人が集まり、また、シール投票も行ったが、これらに弁護士も参加した。

団員が学習会の講師等をつとめた。

3 今後の取り組み

弁護士会に掲げた横断幕は、「国民主権、民主主義を否定する特定秘密保護法は廃止に」と書き換えて掲示中である。

千葉の反対する会が廃止させる会に名称変更して反対運動を続けるために、2月25日に総会を開き、海渡雄一弁護士を呼んで学習会を開く予定である。

いずれ弁護士会として集会、デモを企画し、反対する会とともに、廃止させる闘い、発動させない闘い、運用状況を監視する闘いなどに取り組んでいくことになると思う。

また、共謀罪や、捜査過程の可視化に絡んで、捜査手法の拡大として盗聴法の対象拡大、室内盗聴の容認などの改悪が計画されており、刑事弁護にも影響が出るので、弁護士会の関連委員会との連携を強め、幅広い会員に取り組みへの参加を呼びかけていくことになろう。

秘密保護法 横浜弁護士会、川崎地域の闘い

神奈川支部 三嶋 健

1 横浜弁護士会の動き

横浜弁護士会では、憲法問題協議会、人権委員会が中心になって憲法問題に取り組み、日弁連の呼びかけに応じて、民主党時代から、秘密保護法反対運動をしていたが、運動の盛り上がりは今一步の感があった。それが、急速に盛り上がったのは、会長が

運動の先頭に立ったからである。

政治的なコミットには慎重な会長ではあったが、秘密保護法の内容のあまりのひどさに、憲政の危機を実感したのだと思う。2度にわたる会長声明をだし、自ら、街頭の宣伝に出た。

会長が運動の先頭に立った効果は大きく、4回にわたる宣伝活動は、回を追うごとに広がり、若手、重鎮も含め、50名近い弁護士が参加する大宣伝に発展した。弁護士会の活動は注目され、地元マスコミも関心を持ち、ビラの受け取りも、断然良かった。

2 川崎の闘い

私は、弁護士会の活動に参加すると同時に、地元川崎での運動に取り組んだ。

篠原義仁団長を講師として、11月6日に、中原区で120人規模の緊急学習会を開催し、学習会の呼びかけ人を中心に、秘密保護法に反対する連絡会を組織した。当初は、川崎労連、新婦人、平和委員会などが中核であったがその範囲を超えて、オンブズマン運動、公害運動、原発反対運動で一緒にやっている市民グループも合流し幅広い運動となった。

年配者に嫌悪された、若者に受けが良かった死神を表紙にあしらったリーフレットは大変な人気であり、団本部に1万部要求したところ、全国から注文が殺到しているからだめだと断られ、それまでに入手した1000部と、団本部を拝み倒して入手した3000部を配布したがあっという間になくなった。ハロウィンのときは、子供が列をなして受け取りに来た。情勢が緊迫すると、市民の共感も広がり、声をかけられることも多かった。これほどの支持を受けた宣伝は、めったにないことであった。

死に神リーフレットがなくなると、最後は、死神のデザインを勝手に使用した海賊版も含め、反対のビラであれば、なんでも配った。

早朝、夕方とほぼ連日の街頭宣伝をやりきった(11月13日、16日、21日、23日、29日、30日、12月3日、6日)。私たちだけではなく、市民グループも宣伝に取り組んだので、この間、川崎市全域で、空前の宣伝がなされたように思う。

12月6日は、川崎駅頭で宣伝し、その後日比谷野音に参加し大いに盛り上がり帰宅したが、帰宅して最初に接したのが秘密保護法案の強行採決の報道であり、また、二人の逮捕者が出たという報道であった。その一人が川崎の地域九条の会の会員であり、慄然としたことを今でも覚えている。

3 闘いの今後

今後であるが、横浜弁護士会は会長を委員長とする憲法問題対策本部を組織し、会をあげて改憲問題と向き合うことになる。川崎は、秘密保護法を廃案にする市民連絡会を結成して、改憲策動と対抗する準備をすすめている。

東京南部法律事務所の昨年1年間の取り組みを振り返って

東京支部 佐藤 誠一

東京は大田区、城南地域にある事務所から、昨年の96条先行改憲阻止、そして特定秘密保護法(案)阻止等を中心とした憲法課題への取り組みについて報告させていただく。

1 9条の会など地域の団体を中心とする活動

これまでの当事務所での憲法課題への取組といえ、**「弁護士9条の会おおた」「大田9条の会」「大田憲法会議」「共同センター」**などの地域の団体に、**弁護士・事務局各所員が団体に加わり、活動の中心的存在として、団体運営や宣伝行動に積極的に参加してきた。**

その中の一つ、**弁護士9条の会・おおた**(以下「**弁9**」)といいますが、の活動について・

弁9は、大田区に在住・在勤の弁護士でつくる9条の会です。実際には、憲法9条に限らずあらゆる憲法問題をテーマに活動をしている。賛同している**弁護士は、団員だけでなく団員以外の弁護士も多数参加している。**

弁9は、2005年5月に小森陽一さん、郡山総一郎さんをお招きし、結成記念講演会を行った。以降、世話人会を定期的にもち・**弁護士会の会議室でお弁当を食べながら楽しくやっている**・その時々々の情勢にあわせた憲法問題をとりあげ、大田の地域で定期的に講演会を開催している(これまでの企画はHPをご参照されたい<http://lawyer-a9oota.main.jp/intro/intro3.html>)。弁9のタイムリーでホットな企画は地域でも定番となっており、常連の参加者も多数おられる。

学習会のほか、弁9では、駅頭宣伝にも熱心である。憲法96条の改悪が狙われた2013年7月の参議院選挙前には、蒲田駅で96条「改憲」反対の一点で宣伝行動を行った。この宣伝は大田区議会の

自民党以外の全政党に呼びかけた。2012年の都知事選で、大田区内では社民党、新社会党、生活者ネット、日本共産党、民主党（区議が個人として）が共同して、宇都宮候補応援の街頭大演説会を成功させた経験があった。この経験を発展させた企画が何かできないか、と考えたことがきっかけであった。緊急の呼びかけにも関わらず、当日は新社会党、生活者ネット、日本共産党、緑の党が参加し、「憲法96条改憲反対!」「憲法守れ!」を訴えた。

弁9は地域の方々とともに、今後も憲法改悪反対の運動に取り組んで行く。大田区在住在勤の弁護士ならいつでも歓迎!是非ともご参加いただきたい。

2. 事務所で取り組んだ学習会講師活動

事務所独自の取り組みであるが、都議選・参議院選と並行して、2013年5月以降は96条改憲策動への、そして10月以降は秘密保護法一立法改憲策動へのカウンター企画として、「憲法出前学習会」の取り組みを追求してきた。特定課題への学習会運動はこれまでも毎年のように行って来たが、今年の取組はいくつも特徴的なことがあった。

その1…日頃おつきあいしている顧問先など地域の労組・諸団体へ、活動のサポートをさせていただけることはありませんかと懇談を呼びかけた。その結果、新たな定例出張法律相談や学習会企画の需要を掘り起こすことができた。前後して96条改憲問題が急浮上したことから、学習会講師の要請が寄せられるようになった。

その2…これまでは学習会講師やります、との一方的なお誘いの手紙を出すだけで、あとは「待ち」の姿勢であった。しかし今回は、「その1」ともからむが、各労組・団体の担当弁護士から、電話で「御用聞き」を行い、企画のお誘いフォローした。

その3…「学習会」というと、「人集めが…」、「時間が…」、「…重い…」と、労組など執行部の方々も気苦労が多いものである。そこで、「学習会」という「場」や「人数」にこだわらず、執行委員会や理事会など、定例の会議の中で今の憲法情勢についてうったえさせてほしい、10分15分いただけませんか、と要請した。これが断られることはほとんどなく、短時間の学習会企画が次々誕生した。こうして情勢をうったえれば、それがきっかけになって、「重い」はずの1時間の学習会があちこちから声がかかるようになったのである。

その4…こうして昨年1年間の「憲法出前学習会」の講師派遣は、なんと50回を数えた。記録的な数

である。しかも特定の弁護士への「人気」(失礼!)に乗るのではなく、事務所への要請に所員が手分けして総出で対応しているのも重要な特徴である。

その他学習会と並行して、リーフレット普及のお願いを郵送・FAXで呼びかけ多数のリーフも普及してきた。安全保障に関する特別委員会メンバーへのFAX要請、署名の呼びかけを行った。それがきっかけともなり、区内各団体独自に、連続的な駅前宣伝行動に発展していった。

11月28日に内藤団員を大田区へお招きしての学習会を持った。そこには会場一杯に約100名が参加した。内藤団員はご自身の議員経験にもとづいて、秘密保護法案は「参議院で廃案にできる!」との訴えられ、参加者も心を打たれました。

年が変わって2014年、秘密保護法廃止と国家安全保障基本法案阻止をテーマに、憲法学習会を勧誘する年賀ファクスを区内労組などに送った。昨年の実績が背景となっていると思うが、既に3回の学習会講師の要請を受けた(内2回は1月中に実施済み)。昨年の取り組みを回顧し今年の取り組みを展望する学習会となっている。今年も憲法学習会は、満員御礼だぜ!!

「STOP! 秘密保護法」大集会に参加して

東京支部 横山 雅

2013年11月21日、特定秘密保護法案に反対の声をあげる「STOP! 秘密保護法」大集会が、日比谷野外音楽堂で開催された。開催前の午後3時、私は、「憲法改悪反対共同センター」主催の秘密補法反対の院内集會に参加していた。この院内集會は、急遽、決まったものであり、参加人数を心配したものの、大阪や奈良から新婦人の方々が駆けつける等、50名近くに上る盛況ぶりで、6時30分から始まる集會には想像以上の人が集まるのではないかと期待した。

日比谷野外音楽堂の会場は開始時間前からすでに埋まり、会場の外に参加者があふれている状況であった。前件の関係で開始時間ギリギリに到着した私は、日比谷野外音楽堂の中に入ることはできず、会場の周りの状況を見ようと散歩していたら、日頃見慣れた皆さんがたくさんいた。報道によれば、参加

者は1万人以上だったようである。ちなみに私が所属する東京合同法律事務所からの参加者は事務局を含めて20名を超えていた。そんな中で会場の周りを散策していた私は、突然背後から名前を呼ぶ声が聞いた。その声の主は以前に私が担当したとある労働事件の依頼者Kさんであった。Kさんは、組合員や活動家ではなく、メディア関係等の仕事をしているわけではないいわゆる普通の一般市民である。奥さんと一緒に来ていたKさんは私に「秘密保護法は、日本を駄目にすると思って、インターネットでこの集会を知りいてもたってもいられず、夫婦で来てみました。こんなに人が集まるなんて日本もまだまだ捨てたもんじゃありませんね。来て良かったです。」と笑顔で話してくれた。Kさんのような普通の市民が「いてもたってもいられず」集まってきたという事実こそ、国民が特定秘密保護法案の危険性に気づき、強く反対しているという事実が示されていたと思う。

会場の中に入れなかったため、集会での各報告を聞くことはできず、その点は残念であったが、それと同じように価値のある市民の声を聞くことができた。集会後のデモは9時を過ぎても絶えることなく続いていた。

特定秘密保護法案が表現の自由を奪いこの国の民主主義を破壊する危険な法律であることが国民の中に広く浸透していること、国民の反対の声が力強くあがっていることを実感できる集会であった。

この国民の声を国会に届け、特定秘密保護法を廃止に追い込みたい。

「原発事故被害者訴訟と秘密保護法」

福島支部 渡邊 純

団本部から届いた原稿依頼のFAXには、テーマが「原稿（ママ）被害と秘密保護法」と書かれていて、「うん、確かに」と一人肯いた。依頼された私にとっての「原稿被害」なのか、私の原稿を読む人にとっての「原稿被害」なのか…おそらく両方だろう…（笑）。ま、それはともかく、福島支部の便利屋として、原発被害の問題と秘密保護法阻止の取組みについては、一言書いておきたいと思う。

昨年の割と早い時期から、秘密保護法の問題については関心があり、支部の幹部（といっても某H支

部長と便利屋くらいだが）の間では、「支部として取り組むべき課題ではないか」と相談したり、救援会などにも「学習会から始めよう」と提起をしたりしていた。しかし、原発被害の救済活動、特に集団訴訟（県内では、いわゆる生業弁護団が福島地裁本庁に、また、福島原発被害弁護団が同いわき支部に、それぞれ集団訴訟を提起している）の対応に追われ、なかなか具体化できていなかった。

しかし、法案が国会提出されると、さすがに県内の民主勢力もその危険性を認識し、福島支部の団員も、県内各地で開催される学習会などに駆り出されることとなった。その中での経験を一つご紹介したい。

郡山から車で30分くらいの小都市での学習会を依頼され、赴いたときのこと。平日の日中であったためか、参加者は、高齢者が7～8人。内心、若干がっかりしながら、ひとしきり法案の内容や問題点を話し、その後懇談した。懇談中、かなり高齢の女性が「あの、戦争のとき、小学生だったんだけど、スパイがいると困るからって、郡山への修学旅行が中止になったんだぞい。あんなことを許してはなんね」と口火を切った。すると、みんな堰を切ったように、自分の経験を話し出した。ある人が「でもない、俺らみんな年取っちゃって、話を聞ってくれる人なんかいないんだ、どうすればいいんだべない」と悩みを述べたが、それに対して「新聞さ投稿してみたらいいばい。年をとったって、そのくらいのことはできばい」と答える人もあり、最後は「地域のイベントで秘密保護法の危険性を訴えよう！」というところまで話が盛り上がった。少数でも学習会を行うのが確信と行動につながることに、戦争時代を経験した世代の実感を語ってもらうことが重要であることを示すエピソードだと思う。

特に、原発事故被災地である福島県内の民主勢力は、原発事故についての情報隠し（SPEEDIの情報隠されていたことなど）についての怒りとともに、原発そのものの構造についての情報などが特定秘密として指定され、原発事故の責任追及が困難になることを問題として、広報や集会などの活動に取り組んだ。

もちろん、その活動は、原発事故の責任追及を行っている原告団にも広がった。私こと便利屋が主として関与している「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団も例外ではなかった。特に、生業原状回復集団訴訟では、原告側が、未開示の津波シ

ミュレーションの試算データの開示を求め、文書送付嘱託を申し立てていたところ、昨年11月12日の第3回期日で、裁判所が送付嘱託を採用するとの決定をしていたが、東電も電事連もこれを拒否する回答を行った。また、昨年11月25日に福島市で行われた衆議院国家安全保障特別委員会の地方公聴会では、生業弁護団副団長である荒木貢団員が公述人として、原発に関する情報が「テロ対策」と称して特定秘密に指定されると被害者による責任追及等ができなくなると反対意見を述べ、さらに、荒木団員をはじめ7人の公述人全員が法案に反対ないし慎重な意見を表明した（原告団の多くも、会場周辺で反対アピール活動を行った）にもかかわらず、翌26日には、衆議院本会議で採決が強行された。この一連の過程が、原告団の怒りに火をつけた。原告団のメーリングリストでは、原告団の主要メンバーが自発的に取組みを議論し、さまざまな行動提起や報告がなされた。連日のようにプラカードを持って街頭宣伝をする原告、地域での金曜行動で秘密保護法の危険性を訴えた原告…。

こうした中、12月に法案成立が強行されたことは、まことに残念である。しかし、福島県内の民主勢力や集団訴訟原告団は、決してくじけてはいない。

生業集団訴訟の原告団・弁護団は、今年の期日で、東電や電事連を追い詰め、津波に関する試算データを提出させようとしている。これは、国民が、自らの生活や安全に関する情報を自らの手に取り戻すための闘いであり、かつ、秘密保護法の廃止を求める闘いの第一歩になるものであると思う。

原発事故被害救済訴訟と「秘密保護法」

東京支部 馬奈木 巖太郎

1 原発事故被害救済訴訟の概要と「生業」訴訟の現在

福島第一原発事故による被害の救済を求めた訴訟は、2014年1月現在、13の裁判所（本庁・支部）に係属し、原告は4000名を超えている。そのほとんどの訴訟において、東京電力のみならず、国も被告となっており、民法（あるいは原子力損害賠償法）や国家賠償法に基づく不法行為責任が問われている。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、

そのなかでも2000名という最大の原告団を擁し、本年2月に予定されている第三次提訴の原告予定者をも含めると、全国の原告の約6割を占める訴訟となっているが、国と東京電力を被告とし、原状回復と慰謝料を請求している。この訴訟において、2013年11月12日、福島地方裁判所は、原告らの文書送付嘱託を採用し、東京電力と電気事業連合会に対し、事故前に試算していた津波や安全評価に関するデータを提出するよう求めた。まさに「秘密保護法」反対運動が盛り上がりつつあるなか、全国の訴訟で初めてとなる試算データの提出を求める判断は、事故をめぐる情報が誰のものであるべきなのかについて、裁判所の見識を示したといえるものだった。しかし、東京電力も電気事業連合会も、この提出を拒否。東京電力は、原発事故については原子力損害賠償法が適用され、同法は過失を要件としていないことから、過失の存否を判断する材料となる試算データの提出は必要ない、電気事業連合会は、内部文書である、というのが理由だった。

本年1月15日付の福島の紙面には、「東電の過失審理対象に」「全国初の争点」「裁判長『重要な争点』」といった見出しが躍った。前日の第四回期日において、裁判長が、「裁判所としては、東電の過失の有無は重要な争点であると認識している」と述べ、東京電力に対し、その前提で書面などを準備するよう求めたことをふまえての報道であった。原子力損害賠償法が過失を要件としていないことなどを理由に、東京電力の過失は審理対象としないとの判断を示す裁判所も存するなか、東京電力の過失が審理対象となるのは初めてであった。

2 事故情報と「秘密」

今回の原発事故についての被害救済訴訟における重要な目的の一つは、国と東京電力の責任を明らかにすることである。“未曾有の公害”と称され、これだけの甚大な被害をもたらした事故について、加害者である国と東京電力の責任は、徹底して明らかにされる必要がある。そのために不可欠なものは、事故原因の解明にかかわる情報、シビアアクシデント対策など安全確保にかかわる情報、事故後の国や東京電力の対応に関する情報などであり、上記の試算データも、まさにその一つとして位置づけられる。

しかし、「秘密保護法」の制定は、こうした情報の開示を困難にさせる。審議過程において、森雅子担当相は、「警察における原発の警備の実施状況」については、秘密指定の対象であると答弁している。「原

発の警備の実施状況」に関連するとして、原発事故にかかる情報が秘密指定されない保証はないのであり、広く国民に対して開示されなくなる危険性は現実のものとなった。実際、立法がなされる以前から、東京電力は提出を拒否し、あるいは事故後の対応にかかわるところでは、国などはSPEEDIの情報なども開示することがなかった。「秘密保護法」は、こうした国や東京電力の不誠実な対応を正当化させ、“お墨付き”を与える効果をもたらす。原発事故をめぐる情報や事故の原因解明に資する情報について、誰のものであるべきかという観点からではなく、権力担当者の情報保持の観点から指定を行うということが、誰にとって利益をもたらすのかは、すでに明らかといえる。

「秘密保護法」は、秘密指定することで、権力担当者にとって“不都合な真実”を隠すことを可能にするが、それは単に事前開示を妨げるだけではなく、今回の原発事故のように事後開示の場面においても妥当する。国や企業が違法と評価されうることを行うことが今後もありうるとすれば、その行為の原因解明は、国民にとってもどうしてもよい事柄ではないはずである。現に、公害や薬害などにおけるたたかいは、そうした取り組みだったはずである。「秘密保護法」は、その秘密範囲の曖昧さからしても、その営みを危うくし、国や企業の“隠蔽”体質を助長させる。

「秘密保護法」は、廃止されなければならないし、国や企業の“隠蔽”体質は改められなければならない。そのために、原発事故の被害救済にかかわる弁護団として、原告団とともに、法廷の内外で、引き続き全力で取り組んでいく決意である。

原発情報と「特定秘密保護法」

埼玉支部 大久保 賢 一

問題の所在

福島原発事故に際して、放射性物質の拡散状況に関するデータ（SPEEDI）が米国には提供されたが、国民からは隠されていたために、福島県浪江町の住民が放射線の高い方向に避難するという悲劇が起きた。政府は、原発事故に関する情報を国民のためには使おうとしなかったのである。そんな政府が「国民の安全のため」として、「特定秘密の保護に

関する法律」（特定秘密保護法）を国会に上程している。原発情報は、きちんと国民に提供されるのであろうか。「特定秘密」とされ、隠蔽されることはないのだろうか。それが問題である。

原発情報は特定秘密になるか

政府は「原発情報が秘密になることは絶対はない。」と断言してきた（例えば、磯崎陽輔首相補佐官の昨年9月18日のテレビ番組での発言）。ところが、10月24日に開かれた超党派議員と市民による政府交渉の場で、内閣情報調査室橋場健参事官は、「原発関係施設の警備等に関する情報は、テロ活動防止に関する事項として特定秘密に指定されるものもありうる。」と説明したのである。そして、核物質貯蔵施設などの警備状況についても同様であるという。

政府説明の矛盾と法案

政府の説明は矛盾していたのである。いずれの説明が正しいのであろうか。法律に基づいて検討してみよう。法律の別表第4号イは「テロリズムの防止のための措置またはこれに関する計画もしくは研究」を特定秘密と指定するとしている。原発は核エネルギーを利用している施設であり、そこで事故が起これば「死の灰」が人間と環境を襲うことは、誰でも知っていることである。今、私たちはその渦中にいるのである。その核施設がテロの対象とならない保証はない。むしろ格好の標的であろう。であるがゆえに、各国は原発のセキュリティ（核セキュリティ）に心血を注いでいるのである（ちなみに、原発は世界に430基ある）。テロ対象の原発において、どのようなテロ対策が取られているのかは秘密にされなければならないであろう。このように、法律上、原発情報が除外されるなどということはいりえないのであって、「秘密とされることは絶対ない」などというのは明らかな虚偽である。

原発情報はブロックされる

この法律は、原発に関する情報をブロックする機能を果たすのである。そして、そのブロックの対象は、テロリストだけではなく、国民全体も含むことになる。テロリストだけを排除しての情報公開などありえないからである。また、ブロックされる情報は、テロリストの攻撃だけではなく、自然災害に関する情報、人為的な事故に関する情報、更には原発の内部構造なども含まれるであろう。テロリストがどのように情報を利用するか判らないのであるから、すべての情報を隠さなければ目的を達成できないからである。

こうして、国民は、原発に関する情報に接することができないことになり、自然災害であろうが人為的事故であろうが、その危険性から免れることができない事態が想定されるのである。安全と安心を求めて、テロとの戦いを優先するという発想と論理が行き着いた体制がここに出現するのである。安全と安心の確保を政府にお任せし、その代償として「知る権利」や「報道の自由」を差し出すことになる。にもかかわらず、安全や安心から遠ざかるというパラドックスの出現である。私たちは、そのような社会を望むのであろうか。

法律の構造

法律によれば、防衛、外交、特定有害活動、テロ対策などに関する情報は、行政機関の長の判断で「特定秘密」とされ、国会や言葉の本来の意味での第三者機関の関与は予定されていないので、何が秘密とされたのかも不明ということになる。のみならず、その「秘密」を漏らした公務員も、政府情報を明らかにしようとする国会議員も、取材しようとするジャーナリストも、「犯罪者」とされる危険性に晒されるのである。

秘密保護法などなくても、放射性物質の拡散に関するデータを隠蔽した政府が、秘密保護法を手に入れてしまえば、国民の生命や健康にかかわる情報や環境汚染にかかわる情報も、「テロ対策」などの名目で国民の目から隠してしまうであろう。そして、それを知らせようとする人たちは、「犯罪者」とされることを恐れ、その行動を自主規制することになるであろう。

この法律は、「国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大したので、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」としている。

目と耳をふさがれることは、自主的判断の材料を奪われることを意味している。防衛、外交などだけではなく、国内の治安情報や原発情報についても同様である。ここでは、基本的人権は無視され、国民は主権者の地位から追いやられことになるであろう。このような事態を想定して、国会と政府に注文を付けていた地方議会がある。

福島県議会の意見書

福島県議会は、昨年10月9日、「特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書」を全会一致で採択している。同意見書は、日弁連の

反対の立場を援用しながら、原発の安全性に関する情報や住民の安全に関する情報が、核施設に対するテロ活動防止の観点から、「特定秘密」とされる可能性を指摘している。その上で、今、必要なことは、情報公開の徹底であり、刑罰による情報統制ではない。内部告発や取材活動を委縮させる法案は、情報隠蔽を助長し、ファシズムにつながるおそれがある、もし採択されれば、民主主義を根底からことになるとして、両院議長と内閣総理大臣に慎重な対応を求めていた。

原発事故を体験し、現在もそれと対抗している福島県議会は、事態を正確に認識しているのである。私たちもこの認識を共有したいところである。

小括

外国からの攻撃やテロを恐れなくて済む最も根本的な方法・手段は、敵対関係を解消することである。国際情勢が複雑になったからといって、軍事力を整えれば問題が解決するわけではない。史上最強の軍隊を持つ米国が、最もテロを恐れている姿を見れば容易に理解できる場所である。軍事力では問題を解決できないだけでなく、むしろ事態を悪化させてしまうことは、イラクやアフガニスタンの現状が物語っている。そして、盗聴に明け暮れても、得られるものよりも失うものの方が多いことは、今の米国を見れば明らかであろう。そんな米国に歩調を合わせなければならない理由はない。

そして何よりもテロや戦争は人間の営みである。それをなくすことは困難かもしれないけれど不可能ではない。現に、日本は、この70年近く、他国との戦争はしてこなかったし、テロのターゲットにもなっていない。その基底に非軍事平和の憲法の存在があったことは間違いない。今まで出来たことがこれからできないということはないであろう。

他方、原発事故は起きている。その直接の原因は地震と津波という自然現象である。自然現象をコントロールすることはできない。災害や事故は避けられないのである。

テロリストを恐れるあまり、国民の必要不可欠な情報まで隠蔽してしまうことは、本末転倒であろう。テロ対策を理由として、原発情報をすべて隠蔽することに道を開く「特定秘密保護法」はその施行を許さず、撤廃しなければならない。

2014年1月27日記

情報保全隊訴訟からみた秘密保護法の問題

2014年2月6日

宮城県支部 小野寺 義 象

1 秘密保護法の人権侵害の危険の先取りともいえる事件が、現在仙台高裁で審理されている。陸上自衛隊情報保全隊（現在は自衛隊情報保全隊）による国民監視差止め訴訟である。

2 イラクへの自衛隊派兵が大きな社会問題になった時期（2003年末から04年2月）に、情報保全隊が、派兵に反対する全国の広範な団体・市民の集会、デモ等を「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」として監視し、個人の実名・写真を含む秘密文書を作成していたことが、自衛隊員の内部告発によって発覚した。

被告国は、秘密文書の成立に関する認否を拒否したが、仙台地裁は、2012年3月26日、情報保全隊の市民監視の事実、秘密文書の存在を認定した上で、この文書は国民の自己情報コントロール権を含む人格権を侵害する違法文書と判断して、5人の原告に対する国家賠償を国に命じた。

国の保有する秘密文書が国民の人権を侵害した違法文書だったことが明らかになったのである。

3 仙台高裁では、元情報保全隊隊長（鈴木健氏）の証人尋問が行われ、違憲性・違法性が一層明確になっている。以下は、鈴木証言の一部である。

(1) 情報保全隊はなにを監視しているのか

情報保全隊の任務は「外部からの働きかけから部隊等を保全すること」であり、外部からの働きかけには「秘密を探知する動き」が含まれる。

秘密を探知する可能性のある団体等の動き、活動、これらの団体等による隊員あるいは家族に対する接触状況、こういったものが情報保全隊の情報収集の対象となる（第1回尋問調書2頁）。

一般市民についても情報を集めることはあり得る（同21頁）。自衛官人権ホットラインの開設やそのホームページの開設も外部からの働きかけ等に当たり得る（同50頁）。

秘密保護法の「特定秘密」を探知しようとする団体（報道機関等）の動き、活動は、自衛隊にとって、外部からの働きかけそのものであり、当然に情報保全隊の監視対象となる。

(2) 報道機関の取材は外部からの働きかけにあたるか

報道機関の記者が隊員の話聞かせたいと取材を申し込むことは外部からの働きかけに当たり得ない（同33頁）。

隊員に対する取材については、広報を通じて申し込むものであるというふうには私は認識をしている。だから、外部からの働きかけには該当しないと認識している（第2回調書13頁）。

（記者が広報を通さずに隊員や家族に直接取材を申し込むことは外部からの働きかけに当たり得るかとの問いに対し）そういう場合はあり得ないと私は認識している。マスコミが、報道の方が、広報を通さずにそういうことをすることはないと認識している（同上）。

（広報を通さない取材は問題のある取材なのかとの問いに対し）それは取材ではありません（同14頁）。取材は広報を通じてなされるものであると認識している（同上）。マスコミの取材というならば、広報を通じて言ってきていただくということで、それが取材だと認識している。それだけです（同上）。

秘密保護法は「取材の自由に十分配慮しなければならない」というが、自衛隊が念頭においている「取材」とは「広報を通した取材」に過ぎないのであり、それ以外は「外部からの働きかけ」となる。

(3) 情報保全隊は国民のどのような情報を収集しているのか

秘密を探知しようとする外部からの働きかけに該当する行為（広報を通さない取材や集会・デモ行進等）の内容に関する情報のほか、それら活動の関係者及び関係団体等が行う他の活動、関係団体等に所属する個人に関する情報も収集し、整理していた（同31頁）。

その情報には、氏名、職業、住所、生年月日、学歴、所属団体、所属政党、個人の交友関係、過去にその個人が行った活動も含まれる（同53頁～56頁）。

このように、秘密保護法が制定される前から、自衛隊は国民のプライバシーに関する広範な情報を収集し保管しているのである。

(4) 情報保全隊はどこから情報を入手するのか

警察も含む全ての他の行政機関から非公開の情報の提供を受ける可能性がある（第3回調書4頁、11頁）

(5) 情報保全隊が集めた情報はどうなるか

外部からの働きかけ等を行った団体・個人の情報についてまとめたリスト、個人や団体について整理し

た文書、団体の傾向（セクト？）ごとに整理している文書は存在していた（第1回調書64頁、第2回調書4頁、第3回調書38頁）。

4 このような情報保全隊の違憲違法な監視活動の全容を国民に明らかにし、これを中止することこそが国に求められているものである。

秘密保護法は、特定秘密を厳罰をもって守ろうとしているが、これは、情報保全隊による人権侵害の違法文書を内部告発した勇気ある公務員を犯罪者にしたてること、国家の違憲違法行為の隠蔽を合法化すること、これを正そうとする私たちの国民運動を抑圧することを意味しており、断じて容認できない。秘密保護法は一日も早く廃止しなければならない。

那覇市情報公開訴訟と「防衛秘密」 —「秘密」はどのようにつくられるか— 沖縄支部 仲山 忠克

はじめに

2013年12月6日に成立した特定秘密保護法は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野に関する事項を保護する秘密の範囲としている。そのうちの防衛に関する事項の秘密性の存否が直接の争点となった裁判例がある。那覇市情報公開訴訟である。防衛情報の本質が具現化された訴訟として注目に値する。

1 事案の概要

那覇防衛施設局（当時）は、1988年12月、建築予定のASWOC（対潜水艦戦作戦センター）庁舎（以下、「本件施設」という）の建築計画通知書および添付図書44点を建築基準法に基づき那覇市に提出したところ、一市民が、「ASWOCは有事の際、真っ先に敵の攻撃目標とされかねない。平和な市民生活を営む上からも、その内容について十分に市民の知る権利とチェックの機会が保障されるべきである」旨主張して、那覇市情報公開条例に基づいて公開請求した。ASWOCは、対潜哨戒機P3-Cに対する戦術支援、指揮管制を行って、敵潜水艦を攻撃させる任務を負う軍事施設である。

那覇市長は、国民の知る権利の保障の観点から、同年9月、これらの図書の全面公開を決定した。国（那覇防衛施設局）は、これら44点の図書には防衛秘密が存すると主張して、ただちに那覇地方裁判

所に対して、那覇市長を被告として情報公開決定の取消を求める行政訴訟を提起し、併せて公開決定の執行停止の申立をした。この執行停止申立事件の審理の過程で、国は23点の図書には秘密性はないと自ら公開に同意したので、那覇地方裁判所は、残る21点の図書について、それを見ないまま、国の主張を全面的に受け入れて執行停止を決定した。

こうして、本件施設の21点の建築設計図書（以下、本件図書という）の秘密性の存否をめぐる那覇市情報公開訴訟（以下、本件訴訟という）が開始された。

2 「防衛秘密」についての国の主張

国は、本件図書には複数の防衛秘密が存する旨主張したが、その中心は本件施設の抗たん性に関する情報である。これにつき、国は次のように主張した。その迫真的な主張を準備書面そのまま引用するので、注目されたい。

「自衛隊の行動にとって不可欠な航空基地、指揮通信施設等は、有事における抗たん性の確保、すなわち、攻撃を受けた場合でも簡単にはその機能を停止することのないよう所要の措置を講じているところである。」

「具体的には、本件施設は、主として爆撃機による爆弾攻撃を想定し、その爆弾の重量、投下速度、投下高度等から弾道、弾着角度、弾着速度を見積もり、地中爆発による破壊威力を計算して、これに耐えうる鉄筋コンクリートの壁厚等を設計したものである。この点、本件施設は、一般庁舎、宿舎、隊舎などの通常の自衛隊施設とは全く異なった特殊な施設である。」

「本件施設の壁の構造、厚さなどの情報を含む本件図書が公開されると、本件施設の対爆撃強度が判明して、本件施設の破壊にとって最も効率的なデータ（爆弾の重量、爆撃高度等）を攻撃側に対して与えることになり、ひいては、我が国に対する攻撃を極めて容易かつ効率的なものにすることとなる。」

3 国の虚偽主張と防衛情報の本質

しかし、国の上記主張はまったくの虚偽であった。本件施設の実態は、壁の構造に何ら特殊性はなく、地下階の壁厚はわずか35cm、天井の厚さは20cm、土かぶり厚は50cmで、およそ一般庁舎建築物と何ら異なるものではないからである。ちなみに同訴訟で証人となった軍事評論家藤井治夫氏の証言によれば、抗たん性を有する建物とは、1トン爆弾に耐えられるように設計された旧日本軍の大本営地下壕

は、天井を4mの鉄筋コンクリートとしたうえ、さらに8mの土かぶり厚があったこと、防衛庁(当時)の中央指揮所は地下3階の深さが23.4mあり、通常の建物の6階分に相当していること、そのような様相の建物をいう、とのことである。

国の主張の虚偽性は、本件図書を所持している那覇市(被告)側にとっては一見明白であったが、それでも国は本件図書を見ることのできない裁判所や国民なら誤魔化せるとの判断の下に、虚偽の主張をしたものと解さざるを得ない。一審判決は、公開図書をもとに本件施設は「一般事務所建築物」と特段異なるものではないと判断した。

大仰な虚偽の主張を平然としてまでも本件図書を隠蔽しようとする国の姿勢は、防衛情報は国家が独占すべき聖域化されたものであり、裁判所も当然にそれを受け入れるべきで、国民には「知らしむべからず」という国家優先の思想的基盤に立脚したものと解される。虚偽と隠蔽こそ防衛情報の内在本質であり、それは際限なく拡大することを、本件訴訟は実証した。去るアジア太平洋戦争における大本営発表は虚偽の代名詞となっているが、その虚偽性は戦争という時代的背景の下でやむを得ず生じた偶発的なものではなく、防衛情報の内在本質がもたらした必然の帰結に他ならない。

防衛情報は、国民の生存や安全に直結するものであり、それ自体が独自の存在意義を持つものではない。そうであれば防衛情報は常に国民の生存や安全との関連において秘匿の要否は吟味されるべきであり、特に国民の知る権利の保障を侵害するものであってはならず、その聖域化は絶対に許されない。正確な防衛情報の取得によってこそ、国民は自らの生命や身体の安全を確保することができるからである。去るアジア太平洋戦争において、大本営が真実の情報を公表していたとするならば、アジア地域における連戦連敗は国民に厭戦や敗戦気分を醸成し、終戦が早期化したことは疑いない。そうであれば沖縄戦もヒロシマ・ナガサキの悲劇も生じなかったであろう。

4 軍事国家体制づくりの一環である秘密保護法は廃止へ

特定秘密保護法は、国家安全保障会議(日本版NSC)設置法とセットである。同会議の設置により、米国などの同盟国と秘密情報を交換・共有することになるので厳重な秘密保全が必要であるというのが、特定秘密保護法制定の理由とされている。米国の国

家安全保障会議の究極的な局面は戦争の決断だといわれ、戦争司令部としての機能機関である。その日本版設置は、戦争のできる軍事国家体制づくりに他ならない。そのための国民統制、国民監視の一環として特定秘密保護法は制定されたのであり、虚偽と隠蔽、それを保護する重罰の脅威に支えられた暗黒の社会・国家の出現をもたらすもので、明文改憲への布石でもある。

「軍事によらない平和」の構築を国家存立の基本原則とする日本国憲法下において、軍事力による安全保障を基盤とする軍隊は、その名称(自衛隊、国防軍、米軍)の如何に関わらず、その存在自体が許容されるべきではない。特定秘密保護法という防衛(軍事)に関する事項は、自衛隊や駐留米軍の存在を前提として存立するもので、それ自体が違憲情報である。かかる情報を保護する特定秘密保護法はその点だけを見ても違憲立法だといわざるをえず、直ちに廃止すべきである。

際限なく自己増殖することを不可避的特性とする軍隊(自衛隊を含む)の存在は、必然的に防衛(軍事)に関する情報につき秘密保護法制を要求するものである。かかる観点から言っても、憲法9条の原点に立ち返って軍事国家体制づくりを阻止するために、自衛隊や駐留米軍の存在根拠法である安保条約の違憲性が改めて鋭く問われなければならない。

国会議員の自殺行為と国会の死滅

東京支部 長 澤 彰

秘密保護法は、国会に認められた国政調査権を否定する憲法違反の法律である。行政監視機能の中核的権能である国政調査権を行政に売り渡し、国民代表機関としての国会の権能を放棄したものである。

秘密保護法は、国会による特定秘密提出の要請があっても、行政機関の長が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす」と判断すれば、拒否できるという規定に全く手をつけずに可決成立した。国会の国政調査権を行政権がその裁量で拒否できるのであり、国会のコントロールの及ばない行政領域を法律上認めた。これは、憲法が予定する議会制民主主義、国会による行政権の民主的コントロールを踏みにじるものである。

国会議員が、秘密会で知りえた特定秘密を漏えい

すれば、5年以下の懲役に処せられる、国旗議員は、その場合だけでなく、特定秘密を「管理を害する行為」による取得した場合は、10年以下の懲役に処せられる。この取得行為に対する処罰規定は、新聞・放送などの報道関係者だけでなく、一般市民も国会議員も対象となる。しかし、この処罰規定は、様々な情報を収集し、国政に活かす国会議員の活動に著しい規制を加えるものであり、国会議員の活動を放棄するものに等しい。従来なら、国会議員は、特定秘密に該当する事実に関して内部告発があったり、別ルートで重要情報を取得したりすれば、その情報の真偽を確認し、国政に重大な影響を及ぼすものと判断すれば、それを国会で取り上げたり、マスコミに訴えたりして、行政監視をはかることが可能であった。国会議員の当然の活動として、捜査の対象とされることはなかった。その行為により、国民の政治的関心がひきおこされ、国政に対する国民意識が高まり、行政に対する民主的コントロールを果たすことが出来た。まさに、憲法が予定していることである。

しかし、秘密保護法が成立した以降の国会は、国会議員が特定秘密を漏えいする行動をとれば、警察は国会議員のその行為を必ず捜査の対象とする。特定秘密の漏えいの嫌疑ではなく、取得行為そのものについて、教唆・共謀はなかったか、管理を害する行為はなかったかという嫌疑がかけられる。いきなり強制捜査が入ることもあれば、任意の取り調べにさらされることは必至である。国会議員や秘書や党関係者は、尾行され、盗撮され、盗聴にさらされるであろう。石破茂自民党幹事長は、特定秘密を漏えいした国会議員に失職などのペナルティを科す国会法改正の必要性を表明した。

秘密保護法の危険性は、国会議員の特定秘密の単純漏えい行為を直接処罰するのではなく、取得行為に対する嫌疑をかけ、必ず捜査の対象とするということである。国会議員が、重要情報に接することは国会議員としての地位を失うことになりかねない。このような恐ろしい事態にまきこまれたくないという国会議員の意識が醸成され、その行動を委縮させ、自制させることになる。行政の不正と疑惑をただす国会議員の行動は、明白に阻害される。そこにこの法律の重大な狙いがある。この法案は、国会議員の自殺行為であり、議会制民主主義は危機に瀕し、国会は事実上死滅する。秘密保護法の廃止こそが国会の権能の回復につながる。





日誌（2013. 9～2014. 1）

…… 運動は東京で行われた主だった行動のみ。

- 13 9 / 3 「特定秘密の保護に関する法律案の概要」発表。パブリックコメント募集。
27 「政府原案の詳細」発表。
- 10 / 15 第185臨時国会開会。
19 自民・公明、修正合意。18条（第三者）、21条（当時 報道）
25 秘密保護法案国会（衆議院）提出。
- 11 / 5 自由法曹団・第1意見書「徹底解明・秘密保護法案」発表。
7 衆院本会議・趣旨説明。安保特で審議。以後26日まで。審議時間46時間。
13 参考人質疑（参考人4名 長谷部、田島、春名、永野）
18 自由法曹団・第2意見書「秘密保護法／日本版NSC 山積する問題」発表。
19 参考人質疑（参考人4名 青山、三木、西村、前田）。
20 自民・公明・維新・みんな、4党共同修正合意（12項目の「みせかけ修正」）。
21 日比谷公園大集会・国会行動（1万人）。
25 福島公聴会（7人の公述人が反対・慎重を表明）、「4党共同修正案」趣旨説明。
26 安保特強行採決。本会議強行採決（自・公・み＝賛、民・共・生・社＝反、維＝棄）。
27 参院本会議・趣旨説明。安保特で審議。以後12月6日まで。審議時間22時間。
国家安全保障会議（日本版NSC）設置法、成立。
28 自由法曹団要望書「法案慎重審議と自由法曹団意見書ご活用のお願い」発表。
石破茂自民党幹事長ブログ「絶叫は本質的にテロとおなじ」。
- 12 / 1 日弁連・新宿西口街頭宣伝活動。
2 国会・ピースキャンドルナイト（1500人）。
3 参考人質疑（参考人3名 瀬谷、江藤、日比野）。
自由法曹団第3意見書「参議院での秘密保護法案廃案を」発表。
4 安保特・首相質疑（「機関」について答弁）。さいたま公聴会（民・み・維欠席）。
国会ヒューマンチェーン（6000人）
5 安保特・質疑打切、採決強行。
6 参院本会議（強行採決 自・公＝賛、民・共・生・社＝反、み・維＝棄）。
日比谷公園集会・国会行動（1万5千人）。国会周辺にも数千人。
11 安倍政権、東京五輪を口実に共謀罪の創設検討に（朝日デジタル報道）
13 秘密保護法公布、一部施行（18条、附則9、10条）。
25 情報保護監視準備委員会、初会合。
26 第二次安倍内閣一周年。安倍首相、靖国神社に参拝。アジア諸国反発、米「失望」。
27 「国家安全保障戦略」、新「防衛計画の大綱」、新「中期防」発表。
- 14 1 / 14 秘密保全諮問会議委員公表（渡辺、永野、宇賀、塩入、清水、住田、南場）。
16 Stop秘密保護法！共同行動、院内集会（140名）。
17 秘密保全諮問会議初会合。
24 186通常国会開会。秘密保護法廃止、国会ヒューマンチェーン（3000人）。
25 安倍首相、施政方針演説で「集団的自衛権」行使容認に言及。

法案と政府を追いつめた40日

自由法曹団の秘密保護法反対闘争

2014年 2月 7日

編集 自由法曹団改憲阻止対策本部
秘密保護法対策プロジェクト

発行 自由法曹団

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

Tel 03(3814)3971 Fax 03(3814)2623

URL <http://www.jlaf.jp/>
